

福岡看護大学の現状と課題 '23

福岡看護大学 自己点検・評価委員会

2024年12月

目 次

はじめに	1
1. 理念・目的	2-7
2. 内部質保証	8-13
3. 教育研究組織	14-20
4. 教育・学習	21-37
5. 学生の受け入れ	38-46
6. 教員・教員組織	47-51
7. 学生支援	52-69
8. 教育研究等環境	70-79
9. 社会連携・社会貢献	80-86
10. 大学運営・財務	
(1) 大学運営	87-95
(2) 財務	96-100

はじめに

福岡看護大学は、2017年4月の開学以来、「建学の精神」に基づき、設置基準を遵守して大学運営を行ってきた。2020年10月に文部科学省令に基づく設置計画履行状況調査を計画履行状況等調査委員会により受けるも指摘事項を付されること無く、2021年3月をもって完成年度を迎えることができた。

2021年4月には看護学研究科を開設し、学部教育との継続性と専門性に十分配慮し、「看護実践現場を牽引する看護指導者や管理者を目指す人材」「臨床や学校等での看護教育を目指す人材」の育成を行ってきた。2022年度をもって大学院の完成年度であったが、大学院に係る2022年度設置計画履行状況等調査において「専任教員の未充足」により設置計画で示された教員組織が適切に編成されていないことの指摘を受けた。2023年4月には新たな人事を行い、専任教員を充足させ2023年度の設置計画履行状況等調査においては、指摘事項は付されなかった。

本学の自己点検・評価活動として2021年度に、開学から4年間にわたる各種委員会の活動実績及び教育・研究、地域貢献や大学運営などの実績を「福岡看護大学の現状と課題 2017年度～2020年度」としてまとめ、課題や今後の展望を示した。また、同年度に大学基準協会認証評価用として作成した「福岡看護大学 自己点検・評価報告書」において評価基準毎の点検・評価を行い、本学の特色及び課題を明確にした。これにより2022年度には大学基準協会による実地調査を受けるとともに評価結果が2023年3月に通知され、基準協会の大学基準に適合していると認定された。ただし、内部質保証のプロセスが不明瞭であること、研究科において教育課程の実施に関する考え方を示していないことが指摘され、これらの改善に取り組んだ。「福岡看護大学点検・評価報告書'22 改善報告書」として、指摘事項について2022年度以降にどのように対応・改善等したのかを2023年12月にまとめて報告した。

今回、「福岡看護大学の現状と課題'23」として、大学基準協会が定める10の評価基準に準拠した自己点検・評価の項目を用いて、2023年度に実施した内容において明らかになった課題や今後の展望についてまとめたものである。

今後、魅力ある大学づくりを目指す上で、本冊子が内部質保証活動の推進に寄与するとともに、教育、研究、管理運営等の改革・改善の一助となれば幸いである。

2024年12月

福岡看護大学 学長 樗木 晶子

第1章 理念・目的

(1) 現状分析

【点検評価項目】

- ①大学の理念・目的を適切に設定すること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。

評価の視点1：大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。

評価の視点2：理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。

福岡看護大学（以下、「本学」という。）は、地域医療の質向上と健康長寿社会の実現に向けて貢献するために、看護の対象者一人ひとりの尊厳を保ち、その人らしい最適な生活（well-being）を支える看護専門職を育成することを目的として、2017年4月に開学した。以来、大学設置基準を遵守して大学運営を行っている。2020年10月に計画履行状況等調査委員会による、文部科学省令に基づく設置計画履行状況調査を受けるも指摘事項等付されることなく、2021年3月に完成年度を迎えることができた（資料1-1、資料1-2）。

2021年4月には大学院看護学研究科（修士課程）を開設し、看護学部と大学院看護学研究科（修士課程）を有する看護の単科大学となった（資料1-3）。2022年度末には完成年度を迎えたが、大学院設置計画履行状況等調査（AC）により教員補充の指摘事項が付され、2023年度までAC審査が必要となった。2023年4月に補充した専任教員の受審により問題なく補充が完了していることが確認され、2023年度末には、令和5年度設置計画履行状況等調査の結果として指摘事項のない大学等とされ、AC審査は完了した（資料1-2）。

本学が掲げる理念・目的は、「建学の精神」として、「教育基本法及び学校教育法に基づき、看護学に関する専門の学術を教授研究し、教養と良識を備えた有能な看護専門職を育成することを目的とし、社会福祉に貢献するとともに、看護学の進展に寄与することを使命とする。」と「福岡看護大学学則」（以下、「学則」という。）第1条に目的使命として適切に設定している（資料1-4、資料1-5）。

さらに、本学の「教育理念」として「生命の尊厳を基盤とした豊かな人間性と倫理観の涵養を図るとともに、看護学に関する専門の学術を教授研究し、関連分野と協調・協働する力を備え、社会において看護専門職として活躍するとともに、看護学の発展に寄与する人材を育成する」と、本学学則の別記（1）に定めている（資料1-4）。

「建学の精神」や「教育理念」は、本学ホームページ（以下HPとする。）や学部学生便覧であるCAMPUS MANUAL、大学院学生便覧・シラバス、大学パンフレット、学生募集要項に明示している（資料1-6、資料1-7、資料1-8、資料1-9、資料1-10、資料1-11）。

これらの大学が掲げる理念を踏まえ、看護学部の教育研究上の目的は、「豊かな人間性と倫理観の涵養を図り、看護分野の知識・技術・態度を教授研究し、他職種と協調・協働しながら個別性に応じた最適な生活（well-being）を目指した看護実践能力の育成及び口

腔を起点とした全身の健康支援が可能な看護実践能力を備えた看護専門職を育成する。」と学則の別記（1）に定め、本学 HP や学部学生便覧である CAMPUS MANUAL、大学パンフレット、学生募集要項に公表している（資料 1-4、資料 1-5、資料 1-6、資料 1-10）。

看護学研究科（修士課程）の教育研究上の目的は、「福岡看護大学大学院学則」（以下、「大学院学則」という。）の第 1 条目的に「看護学に関する学術の理論・応用を専門的に教授研究し、高度な専門職業人を育成することを通して、人々の保健・医療・福祉に寄与することを目的とする」と定めている（資料 1-12）。さらに、大学院学則第 7 条に、人材養成等教育研究上の目的として、「保健医療福祉に関する幅広い知識を身に付け、専門性を自ら深め、学術的に研究を実践・応用できる研究者、教育者及び高度な実践的指導者を養成することを目的とする」と定めている（資料 1-12）。これら大学院の目的については、本学 HP や大学院学生便覧・大学院シラバス、大学パンフレット、学生募集要項に公表している（資料 1-13、資料 1-7、資料 1-8、資料 1-11）。

以上の通り、大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び看護学部・看護学研究科における教育研究上の目的を明らかにしている。

また、看護学部・看護学研究科は大学の建学の精神や教育理念を共有しており、研究科の目的は、看護学の学部教育を修めた者や保健福祉医療の臨床経験を持つ者の能力を踏まえたものであるため、大学の理念・目的と学部・研究科の目的は極めて関連性の深い内容になっている。

また大学の理念・目的、学部・大学院看護学研究科の目的等の周知及び公表については、学生へ配布する要項や HP を通して行い、各々「学部紹介」「大学院紹介」のページを設けるなど、情報の得やすさや理解のしやすさに配慮した構成としており、適切に明示及び公表している。

看護学部及び看護学研究科の理念・目的については、入学時や学年毎のオリエンテーションなどで学生に説明し理解する機会を設けている（資料 1-14）。高校生や保護者に対しては、オープンキャンパスなどで説明している（資料 1-15）。教職員に対しては、新任教員 FD 研修会、スタッフ会議などで周知できる機会を設けている（資料 1-16）。また、「公開講座」などは、地域社会に向けて、本学の理念を伝える機会となっている。

以上のことから、大学の理念・目的を適切に設定し、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していると判断できる。

【点検評価項目】

②大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。

評価の視点 1：中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。

評価の視点 2：中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。

本学は 2017 年 4 月の開学から、2021 年 3 月の大学完成年度まで、大学院看護学研究科は

2021年4月の開設から2023年3月まで、大学設置計画を履行し、設置計画履行状況報告書として、大学ホームページに公表している（資料1-2）。

開学した2017年4月より、2020年度学部の完成年度を経て、2023年3月の大学院完成年度までの6年間は、本学の経営母体である福岡学園の中期構想である「学校法人福岡学園第三次中期構想」が履行された6年間と重なっていた。この構想は、本学を含めて、福岡歯科大学及び福岡医療短期大学並びに介護老人保健施設等に関して、各学長もしくは施設長のリーダーシップのもとで取り纏められたもので、「口腔医学の理念の下に、日本の社会基盤を支える高度の専門的能力および倫理観を備え、高い教養に育まれた豊かな人間性を有する歯科医師、看護師、保健師、歯科衛生士、介護福祉士を養成するとともに、教育研究・医療・保健・福祉・健康活動を強化し、広く地域・社会に貢献する。」というビジョンが中心となっていた。そのため、本学としての中・長期計画であることは論を俟たない（資料1-17）。これを受けて、2023年3月20日に、「学校法人福岡学園第四次中期構想」を制定し、2023年度より開始した（資料1-18）。

第四次中期構想の策定プロセスは、2022年度に受審した大学基準協会の認証評価において大学基準に適合しているとの認定を受け、その評価結果を踏まえたうえで、法人における経営方針を企画立案し連絡調整することを目的として設置している経営企画委員会を開催し、この委員会に各大学及び施設ごとの部会を設置し、その部会において検討を重ねた策定案を内部質保証推進組織である自己点検・評価委員会で点検・評価を行い、教職員からの意見募集、教授会等での検討の後、常任役員会、学園連絡協議会、評議員会と審議され理事会で決定された（資料1-19、資料1-20、資料1-21、資料1-22、資料1-23、資料1-24、資料1-25）。

この第四次中期構想では、「安定した財政基盤を構築し、学生ファーストの学修環境を整備するとともに、最先端の医療・福祉サービスの提供により地域社会に貢献する。」という法人ビジョンを掲げ、Ⅰ.教育の質の向上、Ⅱ.研究の質の向上、Ⅲ.学生の受け入れ・支援、Ⅳ.社会との連携・貢献、Ⅴ.組織運営、Ⅵ.財務・施設整備について、大学や施設ごと目標を掲げている。本学に関しては、Ⅰ.教育の質の向上に関して「1.口腔医学教育を実践する。」「2.教養と良識を兼ね備えた有能な医療人を育成する。」「3.国家試験への取り組みを強化する。」の項目を、Ⅱ.研究の質の向上では、「1.口腔医学を基盤とする研究を促進する。」「全学的独自色（研究ブランド）を構築し、研究を活性化させる。」「3.研究倫理、不正防止の徹底を図り、健全な研究活動を推進する。」の項目を、Ⅲ.学生の受け入れ・支援では、「1.教育現場を活性化させるため、定員を確保する。」「2.学生募集のための新たな広報手段を拡充する。」「3.学生の支援体制を整備する。」の項目を、Ⅳ.社会との連携・貢献では、「3.社会との連携を強化し、社会貢献を推進する。」「4.国際性豊かな人材を育成するために、国際連携を積極的に推進する。」の項目を、Ⅴ.組織運営では、「1.国の方針に則り、ガバナンスの強化を推進する。」「2.教員組織及び事務組織の再編並びに業務の見直しを検討する。」「3.評価の方向性や各評価団体の動向に注視しつつ、第三者評価を受ける。」の項目を、Ⅵ.財務・施設整備では、「1.財政基盤の安定化を図る。」「2.学園内のグランドデザインを策定し、新キャンパス整備計画を促進する。」の項目を掲げ、それぞれ具体的な目標を立案している（資料1-18）。本構想は、教育の質

や研究の質、学生受け入れや支援など、本学の学部や研究科の教育理念や目的を考慮可能な構成となっているうえに、財務・施設に関する目標も含めたものであり、本学の理念・目的の達成に向けた具体的かつ実現可能な内容となっている。

実際の計画履行は、年度ごとに看護学部及び看護学研究科の中・長期の計画立案や報告を行うこととなっており、令和5年度（2023年度）についても各項目について、年度始めに実行可能かつ具体的な到達目標を定めて、立案計画の下に活動を行い、年度末に報告を行った（資料1-26）。計画から報告まで、年度途中の進捗の確認などは、PDCAサイクルに則り、各委員会と連携し改善策を講じつつ運用している。

このように開学以来、第三次中期構想に引き続いて第四次中期構想においても、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸政策を設定している。この内容については福岡学園ホームページ上で公表している（資料1-18）。

以上のことから、大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していると判断できる

（2）分析を踏まえた長所と問題点

本学の特徴は、学校法人福岡学園が擁する歯科医師を育成する福岡歯科大学を始め、歯科衛生士を育成する福岡医療短期大学、地域の医療機関としての医科歯科総合病院、地域住民への健康支援を行う地域連携センターや介護老人保健施設を擁し、グループ法人が運営する特別養護老人施設がある保健・医療・福祉の総合学園としての教育研究資源や実績を活用できることである。

学校法人福岡学園の口腔医学推進の理念は、本学看護学部の教育目的である「豊かな人間性と倫理観の涵養を図り、看護分野の知識・技術・態度を教授研究し、他職種と協調・協働しながら個別性に応じた最適な生活（well-being）を目指した看護実践能力の育成及び口腔を起点とした全身の健康支援が可能な看護実践能力を備えた看護専門職を育成する。」に反映され、特色ある教育課程を編成している。

本学は2017年4月に開学し、2021年3月には完成年度を迎えることができた。さらに2021年4月には大学院を開設し、2024年3月にはAC審査も完了した。既に学部生は1期生から4期生を輩出し、大学院生は1、2期生を輩出したことから、「教養と良識を備えた有能な看護専門職を育成することを目的とし、社会福祉に貢献する」とする建学の精神はもとより、大学院の教育目的である「保健医療福祉に関する幅広い知識を身に付け、専門性を自ら深め、学術的に研究を実践・応用できる研究者、教育者及び高度な実践的指導者を養成することを目的とする」「地域社会の保健・医療・福祉に貢献できる高度看護専門職育成に寄与する」とした本学の大学の設置の趣旨等に記載した事項についても、着実に実現できつつあると考えられる。

建学の精神や、教育理念、教育目的は各学則に定めただうえで、学部学生や大学院生が常に目にするCAMPUS MANUALや学生便覧の始めに明記することはもちろん、学期始めのオリエンテーションで伝え続けることや、入学前からパンフレットや学生募集要項、HPなどの各種資料にも明示し公表することで学生を導くとともに、社会に向けての本学の社会的役割の説明責任を担っている。

2017年4月の本学の開学年は、「福岡学園第三次中期構想」の初年度に当たり、以来6年間、本学の財政にも中長期的な将来を見据えて中期構想に沿って、本学の事業計画、具体的達成目標を定め、本学の具体的な運営を行ってきた。引き続き、2023年4月からは「福岡学園第四次中期構想」の下で、事業計画を展開している。このように、開学時から建学の精神・目的の下に、各中期構想に基づいて事業計画、達成目標を立案し実行しており、実際の計画実行に当たっては、進捗状況を評価・改善するPDCAサイクルに則り、各委員会と連携し改善策を講じることができている。

(3) 改善・発展方策と全体のまとめ

本学学部および大学院の理念・目的は適正に定められており、大学のホームページ等、様々な媒体を通じて、教職員、学生及び社会に対して広く公表・周知も行っている。2022年度の大学基準協会からの評価でも、特に問題点は挙げられていなかった。しかしながら、本学はまだ歴史が浅く、学部は4期生まで、大学院生は2期生までを輩出したところである。大学の建学の精神や教育理念・目的及び学部・研究科の教育目的に沿って、看護専門職の人材育成ができているかについては卒業生の育成状況等について実態調査を行なうなど、内部質保証に則り評価を開始しており今後継続して実施できると考える。

2017年度から2022年度までは「学校法人福岡学園第三次中期構想」に、2023年度以降は「学校法人福岡学園第四次中期構想」の下、看護学部、看護学研究科の中長期的な視野に立ち、事業計画を定め運用している。これは、本学の理念・目的の達成に向けた具体的かつ実現可能な内容であり、大学としての将来を見据えた中・長期の計画その他の諸政策を設定し概ね適切に運営されている。

【根拠資料】

- 資料 1-1 福岡看護大学看護学部設置の趣旨等を記載した書類
- 資料 1-2 設置に係る設置計画履行状況報告書
- 資料 1-3 福岡看護大学大学院看護学研究科看護学専攻 設置の趣旨等を記載した書類
- 資料 1-4 学則
- 資料 1-5 建学の精神 HP
- 資料 1-6 CAMPUS MANUAL
- 資料 1-7 大学院学生便覧
- 資料 1-8 シラバス
- 資料 1-9 大学パンフレット
- 資料 1-10 学部学生募集要項
- 資料 1-11 大学院学生募集要項
- 資料 1-12 大学院学則
- 資料 1-13 教育研究上の目的 HP
- 資料 1-14 オリエンテーション資料
- 資料 1-15 オープンキャンパス説明資料
- 資料 1-16 FD委員会受講者評価

- 資料 1-17 学校法人福岡学園第三次中期構想
- 資料 1-18 学校法人福岡学園第四次中期構想
- 資料 1-19 経営企画委員会議事録（令和 5 年 2 月 14 日）
- 資料 1-20 自己点検・評価委員会議事録（令和 5 年 2 月 2 日）
- 資料 1-21 教職員への意見募集案内
- 資料 1-22 第 144 回教授会議事録（令和 5 年 1 月 19 日）
- 資料 1-23 第 740 回常任役員会議事録（令和 5 年 2 月 28 日）
- 資料 1-24 第 178 回評議員会議事録（令和 5 年 3 月 20 日）
- 資料 1-25 第 587 回理事会議事録（令和 5 年 3 月 20 日）
- 資料 1-26 学校法人福岡学園 令和 5 年度事業報告の概要

第2章 内部質保証

(1) 現状分析

【点検評価項目】

- ①内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。

評価の視点1：内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制（全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任）や手続を明らかにしているか。

評価の視点2：教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。

※ 具体的な例

- ・ 3つの方針の策定の調整・支援
- ・ 体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援
- ・ 効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援
- ・ 学習成果の可視化に向けた調整・支援
- ・ 自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援

評価の視点3：大学全体規模や学部、研究科その他の組織（教職課程を実施する全学的組織を含む）における自己点検・評価をそれぞれ定期的実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。

評価の視点4：学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。

評価の視点5：行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。

本学は、建学の精神及び第四次中期構想に基づき、看護学に関する教育、研究の充実と発展を図るため、「学則」第2条（自己評価等）の第1項において、「本学は、その教育研究水準の向上に資するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」とし、また、「学則」第2条の第2項において「本学は、教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。」と定めている（資料1-4）。また、大学院においても、「大学院学則」第2条において、「本学大学院における自己点検・評価については、福岡看護大学学則第2条の規定を準用する。」と定めている（資料1-12）。

「福岡看護大学 内部質保証の方針、体制及び手続」を策定し、「内部質保証の方針」、「内部質保証の体制及び手続」の二つを定めている（資料2-1）。「内部質保証の方針」については、「教育研究水準の向上を図り、福岡看護大学の目的及び社会的使命を達成するため、自己点検・評価委員会を置き、教育支援・教学IR室、教授会、研究科委員会

と連携を図り、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行うことにより、内部質保証を推進する。また、自発的な教育の質の向上・推進を大学の組織文化として醸成する。」ことと定めており、本学ホームページ上（情報公開の各種方針等）で公表している（資料 2-1）。この基本方針に基づき、恒常的・継続的に教育研究活動の状況を把握し、さらなる向上に取り組むべく、内部質保証システムを構築している。

本学では、教育研究水準の向上を図り、本学の理念・目的及び社会的使命を達成するため、自己点検・評価委員会を置き、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行うことにより、内部質保証を推進してきた。

2022 年度大学基準協会認証評価を受審し、適合の認定を受けたが「内部質保証のプロセスが不明瞭」「自己点検・評価委員会」と教授会の内部質保証に係る権限や役割分担が不明確」という指摘を受け、「内部質保証の方針、体制及び手続き」に基づいて 2022 年度に学内で十分な議論を行い、2023 年度より組織改編を行って適切な責任を負う内部質保証の全学的な体制を構築することを決定した（資料 2-2、資料 2-3）。2023 年度からの新体制で、その方針・手続きを明示し、そのシステムの有効性や適切性を検証するなど、本基準の点検評価を踏まえて運用した。また大学基準協会からは、「第三者が検証可能なかたちで内部質保証システムを運用する」よう改善が求められたため、2023 年度に外部評価委員会を発足させた（資料 2-4）。7 月には第 1 回外部評価委員会を開催し、本学の概要について報告し、各委員からの照会について説明を行った（資料 2-5）。2024 年度の外部評価委員会では、2023 年度の年間計画に基づくまとめについて点検・評価を行う予定である。

教育研究活動等の点検評価としては、「福岡看護大学の学修成果の評価の方針(アセスメント・ポリシー)」を定め、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーに基づく教育活動全体の成果を検証し、プログラムの改善に反映することとし、学修成果の評価は、自己点検・評価委員会規則が定める内部質保証の一環として、教務委員会・研究科委員会・FD 委員会・教育支援・教学 IR 室運営委員会等が連携し、自己点検・評価委員会が最終点検・評価を行っている（資料 2-6、資料 2-7）。

本学の教育の企画・設計に関しては、人材育成を中心に実施していると考えられる。本学は、「生命の尊厳を基盤とした豊かな人間性と倫理観の涵養を図るとともに、看護学に関する専門の学術を教授研究し、関連分野と協調・協働する力を備え、社会において看護専門職として活躍するとともに、看護学の発展に寄与する人材を育成する」を教育理念としており、住み慣れた地域での生活を支援できる実践能力の育成、口腔から全身への健康支援ができる実践能力の育成、そして、他職種と協調・協働できる実践能力の育成を 3 つの柱として、その人らしい最適な生活（well-being）を目指す。

この教育理念を基にした人材育成を目指した、3 つの方針（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）を掲げ、それぞれに自己点検・評価及び改善活動を実施している。

教育研究活動の点検評価としては、「福岡看護大学の学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）」を定めており、看護教育の成果を可視化し、教育改善を恒常的に

実施することを目的としている（資料 2-6）。学修成果の評価は、「福岡看護大学自己点検・評価委員会規則」が定める内部質保証の一環として行われ、認証評価に反映している。

大学全体規模や学部・研究科その他の組織における自己点検・評価については、事業計画の年間計画に基づき、各組織レベルの達成目標を設定し、PDCA サイクルに基づいた点検・評価を行っている。「委員会報告に対する点検評価」「点検評価報告書（改善報告書）」「点検評価報告書（現状と課題）」作成と報告に関わるマニュアルの PDCA サイクルに従って、自己点検・評価委員会の指示のもと、自己点検・評価作業部会が点検・評価を行い、必要時指摘を行って改善を図っている。これらの点検・評価結果については、自己点検・評価委員会が中心となって、点検・評価と改善を行っている。2023 年度は、「福岡看護大学点検・評価報告書‘22 改善報告書」を作成し、本学ホームページ上に公開している（資料 2-8）

学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるための工夫については、①学修成果の可視化、②学生の能力測定、③学生対象のアンケート調査、④卒業生・就職先アンケート、⑤入試区分別の調査、⑥高校生等への調査などを教育支援・教学 IR 室が行い、2023 年度も「アセスメントブック 2023」を発行した（資料 2-9）。これを、2024 年度の外部評価委員会で評価いただく予定である。

具体的な調査項目としては、①学習成果の可視化では、「卒業時アンケート」、「看護学士課程教育におけるコアコンピテンシーと卒業時の到達目標＋本学独自の到達目標」測定を行い、教務委員会と協働で「各科目の成績評価分布」を出している。②学生の能力測定では、「ジェネリックスキル検定(GPS-Academic)」を行うことで、社会人としての能力習得の可視化を行っている。③学生対象のアンケート調査では、本学独自の「学生生活調査」は勿論であるが、「全国学生調査」の参加や「ALCS 学修行動比較調査」を行うことで、他大学との評価比較を可能とする工夫を行っている。④卒業生への就職先アンケートでは、卒後 3 ヶ月および 2 年目の卒業生への調査を行い、本学の教育の成果を経時的に測定するとともに、就職先の病院等へ卒業生の能力や就業状況に関する調査を行い、その客観性の担保を図っている。⑤入試区分別の調査は、入試区分ごとに入学後の成績等を分析・評価している。⑥高校生への調査では、オープンキャンパスや高大連携による事業で来学した高校生や保護者を対象にアンケート調査を行い、本学の教育や学生支援に関する外部評価として活用している。また、アセスメントブックへの掲載は行っていないが、学生による授業評価を FD 委員会と協働で行い、授業評価の客観性を高める工夫も行っている。

2022 年度に受審した大学基準協会認証評価における指摘事項は、2023 年 3 月末に受領した。基準 2 の指摘事項は、内部質保証のプロセスおよび自己点検・評価委員会と内部質保証に係る権限や役割分担が不明瞭であること、議事録を作成すること、第三者が検証可能なシステムにすることが望ましいことであった。これを受けて、2023 年度では、「委員会報告に対する点検評価」「点検評価報告書（改善報告書）」「点検評価報告書（現状と課題）」作成と報告に関わるマニュアルの改訂、議事録の作成、外部評価委員会の設置を行った。内部質保証システムにおける「自己点検・評価委員会」は、点検・評価の

最終決定機関としての位置づけとし、教授会・理事長には、点検・評価結果の報告を行う体制に改訂を行った。また基準4の指摘事項は、研究科の教育課程の実施に関する基本的な考え方の改善及び学習成果の測定方法と学位授与方針に示した学習成果の連関が不明瞭であることであった。これを受けて自己点検・評価委員会は研究科委員会に指示し、教育課程の実施に関する基本的な考え方を修正し、学位授与方針を基盤とした学習評価になるよう改善を図った。これらの改善結果については、2024年度に改善報告書の提出の準備を進めている。

以上のことから、内部質保証のための方針を適切に設定し、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていると判断できる。

【点検評価項目】

②大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。

評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点2：教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会にわかりやすく公表しているか。

大学の諸活動の状況として、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等については、事業計画に基づき年間を通して定期的に点検評価を行っている。

教育活動の情報としては、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を教育支援・教学 IR 室が中心となって、情報収集および分析を行い、教務委員会・学生支援委員会・教授会・運営委員会にて報告を行った上で、本学 HP 上の情報公開において IR 情報として「学生による授業評価アンケート」、「卒業時アンケート」「学生実態調査(本学独自)」「全国学生調査」「就職先アンケート」「卒業生アンケート」「教育支援・教学 IR 室での分析事例」を公表することで、学習上の成果に関わる情報を社会にわかりやすく公表している。また、教育研究活動の成果として、2023年度は、教員の外部研究資金獲得状況及び研究業績を中心とした年報を発刊し、関係機関に配布し公開している。

以上のことから、大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていると判断できる。

【点検評価項目】

③内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていること。

評価の視点1：内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。

内部質保証システムの有用性及び適切性については、2023年度の事業計画に基づい

て、マニュアルを整備し、定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを通して点検・評価を行った。点検・評価の客観的な視点として、外部評価委員会を設置し、第1回外部評価委員会が開催され、本学の概要説明を行って、各委員からの照会に対する説明を行った。また、教育の質を保証する仕組みとして、教育支援・教学 IR 室による情報収集及び分析結果をもとに点検・評価を行い、学部・研究科における教育および各委員会活動や入試等の改善を図っている（資料 2-9）。教育支援・教学 IR 室は 2021 年度発足のため、現在のところ初期に設定した評価方法や項目を踏襲して、経年変化を分析することが重要としているが、2023 年度からは積極的に各委員会に分析内容を提示してその有用性と課題を確認し、課題を解決しながら改善している。外部評価委員会は、2023 年度に発足したため、第 1 回の委員会を 2023 年 7 月に開催したが、この中で今後の外部評価委員会のあり方について議論がなされ、2024 年度には教育の質に関してもより評価しやすい形で議論されるよう改善される予定である（資料 2-5）。

以上のことから、内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っているとは判断できる。

(2) 分析を踏まえた長所と問題点

本学の内部質保証システムにおける点検・評価は、大学基準協会の点検・評価項目に加えて、本学の事業計画に基づいた指標を用いて行うため、教育上の特徴的な取り組みや顕著な成果について、自己点検・評価することが特色として考えられる。

また、看護大学としての更なる質保証の向上を目指している。そのため、一般財団法人日本看護学教育評価機構の発足前から事前説明会に参加し、発足と同時に会員校となり、看護の分野別評価を受審する計画を立案中である。大学としての内部質保証と同時に、看護系大学としての教育の向上を目指して、改善活動に取り組んでいる点が特色であると考えている。

2023 年度は、大学基準協会の指摘事項に基づき、内部質保証のシステムを再編し、新たな PDCA サイクルに基づいた点検・評価活動を行って、議事録に記録として残してきた。これらの点検・評価システムが機能しているか検証していくことが課題である。

なお、新たな内部質保証システムを構築した際、関連のある規程の改訂は行ったものの、「福岡看護大学 内部質保証の方針、体制及び手続」の一部が未改訂であった。今後は、現状の内部質保証システムに沿った改訂を行うことが課題である。

(3) 改善・発展方策と全体のまとめ

2023 年度は、大学基準協会の指摘を踏まえ、新たな内部質保証システムを構築し、PDCA サイクルによる点検・評価を行った。今後は、新たな内部質保証システムに則り、関連規定の整備を徹底し、外部評価委員会による第三者の客観的視点に基づいた点検・評価によって、内部質保証システムの整備や機能状況を点検・評価し、改善を図っていく方針である。また、これらの内部質保証システムによって、教育の質を保証する仕組みを活用し、教育の質の向上を図れたか、検証していく。

【根拠資料】

- 資料 2-1 福岡看護大学 内部質保証の方針、体制及び手続
- 資料 2-2 「委員会報告に対する点検評価」「点検評価報告書（改善報告書）」「点検評価報告書（現状と課題）」作成と報告に関わるマニュアル
- 資料 2-3 自己点検・評価委員会／自己点検・評価作業部会同時開催 議事録（令和 4 年 6 月 8 日）
- 資料 2-4 外部評価委員会規則
- 資料 2-5 第 1 回外部評価委員会議事録
- 資料 2-6 アセスメント・ポリシー
- 資料 2-7 3 つのポリシー
- 資料 2-8 ' 2 2 改善報告書
- 資料 2-9 アセスメントブック 2023

第3章 教育研究組織

(1) 現状分析

【点検評価項目】

- ①大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。

評価の視点1：大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織（学部・研究科や附置研究所、センター等）を構成しているか。

本学は文部科学省大学設置室からの認可を受けて2017年4月に開学し、看護学研究科は同室よりの認可を受けて2021年4月に開設した（資料3-1、資料3-2、資料3-3、資料3-4）。本学の教育研究の基本組織は、看護学部看護学科、看護学研究科（修士課程）である。附置組織として、情報図書館、教育支援・教学IR室と、福岡歯科大学、福岡医療短期大学との共同組織である地域連携センター、口腔医学研究センター、及び保健管理センターがある。さらに、福岡学園が設置している福岡歯科大学医科歯科総合病院及び介護老人保健施設サンシャインシティも本学の教育研究に関与している。これらに加えて、福岡学園のグループ法人である社会福祉法人学会が設置している2つの特別養護老人ホーム：サンシャインプラザ、サンシャインセンターも、本学の教育研究に資している。本学が設置する教育研究組織の体制は、組織規程及び学園組織図に示している（資料3-5）。

このように「大学設置基準」とともに「保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和二十六年八月十日文部省・厚生省令第一号）」の基準に基づく看護師及び保健師養成の教育組織を有し、これに適合する教育課程を編成して専門教育を行なっている。以下に各組織についての詳細を記述する。

【基本組織】

1) 看護学部看護学科

本学学則や教育の理念に基づき、2017年4月に看護学部看護学科が開設された（資料3-1、資料3-2）。第1章に示した通り、「看護学に関する専門の学術を教授研究し、教養と良識を備えた有能な看護専門職の育成」という建学の精神の下、教育理念や教育目的を達成し、「一人ひとりの尊厳を保ち、その人らしい最適な生活（well-being）を支える看護専門職の育成」を実現するために、「他職種と協調・協働できる実践能力、高齢者の住み慣れた地域での生活を支援できる実践能力、口腔から全身への健康支援ができる実践能力」を育み、看護師、保健師の国家試験受験資格につながる教育課程を展開している。後述（第4章）する本学のカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーに沿った教育を行うために、教育組織として専門領域ごとに「基礎・基礎看護学部門」「健康支援看護部門」「地域・在宅看護学部門」の3部門を配し、各専門性の教授および研鑽を円滑に行っている（資料3-6）。学生の学修や学習環境の整備と教員の教育・研究活動への支援および学部運営のために、教授会並びに各種委員会を配し、また附置組織を充実させている。

各種委員会については2017年の開学時から完成年度までは大学設置申請通り履行した

が、完成年度後（2021年度以降）より、教育・研究および大学運営がより迅速・円滑に行えるよう、委員会の改編を適宜行っている。特に、2022年の大学基準協会の審査後には第2章の内部質保証機能の向上を考慮した委員会組織に改めた。

具体的には、教務委員会や実習委員会のような主として教育に関わる委員会、情報図書委員会のような主として研究支援に関わる委員会、教育・研究両者に関わるFD委員会、学生の学生生活やキャリア、国家試験受験の支援に関わる学生支援委員会や学生キャリア支援委員会を配している。さらに、大学の外部との交流に関しては、地域貢献や社会貢献を主担当とする社会貢献委員会や、学生の国際交流を担う国際交流委員会も設置している。また、入学試験や本学を志望する高校生に対する支援を行う入試委員会や広報委員会も今後の大学運営を意識しながら運営されている。このような活動や教育状況の評価を行うために、教育支援・教学IR室運営委員会が、各種評価を受けて内部質保証を担保するために自己点検・評価委員会が設置されている。有事開催委員会としては、競争的資金等調査委員会、事実調査・懲戒委員会がある。いずれの委員会もその目的を明確化して、第1章で述べた中期構想に沿った活動を行っている。（資料3-7）

2) 看護学研究科（修士課程）

看護学研究科（修士課程）は2021年4月に開設し、2023年4月に完成年度を迎えたが、設置計画履行状況等調査（AC）の結果、専任教員の十分な補充がなされていないとの指摘があり、2023年度までAC審査が必要となった。これに対する専任教員補充を直ちに行い、補充が問題なく完了していることが確認され、2024年3月には、令和5年度設置計画履行状況等調査の結果として、指摘事項のない大学等とされ、AC審査は完了した（資料3-3、資料3-8）。2023年度までは設置申請通りの運営をしなくてはならなかったが、今後は大学の理念・目的を踏まえ、学問の動向や社会的要請等に配慮した研究科運営を行うことが可能となる。

本研究科の教育・研究を円滑に行うために、研究科委員会が大学院学則に規定され、この下で研究科運営委員会が組織されている（資料1-12、資料3-7）。

以上の通り、本学の看護学部及び看護学研究科の構成は、設置時に定められた大学の建学の精神や教育の理念、看護学部の教育目的及び看護学研究科の教育研究上の目的に適合しており、また、学問の動向、社会的要請へ配慮したものとなっている。

【附置組織】

3) 看護大学情報図書館

2017年開学時に看護学に関する5,167冊の図書資料や学術雑誌、視聴覚資料などを準備し、年度ごとに計画的に追加購入し、2024年3月31日時点で11,751冊の蔵書を有している。福岡歯科大学情報図書館、福岡医療短期大学情報図書館分館とも連携していることから、本学のディプロマ・ポリシーにも示されている「口腔から全身への健康支援」を学ぶことができる環境となっている。学生閲覧室の座席数は111席であり、電子書籍や動画を中心とした教育コンテンツの閲覧も可能となった。また、電子ジャーナルデータベースとして、PubMed、医中誌Web、メディカルオンライン、CINAHL with Full Text、最新看

護索引 Web、Maruzen eBook Library、朝日新聞クロスリサーチが利用可能で学生、教員の教育・研究に役立っている。また看護師国家試験対策として、系統別看護師国家試験問題 Web(医学書院)を導入している。

図書館の運営は情報図書館長を委員長とする情報図書委員会が設置されており、図書館の運営方針や図書の選別、ICT への対応・整備などを担っている(資料 3-9、資料 3-10、資料 3-11、資料 3-12)。

4) 教育支援・教学 IR 室

2021 年 4 月より本学の IR 機能を強化する目的で増設された。室長を中心に学士課程及び修士課程の教育の可視化、学生の学習成果等の調査分析を行い学生教育支援や改革に資している(資料 3-13)。教育支援・教学 IR 室の運営に関しては、室長を委員長とする福岡看護大学教育支援・教学 IR 室運営委員会を置き、適切な運営を行っている。

5) 地域連携センター

福岡学園内の 3 大学が有する人的・物的・知的資源を活用するとともに、地域や行政及び医療・保健・福祉関係機関等との連携関係を構築し、「口腔から全身の健康を目指した」健康長寿社会の実現及び地域社会の活性化に資することを目的としている。地域住民向けの健康をテーマとしたリカレント教育(公開講座、学園内の行事)を実施し、地域に根ざした大学としての交流を深めてきた。地域連携センターの運営は、センター長を委員長とする運営会議を設置しており適切な運営に資している(資料 3-14)。

6) 口腔医学研究センター

国内外の研究機関との共同研究を含めて、口腔の健康から全身の健康を守るという口腔医学の研究基盤を強化し、先進的科学研究の推進に資することを目的として 2019 年 10 月に設置された。多職種(医師、歯科医師、看護師、歯科衛生士)連携共同研究が行われ、本学教員のみならず大学院生の研究フィールドとしても活用されている。口腔医学研究センターの運営は、センター長を委員長とする口腔医学研究センター委員会を設置しており適切に運営している(資料 3-15)。

7) 保健管理センター

2022 年 9 月 1 日に開設され、心身の健康の維持および増進を目的として、医師や看護師、臨床心理士など様々な職種のスタッフがそれぞれの専門性を活かしながら、学生や教職員の健康についての相談に対応している。必要に応じて、医療機関紹介もしている。相談受付は、来所、電話、Web など様々な方法が可能で、秘密の厳守などが徹底されている(資料 3-16、資料 3-17)。

【福岡学園の設置施設】

8) 医科歯科総合病院 (財)日本医療機能評価機構認定病院)

歯科(総合歯科、高齢者歯科、訪問歯科センター、保存科、歯周病科、補綴科、口腔イ

ンプラント科、口腔外科、矯正歯科、小児歯科、障害者歯科など）や医科（内科、外科、心療内科、皮膚科、形成外科、耳鼻咽喉科、眼科、麻酔科、小児科、整形外科、放射線診断科、内視鏡センターなど）を擁し、本学学部生の実習や卒業研究、修士課程学生や教員の研究フィールドとして密な連携をとっている（資料 3-18、資料 資料 3-19）。特に訪問歯科センターや高齢者歯科とは地域・在宅看護部門と密に連動している（資料 3-20）。同病院においては病院長を委員長とする科長会を設置し管理運営に資している（資料 3-21）。

9) 介護老人保健施設サンシャインシティ

福岡学園保有の介護老人保健施設として、地域の高齢者向けサービスを担うと同時に、福岡学園の各大学の実習施設として歯科医師・歯科衛生士・看護師・保健師養成に資するため同じ敷地内に設置されており、超高齢社会における医療・保健・福祉の学生教育に重要な役割を果たしている。運営にあたっては理事長を委員長とする運営会議がその任を担っている（資料 3-22、資料 3-23）。

【福岡学園のグループ法人である社会福祉法人学而会が設置】

10) 特別養護老人ホームサンシャインプラザ、サンシャインセンター

学校法人福岡学園のグループ法人である社会福祉法人学而会によって、特別養護老人ホームとして 2003 年にサンシャインプラザが、2016 年にはサンシャインセンターが設置され、介護が必要となった人々の暮らしを支えている。両施設は、福岡学園の歯科衛生士、看護師、保健師養成教育にも資するために協力しており、超高齢社会における医療・保健・福祉の学生教育に重要な役割を果たしている。運営にあたっては理事長を委員長とする運営会議がその任を担っている（資料 3-24、資料 3-25）

以上のことから、本学における看護学部看護学科、看護学研究科、附置施設等の組織の設置状況は、いずれも本学の理念・目的に照らして適切であると判断できる。

【点検評価項目】

②教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。

評価の視点 1：教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

評価の視点 2：点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

2017年4月の開学から、大学の完成年度となった2021年3月までは組織改編は難しく、設置の際の申請通りの履行を徹底したが、実際の運用や社会情勢を鑑みて、2021年度からは独立して各委員会を配するなど、より円滑に委員会決定事項が運用されるように改編した。改編に際しては、「福岡看護大学 教育研究組織の編制方針」を掲げ、適正な組織編

制が行えるよう制度を整えた（資料3-26）。

本学における教育研究組織の改変は教育研究組織の編制方針に従って、看護学教育における社会環境や学術的動向の変化に配慮し、対応してきた。少子超高齢社会の益々の進展、生活習慣病発症予防における口腔医学の重要性の高まりを受け、2023年度からの中期構想の下で医科と歯科の連携とともに歯科衛生士などを含む他職種との緊密な連携を念頭に置いた教育・研究の事業を展開できている。

このように【基本組織】である看護学部や看護学研究科の組織構成としての問題は見当たらなかったが、学生の留級退学などのIRデータや、学生からの要望などから学生や教職員の心身の不調に対するケアの必要性、教育研究機関である学部・研究科との独立性が課題となり、2022年9月に、【附置組織】の一つとして保健管理センターの運用が開始された。本格的な運用は、2023年度からであるが、特に学生の心身の不調に対してきめ細かな対応がなされている（資料3-16、資料3-17）。

大学の委員会組織については、2022年度に大学基準協会の審査を受けた際に、研究活動推進のために、教員の委員会運営にかかる負担の軽減が必要であることが課題として挙げられた。2022年度にその必要性が議論されるとともに、2023年度からの組織改編に活かされ、委員会活動等負担軽減につながっている。他にも、研究結果発信や公表のための仕組みづくり、若手研究者の育成など研究に関する組織の必要性が挙げられ、2022年の議論を経て、研究推進室の編成などが決定した。2023年の具体的な運用によって、問題の解決や研究の更なる活発化が期待できる。

教育研究組織の再編や適切性に関しては、教育研究組織の編制方針を踏まえて、福岡学園理事会、福岡看護大学教授会を中心に審議してきた。2021年4月からは看護大学教育支援・教学IR室が設置され、教育効果、教育組織、教員組織等に対する様々なエビデンスを収集する体制を整えてきた。今後は、より一層の可視化を図っていくことができる（資料3-13）。

以上のことから、教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいると判断できる。

（2）分析を踏まえた長所と問題点

本学の特徴は、福岡学園が擁する福岡歯科大学、福岡医療短期大学に次ぐ3番目の大学として、福岡学園が保有する様々な教育研究資源を活用できることである。即ち、本学は単科大学であるが、福岡学園としてのソフト・ハードの両面で総合的な連携が可能である。さらに、生活習慣病発症予防における口腔医学の重要性を踏まえて、医師、歯科医師、歯科衛生士、介護士など他職種との交流が図りやすい環境も教育研究上、大きな利点となる。

「口腔の健康支援のための看護」をブランドとして掲げ、口腔から全身の健康と well-being を推進する特色ある看護大学である。

福岡学園に属する単科大学として福岡学園内の様々な資源を利用できる利点がある一方、独立した単科大学組織であるために、多くの委員会があり、様々な委員会活動や事務作業が多く、教員の研究に従事できる時間が十分に確保できない現状がある。上述の通り、この課題解決を図って組織の改編を実施しているが、その効果の評価を行うに至っていない。

(3) 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は学校法人福岡学園に属する単科大学として、2017年4月に開設され、2021年3月で完成年度を迎えた。更に2021年度には大学院看護学研究科を開設し、2022年度に大学院は完成年度を迎え、2023年度に設置計画履行状況等調査も完了した。福岡歯科大学、医科歯科総合病院、福岡医療短期大学、介護老人施設、グループ法人が運営する特別養護老人ホームを擁する医療・保健・福祉の総合学園の中で、その資源を教育と研究に活用できる環境にある。

一方で、委員会活動や事務作業が多く、教員の研究に従事できる時間が十分に確保できない現状があり、この課題解決のために組織の改編を実施している。今後効果の評価を行う必要がある。今後も安定的な教育研究体制を維持するために、また建学の精神と中期構想を実現するために教育研究組織の改編や充実を図り、組織の硬直化を防ぎ柔軟な対応が必要である。

以上のことから、本学の教育研究組織に関する取り組みは大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現するために概ね適切に運営されていると考える。

【根拠資料】

- 資料 3-1 設置申請書類
- 資料 3-2 設置認可書類
- 資料 3-3 大学院設置申請書類
- 資料 3-4 大学院設置認可書類
- 資料 3-5 学校法人福岡学園組織規程
- 資料 3-6 所属別教員一覧表
- 資料 3-7 各種委員会委員一覧
- 資料 3-8 設置計画履行状況等調査の結果について（令和5年度）
- 資料 3-9 福岡看護大学情報図書館規程
- 資料 3-10 福岡看護大学情報図書館委員会規則
- 資料 3-11 福岡看護大学情報図書館利用規則
- 資料 3-12 福岡看護大学情報図書館管理規則
- 資料 3-13 福岡看護大学教育支援・教学IR室規則
- 資料 3-14 福岡歯科大学・福岡看護大学・福岡医療短期大学地域連携センター設置要綱
- 資料 3-15 福岡歯科大学・福岡看護大学・福岡医療短期大学口腔医学研究センター規程
- 資料 3-16 保健管理センターHP
- 資料 3-17 福岡歯科大学・福岡看護大学・福岡医療短期大学保健管理センター規則
- 資料 3-18 病院HP
- 資料 3-19 病院パンフレット
- 資料 3-20 在宅高齢者看護学実習 実習指導要項
- 資料 3-21 福岡歯科大学医科歯科総合病院規程
- 資料 3-22 サンシャインシティHP

- 資料 3-23 介護老人保健施設サンシャインシティ運営規程
- 資料 3-24 サンシャインプラザ HP
- 資料 3-25 サンシャインセンターHP
- 資料 3-26 福岡看護大学 教育研究組織の編制方針

第4章 教育・学習

(1) 現状分析

【点検評価項目】

①達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。

評価の視点1：学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。

評価の視点2：上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。

○看護学部

看護学部の学位授与の方針は、「建学の精神を基本理念とし、本学の教育課程において厳格な成績評価のもと、設定した授業科目を履修して所定の単位を修得するとともに、次の資質・能力を身に付けた者に対し、学士（看護学）の学位を授与する。」と定めている。

看護学部看護学科 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

福岡看護大学看護学部看護学科は、建学の精神を基本理念とし、本学の教育課程において厳格な成績評価のもと、設定した授業科目を履修して所定の単位を修得するとともに、次の資質・能力を身に付けた者に対し、学士（看護学）の学位を授与する。

1. 生命の尊厳を重んじる高い倫理観を基盤に対象者を理解し、援助的人間関係を構築できる。
2. 多様な価値観を持つ対象者の健康問題に、創造的思考力を活用して柔軟な対応ができる。
3. 科学的根拠に基づく対象者の個別性に応じた最適な生活（well-being）に向けた看護を計画的に実践できる。
4. 保健・医療・福祉チームの様々な職種が果たす役割を理解し、協調・協働方法の実際について説明できる。
5. 在宅高齢者の健康支援ニーズに対応するために必要な包括的な支援活動を理解し、看護実践への探究心を示すことができる。
6. 対象者に応じた口腔の援助技術を修得し、QOL向上に向けた口腔を起点とした全身の健康支援のあり方を探求できる。
7. 看護専門職として研鑽し続けるために必要な課題探究能力を有し、自己の課題を明確にできる。

これらについては、Campus Manual、大学パンフレット、学生募集要項、大学ホームページにて公表している（資料1-6、資料1-9、資料1-10、資料2-7）。修得すべき知識、技能、態度等については、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に包含している。

本学は、2017年4月に開学以降、建学の精神に則り、教育課程を編制しており、文部科学省が示す、看護教育のコアとなる看護実践能力として挙げられた項目を参考に、卒業時までに身につける知識・技能・態度として、「ヒューマンスキルの基盤」、「科学的根拠の基盤」、「科学的根拠に基づき看護を計画的に実践する能力」、「あらゆる発達段階および健康課題に対応する能力」、「専門性を発展させる能力」を掲げ、これら5つの能力および本学が示した7つの育成する能力を関連させて、必要と考えられる看護実践能力及び育成する能力に対応する科目を系統的に組立て、教育課程を編成している（資料1-5）。

○看護学研究科

看護学研究科においては、「2年以上在学し、所定の単位を修得するとともに、所定の研究指導を受けて、修士論文を提出の後、論文審査及び口頭試問による試験に合格した者であり、次に掲げる能力を有すると認められる者に修士（看護学）の学位を授与する。」と定めている。

看護学研究科 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

大学院看護学研究科看護学専攻においては、2年以上在学し、所定の単位を修得するとともに、所定の研究指導を受けて、修士論文を提出の後、論文審査及び口頭試問による試験に合格した者であり、次に掲げる能力を有すると認められる者に修士（看護学）の学位を授与する。本大学院が意味する看護とは、保健医療福祉を必要とする人々や家族に対するケア、集団やコミュニティを対象とした健康増進・疾病予防活動を示している。

1. 口腔を起点として全身の健康を支援する活動を基盤とした保健医療福祉実践の質的転換を図る能力を身に付けている。
2. 保健医療福祉における活動に関する最新の知見や動向に関する理解と俯瞰的なものの見方や実践的な応用能力を身に付けている。
3. 保健医療福祉を必要とする対象の特性やその場面に応じた現象を科学的に探究し、臨床教育・継続教育で実践するための高度な専門知識と応用能力を身に付けている。
4. 保健医療福祉における実践の改善・開発に必要な研究マインドと、研究の遂行能力を身に付けている。

看護学部及び看護学研究科のディプロマ・ポリシーは、学位にふさわしい学修成果を明示し、適切に明文化され、学生便覧、学生募集要項、大学パンフレットに掲載し、学生、教職員、受験生に対し、周知・共有している（資料1-7、資料1-11、資料1-9）。さらに、大学ホームページへの掲載、オープンキャンパスや進学相談などで教育目標や学位授与方針等を公表することにより、本学に入学を希望する学生や社会への周知している。

また、学内の教員への学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の周知についてもFD研修会および新人研修において継続して伝達し、具体的な教育活動にディプロマ・ポリシー

を反映させる必要性について理解を深めている（資料 4-1）。

2024 年度以降は、社会的背景に沿って看護学教育モデル・コア・カリキュラムが改訂されることも視野に入れて、アセスメント・ポリシーとともに教育課程の評価を継続して取り組んでいく予定である。

以上のことから、達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していると判断できる。

【点検評価項目】

- ②学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。

評価の視点 1：学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

※ 具体的な例

- ・授与する学位と整合し専門分野の学問体系等にも適った授業科目の開講。
- ・各授業科目の位置づけ（主要授業科目の類別等）と到達目標の明確化。
- ・学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程の可視化。
- ・学生の学習時間の考慮とそれを踏まえた授業期間及び単位の設定。

○看護学部

学習成果の達成につながる各学位課程にふさわしい授業科目を開設するために、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び目的や学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性に留意し、教育を実践している。

カリキュラム・ポリシーには、「学士力の基盤となる「基礎分野」、医療関連職種として必要な知識を修得する「専門基礎分野」、看護専門職として必要な基礎的実践能力を修得する「専門分野」の3つの科目区分により教育課程を編成している。特に、「専門分野」では、4年間の学修期間を通して、講義から演習、演習から実習へと発展させるための体系的な授業科目を配置する。」と定めている（資料 2-7）。

授与する学位との整合性、専門分野の学問体系および授業科目の開講学習の順次性については、前述のように、文科省が定めた、看護教育のコアとなる看護実践能力と、本学が示した7つのディプロマ・ポリシーを関連させて、必要と考えられる看護実践能力及び育成する能力に対応する科目を系統的に組立て、教育課程を編成し、カリキュラムツリーに可視化しており教育課程を体系的に編成している（資料 4-2）。

教育課程の編成の順次性及び体系性については、1 学年には「基礎分野」の科目を中心に学習し、徐々に学年が進むにつれて「専門基礎分野」「専門分野」「統合分野」の科目が増え、専門性の高い科目を多く履修するよう編成している。看護の専門科目においては、概論、援助論、演習、臨地実習の順で学習する教育課程とし、順次性を担保した学年配当

としている。専門科目の順次性は、基礎看護学を基盤とし、その他の専門科目を学ぶ編成にしている。また、前項で述べたように、5つの「必要な看護実践能力」と7つの「育成能力」と関連させて体系的な科目の配置を定めている（資料4-2）。

各看護学実習を履修する順次性としては、福岡看護大学履修規程施行規則において、各看護学実習を履修するためには、先行する履修すべき授業科目の単位を修得し、各看護学実習におけるオリエンテーションに出席しなければならないと定めている（資料4-3）。

各授業科目の位置づけおよび到達目標の明確化は、シラバスへ具体的かつ学生に理解しやすいように作成しており、単位時間に合わせた自己学習時間を提示できている（資料1-8）。

授業科目の単位数は、福岡看護大学履修規程第3条に基づき、講義及び演習については、15時間から30時間の範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とすると定めている。また、実験、実習及び実技等については、30時間から45時間の範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とすると定めている（資料4-4）。

大学の学問体系に連携させ、学生のミスマッチを軽減させるためにも、高大接続についても配慮しており、看護学を学ぶための必要な基礎学力を補習するために、基礎分野の「基礎学力」の科目として「看護のための生物学・化学」1単位、「看護のための数学」1単位、「看護のための物理学」1単位の3科目3単位を自由科目として配置し、入学後に実施する基礎学力判定において、知識習得が不十分である学生に対しては、積極的に履修を課している（資料1-8）。この科目は、リメディアル科目でもあるが、看護場面を想定した薬物や酸素ボンベ残量計算などの看護師国家試験で出題される問題の状況理解や問題解決に必要な力の育成を目指している。本学における自由科目は、卒業要件には含まれない自由に選択できる科目で、単位が付与される科目である。

2017年度から2021年度入学生の具体的な教育課程は、旧カリキュラムに沿って教育課程を編成していたが、2022年度以降は、第5次カリキュラム改正（保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部改正）の内容に沿って、看護師養成課程、保健師養成課程ともに、大幅にカリキュラムを再編成した（資料4-5、資料4-6、資料4-2、資料1-8）。

○看護学研究科

看護学研究科は、「多様に発展する医療分野で活躍するための高度で知的な素養を養う」ことを目的として、2021年4月に開設した。看護学の専門知識や能力を基礎として、より高度な看護実践と看護教育活動を行うために、専門知識を応用する能力と課題に対する柔軟な思考力や深い洞察に基づく主体的な行動力を身に付けるための教育を行う。また、学部段階の教育で養成された看護学分野の基礎的な資質能力の修得を前提として、「口腔から全身への健康支援に資する看護実践力を備え、看護の研究活動を遂行する能力を培う教育を行う。」こととしている（資料4-7）。

看護学研究科は、看護学に関する学術の理論・応用を専門的に教授研究し、高度な専門職業人を育成することを通して、人々の保健・医療・福祉に寄与することを目的としている。（資料4-7）。

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）との一体性と整合性に留意し、修了までに大学院生が身に付けるべき資質や能力を修得するためのカリキュラム・ポリシーを、本学ホームページ及び大学院学生便覧にて公表している（資料 4-7、資料 1-7）。ただし、ディプロマ・ポリシーは、2022 年度に受審した大学基準協会からの指摘を受けて、2023 年度に修正を施したものである（資料 4-8、資料 4-9、資料 4-10）。

以上のことから、学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目をふさわしい年度に開設し、教育課程を体系的に編成していると判断できる。

【点検評価項目】

- ③ 課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。

評価の視点 1：授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。

評価の視点 2：ICT を利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。

評価の視点 3：授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。

※ 具体的な例

- ・ 学習状況に応じたクラス分けなど、学生の多様性への対応。
- ・ 単位の実質化（単位制度の趣旨に沿った学習内容、学習時間の確保）を図る措置。
- ・ シラバスの作成と活用（学生が授業の内容や目的を理解し、効果的に学習を進めるために十分な内容であるか。）。
- ・ 授業の履修に関する指導、学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認、授業外学習に資するフィードバック等などの措置。

○看護学部

適切な授業形態、方法を各教員が周知実践できるために、教育課程の編成・実施方針に沿ってシラバスを作成し、講義および演習科目、実習科目を明記している。様式については、教務委員会で審議し、適宜更新している。シラバスの記載内容は、「分野」「科目区分」「科目名」「授業形態」「単位数」「時間数」「コマ数」「開講期間」「関連するディプロマ・ポリシー」「評価責任者及び担当教員」「授業の目的とねらい」「到達目標」「準備学習」「成績評価基準」「課題等に対するフィードバック」「教科書・参考書」「授業内容（回数、担当

教員、授業内容)」であり、学生がシラバスを見ることによって個々の学修ができるように作成されている。

特に、期待された到達目標は、「知識」「態度」「スキル形成」で具体的に明確にされており、学生が理解しやすいように工夫している。シラバスの内容については、科目担当者が作成したすべてのシラバスについて改正をしており、第3者評価としては、シラバスチェックシートを使用してFD委員会が確認し、内容の不備や不足が生じている場合は、科目担当者へ報告し、シラバス内容が変更されるまで確認を行っている。

個々の講義の学習成果および期待された効果については、定期的に試験等を行い評価するが、客観的な指標に基づく成績の分布状況としては、GPA (Grade Point Average) を用いて、各学年成績分布図を作成している (資料 4-11)。また、教育支援・教学 IR 室が、学年ごとの成績比較や国家試験との関連性について分析しており、教員へフィードバックしている (資料 4-12)。

本学では、2020 年からオンデマンド型システムによる授業を実施した経験を生かして、双方向性システムによる遠隔授業が可能である。特に、患者への直接的な看護を演習するために、患者目線、看護師目線、双方の視覚的情報を、全学生が同時に学習できるように、GoPro を活用して、演習室と講義室をつなぐ遠隔講義、演習を実践している (資料 4-13)。これらの機材の使用方法は、全ての教員に周知され講義の目的によって教員が活用し期待された効果を得ている (資料 4-14)。

学生の多様性を踏まえた対応および学生が意欲的かつ効果的に学習できる取り組みとしては、学習状況、科目の目的に応じて、グループ学習をする際は、そのグループ編成について事前に学生に意見を取り入れるなど十分に配慮しており、通常の講義においても個々の状況に合わせた席順配置を行っている (資料 4-15、資料 4-16)。

特に、本学では、前述の GPA スコア 2.0 以下の学生がいる場合は、事務課から教務委員長へ報告があり、教務委員担当教員からチューター教員へ面談を依頼し、学習環境の整備に努めるとともにその後の報告を受け、委員会へ報告するシステムとなっている。多くの 2.0 以下の学生は、メンタルの問題を抱えている、進路に迷っている、規則的な生活が送れなくなっているなどの多様な問題を持っていることがほとんどであるので、早期発見し、チューターが中心となって早期に対応をするようにしている。特にメンタル面での問題の場合は、早期に保健管理センターへ連携するなどの必要性があるため、チューター、教務委員会、学生支援委員会、事務課との連携を密にしている。ここでは、学生が講義室で講義を受けられず遠隔で講義を受けた事例を示す (資料 4-17)。

各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置については、学部の履修登録単位の条件を設定しており、「学則」第 14 条に、各学年、年間の履修上限単位数を 48 単位以下とすると定めている (資料 1-4)。

授業の履修に関する指導、学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認に関しては、授業評価アンケートを科目終了時に実施しており、教育支援・教学 IR 室が集計を行って、評価責任者にその結果のフィードバックをしている。これは、授業アンケートの結果に対して、各教員間においても共有し、評価責任者が授業の具体的な改善策を記述

し、提出を義務づけるものであり、提出された結果は、授業アンケート結果として教授会で報告されている(資料 4-18)。

臨地実習に関しては、実習施設の指導者を対象に毎年度授業評価アンケートを実施し、その結果をもとに、大学教員と実習施設管理者・指導者と協議を行って次年度の臨地実習の学習環境を整えている(資料 4-19)

本学では、学生が学習を意欲的かつ効果的に進め、授業外学習に資するフィードバックができる新しい取り組みとして、カリキュラム改正に伴い、講義時間の過密化を抑制し、事前学修及び事後学修を充実させる授業計画として、3 学年時間割に、実習や国家試験、そして自己の学習時間を確保するように計画中である。自主的に学修や研究を遂行できるような、授業外学修時間の確保として自学自修を促す試みを、効果的に行っていく方針である(資料 4-20)。

○看護学研究科

大学院看護学研究科は、保健医療福祉に関する幅広い知識を身に付け、専門性を自ら深め、学術的に研究を実践・応用できる研究者、教育者及び高度な実践的指導者を養成することを目指しており、教育研究上の目的を、看護学に関する学術の理論・応用を専門的に教授研究し、高度な専門職業人を育成することを通して、人々の保健・医療・福祉に寄与すること」としている。(資料 4-7)。

ディプロマ・ポリシーは、高度な看護実践活動を展開するために求められる能力であり、特に項目 2「保健医療福祉における活動に関する最新の知見や動向に関する理解と俯瞰的なものの見方や実践的な応用能力を身に付けている」は、看護管理者、リーダーに求められ、項目 3「保健医療福祉を必要とする対象の特性やその場面に応じた現象を科学的に探究し、臨床教育・継続教育で実践するための高度な専門知識と応用能力を身に付けている。」は、看護職のキャリア開発や看護教育に携わる人材に求められる能力である。

これらの能力を修得するために、4 つのディプロマ・ポリシーとそれを修得するための授業科目を配置して、教育を進めている。看護・保健系の社会人・職業人として、より高度な資質や能力を修得した学生に学位が授与される方針であるため、大学院生の社会的及び職業的自立を図る教育は、適切に実施されていると判断する。

本大学院においては、ほとんどの学生が社会人入学生であることから、職業を有している場合、修業年限の 2 年を超えて 3 年あるいは 4 年での履修を認める長期履修制度、社会人学生に対する履修上の配慮として、大学院設置基準第 14 条特例を適用し、夜間、土日等の特定の時間、時期に授業や研究指導を行うという教育を実施している。この各学生の受講可能時間を考慮した時間割修正は開設時から継続して実施している(資料 4-21)。

本学看護学研究科では 2022 年度に第 1 期生が卒業した。修了した第 1 期生 5 名は、病院看護師長 1 名、病院臨床指導者 1 名、大学教員 2 名、起業しリーダー的役割を担っている者が 1 名であり、卒業後も本学の教育を活かして社会で活躍している(資料 4-22)。

以上のことから、看護学部・看護学研究科の教育課程は課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっており、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていると判断できる。

【点検評価項目】

④成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。

評価の視点2：成績評価及び単位認定にかかる基準・手続（学生からの不服申立への対応含む）を学生に明示しているか。

評価の視点3：既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。

評価の視点4：学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。

評価の視点5：学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。

○看護学部

看護学部では、学則に成績評価及び単位認定要件を規定し、それに基づき単位を認定している（資料1-4）。

本学の学位授与方針は、学則第16条、17条に定める所定の単位数を修得した者については、第25条に則り大学長が卒業を認定する（資料1-4）。卒業要件の126単位以上（必修科目は117単位、選択科目は9単位以上）を修得し、4年以上在学した者について、学士（看護学）の学位を授与する（資料4-23）。卒業時に取得できる資格は看護師国家試験受験資格であり、保健師課程（選択制）を選択し指定した科目を履修した者は、第30条で看護師国家試験と保健師国家試験の受験資格を取得できると定めている。

評価の方法と基準は、各授業科目のシラバスに記載し、初回の授業で学生に周知している（資料1-8）。履修する授業科目の出席時間数が、当該科目の授業時間数において3分の2未満の場合、実習、演習及びその他本学が指定する科目においては5分の4未満の場合は、単位認定のための試験は受けることはできないと定めている。

成績評価は、評価責任者の責任の下、公平性を保ち、当該基準にしたがって適切に行うものとし、教務システムへの入力においては、複数の教員で確認を行うことを義務づけている。単位認定のための試験は、学期末又は学年末に行う。各学年の成績及び単位認定については、前期・後期の学期末に教務委員会で審議され、委員会案として教授会に提出し、単位認定する。学生に成績を公表した後3日間の不服申し立て期間を設け、成績評価の客観性、厳格性を担保している。試験の成績は、「秀、優、良、可、不可」の評語をもって表し、「可」以上を合格とし、「不可」を不合格とする。第1学年から第3学年においては、当該学年必修授業科目の再試験受験許可科目数は、各期5科目を上限とし、受験科目の選定は受験者が行う（資料4-3）。

単位認定においては、大学以外の教育施設等における学修について、学則第28条、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができると規定している（資料1-4）。また、入学前の既修得単位等の認定についても、第29条で「教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学にお

いて履修した授業科目について修得した単位(科目等履修により修得した単位を含む)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。」と規定している(資料 1-4)。但し、本学において修得したものとみなす単位数は、第 27 条であわせて 60 単位を超えることはできないこととしている。

卒業要件は、学則に規定し、学長が学位を授与している。在学中に必修科目 117 単位及び選択科目は 9 単位以上を修得し、所定の授業科目 126 単位以上を修得しなければならないと定めているが、授業科目区分の自由科目については卒業要件単位数に参入しないと規定している(資料 1-4)。

また、授業科目のうち、「公衆衛生看護学実習」については、保健師養成課程を履修することが許可された者のみが履修登録をすることができる。

学則により、「本学に 4 年(第 38 条第 1 項により入学した者については、第 38 条第 2 項により定められた在学すべき年数)以上在学し、第 16 条及び第 17 条に定める所定の単位数を修得した者については、教授会を経て、大学長が卒業を認定する。」

看護学部の卒業を認定した者に対しては、学士(看護学)の学位を与え、卒業証書・学位記を授与する。」と規定している(資料 1-4)。

保健師課程の履修を希望する者は、2 学年の指定期間内に資格取得希望の申請した後、履修者の選考を行う。申請条件は、①2 学年前期までの GPA 累積平均点が 2.5 以上の者、ただし、特段の理由がある者については、これを考慮する。②保健師の職務に強い関心があり、将来保健師としての職に就くことを希望する者である。これら、保健師課程の履修申請及び選考方法については、Campus Manual で周知している(資料 4-24)。

本学の学位授与方針は、学則第 16 条、17 条に定める所定の単位数を修得した者については教授会を経て、大学長が卒業を認定する。卒業要件の 126 単位以上(必修科目は 117 単位、選択科目は 9 単位以上)を修得し、4 年以上在学した者について、学士(看護学)の学位を授与する。卒業時に取得できる資格は看護師国家試験受験資格であり、保健師課程(選択制)を選択し指定した科目を履修した者は看護師国家試験と保健師国家試験の受験資格を取得できる。

○看護学研究科

看護学研究科では、大学院学則に成績評価及び単位認定及び修了の要件を規定し、それに基づき単位を認定している。単位認定については、各授業科目について、所定の出席時間数に達した学生に限り、その授業科目を履修したものとみなし、履修した上で、その試験又は論文審査に合格した者には、大学長は、認定の上、所定の単位を与える(資料 1-12)。

なお、本学大学院以外の大学院の科目について、大学長は、学生に対して教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の科目を履修させることができる。但し、修得した単位は、15 単位を超えない範囲で本学大学院における科目の履修により修得したものとみなすことができる。また、入学前の既修得単位等の認定について、大学長は、学生に対して教育上有益と認めるときは、本学大学院の入学前に他の大学院において履修した科目について修得した単位を、15 単位を超えない範囲で本学大学院において修得した科目について修得したものとみなすことができる。但し、本学大学院以外

の大学院の科目を履修し修得した単位数及び本学大学院の入学前に他の大学院において修得した単位は、合せて20単位を超えないものとする。(資料1-12)

授業科目の単位数の算出は、大学院学則第15条において定めている。1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成する事を標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により算定するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

成績評価については、各科目の評価方法についてシラバスに明記し、各科目の初回の授業で学生に周知している。成績評価は、評価責任者の責任の下、公平性を保ち、評価方法に則って実施することとし、教務システムへの入力においては複数の教員で確認を行うことを義務付けている。各学年の成績及び単位認定については、前期・後期の学期末に研究科運営委員会で審議され、研究科運営委員会案として研究科委員会に提出され、大学長が認定する。

修士課程の修了要件は、本学大学院に2年以上在学し、所定の科目を32単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、研究科委員会の議を経て、大学長が修了を認定すると学則に明示し、学生便覧に掲載している(資料1-7)。また、単位認定及び修了要件については、入学時オリエンテーションで周知している。

成績評価及び単位認定に係る全学的ルールは、本学大学院の研究科に研究科長を置き、研究科長は研究科の学務を統督し、研究科委員会・研究科教育向上推進委員会・研究科運営委員会の委員長を務める。成績評価は、各学期の成績登録期限までに評価責任者の責任によって教務システムに成績を登録し、研究科運営委員会で審議され、研究科運営委員会案として研究科委員会に提出され、研究科委員会の議を経て成績評価を確定し、大学長が単位を認定する(資料1-7)。

学位授与については、大学院学則に学位授与の要件を規定し、それに基づき学位授与を認定する。修士課程学位審査の審査評価項目は、学位規程施行規則第7条において新規性、有効性、信頼性のほか、9項目と定め審査している(資料4-25)。

学位審査及び修了認定については、学位規程施行規則に定めている(資料4-25)。学位論文の審査申請をする者は、学位規程に基づき、学位論文申請書、付属書類及び学位審査料を添えて、研究科長を経て大学長に提出しなければならない。大学長は提出された学位論文受理の可否並びに、その審査を研究科委員会へ付託する。研究科委員会は、本学大学院の当該論文を指導した教員を除く授業及び研究指導を担当する教授のうちから、主査1名及び副査2名以上の審査委員を選任する。審査委員は、学位論文の審査ならびに学位請求論文を中心とした関連する科目について、口頭試問の方法によって最終試験を実施する。審査委員は、学位論文の審査、最終試験の結果を所定の書式にまとめ、研究科委員会に報告する。その報告をもとに、研究科委員会は、学位を授与すべきか否かを議決し、学長へ

報告する。学長は、研究科委員会の議決に基づき、学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与し、不合格者にはその旨を通知すると定めている。

修了要件は、大学院履修規程に定められており、修了するためには2年以上在学し、次項に定めるところにより合計32単位以上を修得し、かつ、修士論文の審査に合格しなければならない。(資料4-26)。

以上のことから、看護学部及び看護学研究科において、成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていると判断できる。

【点検評価項目】

⑤学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。

評価の視点1：学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。

評価の視点2：学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。

評価の視点3：指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。

学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価し学位授与方針を達成する指標として、本学ではアセスメント・ポリシーを作成し、学位論文、学位授与数、学生の進路（就職率、専門領域へ就業率及び進学率）、学修の状況（休学率、退学率、TA雇用率、修了時アンケート等）を評価している（資料2-6、資料4-27、資料4-28、資料4-29）。

カリキュラム・ポリシーには、履修すべき科目が設定されており、各科目においてはシラバスに、ディプロマ・ポリシーとの関連、到達目標、成績評価の基準を明記している。学生は、シラバスに則り、開講された授業科目を体系的に学び、単位を修得することによって、必要な能力を習得できると考えている。

必要な単位を全て修得した学生は、学位授与方針に挙げる能力を修得し卒業認定を行っている。

○看護学部

本学では、2021年1期生から、2023年度4期生に対して、教育支援・教学IR室が卒業時アンケートを実施しており、ディプロマ・ポリシー達成レベルの自己評価を検証している（資料4-30）。入学時と比べて卒業時のディプロマ・ポリシー達成のレベルは、全卒業生において、ディプロマ・ポリシー全ての項目で有意に上昇しており、学位授与方針に則った学修成果を上げることができたと考えている（資料4-31）。

学習成果の可視化としては、まず、学習成果の測定に関して、4年間の実習成果に関しては、教育支援・教学IR室が「成績評価分布」として可視化している（資料4-32）。

学生個々の学びの蓄積は、本学の特色である「well-being」を中心に「他職種と協調・協働できる実践能力の育成」「高齢者の住み慣れた地域での生活を支援できる実践能力の育成」「口腔から全身への健康支援ができる実践能力の育成」という主要な4つディプロ

マ・ポリシーの視点で、毎年度ポートフォリオとして残されており、各科目責任者は学びのまとめを活用しているが、記載内容の不備が散見され、ポートフォリオを記載する意義があることを更に周知させるとともに、学生が必要を感じるポートフォリオの作成となるようにすることが今後の課題である（資料 4-33）。

本学では、PROG テストという大卒者として社会で求められる汎用的な能力・態度・志向—ジェネリックスキルの評価を行うテストを、2021 年度まで実施していたが、2022 年度以降は、1 学年と 4 学年に、ジェネリックスキル検定(GPS-Academic)を採用し、社会生活に必要な「問題の解決力」を「思考力」「姿勢・態度」「経験」の 3 つの観点で確認するアセスメントに関するテストを行っている。このうち「思考力」に加えて” 態度・姿勢” 中の「レジリエンス」「リーダーシップ」「コラボレーション」の 4 つの結果について、入試区分ごとに 3 群（一般入試・指定校推薦・公募推薦）に分けて分析を行っている。2023 年度入学の一般入試の学生は「思考力」「コラボレーション」に、指定校推薦は「リーダーシップ」に、公募推薦は「レジリエンス」に長けているクラスであり、4 学年はコロナ禍が続き、「レジリエンス」「リーダーシップ」「コラボレーション」のような、社会で期待される汎用スキルの経験が十分でなかった可能性が考えられ、卒業までにスキルアップを図る機会に恵まれるような配慮が望まれるという課題が明らかとなった（資料 4-34）。

教育支援・教学 IR 室は、教学比較 IR コモンズ ALCS(Academic Learning and Cultivation Survey) 学修行動比較調査によって、全国の学習行動調査結果との比較も行っており、学年が進行するにつれて成長実感は高く、成長実感の高い学生の学修成果を認めている。今後も調査を継続する予定であるが、低学年より成長実感を高める教育が重要である（資料 4-35）。

本学、教育支援・教学 IR 室が実施した、ALCS 学修行動比較調査は、教学比較 IR コモンズが実施する個々の大学単位で毎年実施されている学修行動比較調査である。教学比較 IR コモンズは、2024 年度に実施開始から 10 周年を迎える大学間の中間活動体であり、この調査結果は、教学の内部質保証を直接的に担保していくとされており、本学の学習成果を把握・評価する指標や方法はより客観的に可視化されており適切なものであると考える。

本学は学習成果の記録として、学位証書の補足資料であり、個々の学生の学修成果や修得した能力などについての説明書（ディプロマサプリメント）を発行し、卒業時に学生に配布している。「分野別 GPA」「ディプロマ・ポリシー別達成度」「看護の資質・能力評価」「ジェネリックスキル」「卒業論文研究内容」が示されており、個々の学生の成長の記録としても、将来に向けた自己の課題を明らかにする上においても可視化された重要な資料となっている（資料 4-36）。

学習成果の把握及び評価の取り組みに対する内部質保証推進組織等の関わりについては、2021 年より設置された教育支援・教学 IR 室が中心となり、学位授与方針に明示した学修成果の把握及び評価について分析を行っている。これらの分析結果は、教務委員会、教授会で周知するなど、自己点検・評価委員会を中心に教育活動の改善に活用されている。

○看護学研究科

2023 年 3 月に第 1 期生が卒業したため、成果を把握・評価できる過程としては始まったば

かりである。5名全ての学生が、2年間の修士課程を修了し学位論文を提出した（資料 4-37）。アセスメント・ポリシーによって、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの3つのポリシーに基づき、大学（機関）レベル、教育課程レベル、科目レベル（授業科目）の3段階で学修成果を評価することができており、適切に学修成果を評価したと考える。

以上のことから、看護学部及び看護学研究科において、学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していると判断している。

【点検評価項目】

⑥教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

評価の視点1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあつては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。）

評価の視点2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》

- ・アセスメント・テスト
- ・ルーブリックを活用した測定
- ・学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・卒業生、就職先への意見聴取

評価の視点3：学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

本学では、看護学部、看護学研究科ともに、学習成果の把握および評価に関する定期的な点検、データ収集、結果の可視化を、全学的、計画的に、教育支援・教学 IR 室が担っている。教育支援・教学 IR 室は、内部質保証推進組織として、その評価結果を定期的に教授会、各委員会、およびスタッフ会議で報告し、全教員へフィードバックさせており、自己点検・評価委員会と連携しながら内部質保証のサイクルは有効に回すことができていると考える。

学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発として、前述のアセスメント・ポリシーがある。このアセスメント・ポリシーには、PROG テストや GPA 評価によるアセスメント・テスト、学生調査や卒業生、就職先への意見聴取などが含まれている。2024 年度に、検証組織を加えて完成する予定である。

○看護学部

学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標として、本学の学位授与方針があり、その学則第 16 条、17 条に、所定の単位数を修得した者については、第 25 条に則り大学長が卒業を認定すると定めている（資料 1-4）。また、卒業要件の 126 単位以上

(必修科目は 117 単位、選択科目は 9 単位以上)を修得し、4 年以上在学した者について、学士(看護学)の学位を授与する(資料 4-23)。卒業時に取得できる資格は看護師国家試験受験資格であり、保健師課程(選択制)を選択し指定した科目を履修した者は、第 30 条で看護師国家試験と保健師国家試験の受験資格を取得できると定めている。

学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力の一つとして、看護師国家試験受験資格及び保健師国家試験受験資格を得た後の国家試験の合格がある。2023 年度の卒業生(第 4 期生)の合格率は、看護師 98%、保健師 100%であった(資料 4-38)。

看護師国家試験合格 100%を目指す対策としては、学生キャリア支援委員会を中心として、学習支援方法について 1 学年から 4 学年まで経年的に企画立案している(資料 4-39)。また、計画的に模擬試験を実施し、課題となる問題解決に向けた学内外の講師による対策講義を実施するとともに、不足した知識・判断力に応じた対策を講じていく方針で支援を行っている。保健師国家試験対策は、主に保健師養成課程の教員及び統計学・疫学関係を担当する学内教員による対策を行っており、引き続き実施していく(資料 4-40)。

○看護学研究科

成績評価及び単位認定と同様に、学位授与に関する点検・評価については、研究科委員会が中心に行っている。研究科委員会は、内部質保証推進組織の機能を持ち、自己点検・評価委員会と連携する。また、教育活動や教育成果に関する評価・点検を行う委員会として組織されており、教育研究活動等の状況については、刊行物への掲載その他広く周知することができる方法によって、積極的にその情報公開するものと学則第 4 条に定めている(資料 1-12)。

看護学研究科の学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法としては、大学院(修士課程)の学修成果の評価の方針(アセスメント・ポリシー)に示されており、研究科委員会が中心となって教育課程及び教育方法について定期的に点検・評価しており、より良い大学院教育に向けて取り組んでいる。

以上のことから、教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいると判断できる。

(2) 分析を踏まえた長所と問題点

看護学部及び看護学研究科では、教育課程の編成・実施の方針を定め、公表すると共に、学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。また、成績評価、単位認定及び学位授与は、その評価方法及び基準について、学生へ周知するとともに、認定及び授与が適切に行われているといえる。

看護学部では、学生の動向を把握しながら、看護実践能力の育成に向けた主体的な学習を実践し、その成果について教育支援・教学 IR 室を中心に客観的に評価されており、変化する社会のニーズに即した人材育成につながっていくと考える。学生個々の多様なニーズに対応し、修学困難なケースにおいても柔軟な履修計画を可能としていることは、本学の特色でもあり、学生本位の教育が実践されている。

資格獲得に向けた看護師、保健師の国家試験合格を目指した学習支援については、キャ

リア支援委員、教務委員、全教員の協力体制で学生を支援している。

看護学研究科においても、2023年3月に1期生を輩出し、毎年度定員以上の学生が入学している。順調に学修を継続できるように、社会人入学生の背景を踏まえ、履修しやすい環境づくりには十分に配慮している。

看護学部及び看護学研究科では、学生による授業評価を実施しており、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的な点検・評価を実践している。その結果は、システムに乗って教員、および学生へフィードバックされ、関連委員会を通して自己点検・評価委員会を経由して内部質保証のサイクルに乗って稼働していると言える。

以上のことから、看護学部及び看護学研究科では、教育課程編成・実施の方針に基づき、その目標達成に向けた教育を実践し、より質の高い教育を目指して自己点検・評価を継続し実践できていると考える。

問題点としては、次の2点があげられる。

1. 専門的職業人の育成として、保健師国家試験合格率は100%であるが、看護師国家試験合格率は100%を満たしていない。教育課程編成・実施の方針の達成度の評価の一つとして、看護師の輩出を100%達成できるための対策の工夫が求められる。

2. 学生が主体となって学修評価をするという視点において、ポートフォリオの活用が、効果的に行われていないことが課題である。学生が率先して作成したくなるような方法でポートフォリオを作成できるよう検討が必要である。教育に効果的なフィードバックとなり、かつ卒業後の学生に有用な成果物となるようにポートフォリオ作成と活用方法を検討することが、今後の課題である。

(3) 改善・発展方策と全体のまとめ

国家試験対策に関しては、低学年時からの学習の積み重ねが必要であると考え、第1学年からの形態機能学（解剖学、生理学）や病態疾病論のカリキュラムの内容の見直しとともに講義の順序性を見直し、学生の学びがより効果的になるように支援することを改善・発展方策とする。今後は、学生が主体となって学修評価をするという視点に立ったポートフォリオの活用をはじめとして、学生が率先して学修し、自己にて評価できる方法を検討する。

全体のまとめとして、本学は、学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしており、学習成果の達成につながるふさわしい授業科目を体系的に編成し、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための支援をするとともに、求められる学習成果達成のために適切な指導や支援を十分に行っていると考える。成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行い、学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しており、教育課程及びその内容、教育方法は、定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいると考える。

【根拠資料】

資料 4-1 FD 研修資料

資料 4-2 CAMPUS MANUAL 「カリキュラムツリー」

- 資料 4-3 福岡看護大学履修規程施行規則
- 資料 4-4 福岡看護大学履修規程
- 資料 4-5 CAMPUS MANUAL 「課程表（看護師養成課程）」
- 資料 4-6 CAMPUS MANUAL 「課程表（保健師養成課程）」
- 資料 4-7 大学院 教育研究上の目的/3つのポリシー
- 資料 4-8 研究科3ポリシーの変更等について
- 資料 4-9 研究科委員会議事録（令和5年10月19日）
- 資料 4-10 研究科委員会議事録（令和5年11月16日）
- 資料 4-11 客観的な指標に基づく成績の分布状況（2023年度GPA分布）
- 資料 4-12 2023年度アセスメントブック（国試不合格者分析（4p/128p）
令和4年度科目評定の分布状況分析（102p/128p））
- 資料 4-13 双方向性ハイブリッド分散システム
- 資料 4-14 看護過程実習前の模擬実習型シミュレーション well-being care の演習
結果
- 資料 4-15 高齢者看護論演習のグループ編成、地域在宅看護論演習のグループ編成
- 資料 4-16 教務から席の変更希望に関するメール
- 資料 4-17 事例
- 資料 4-18 2023年度授業評価アンケート
- 資料 4-19 実習のまとめ
- 資料 4-20 メール会議（3年生のJKS（実習国試スタートアップ）の担当について）
（令和5年4月2日）
- 資料 4-21 2023後期分大学院生時間割調整
- 資料 4-22 卒業後の進路
- 資料 4-23 福岡看護大学学位規程
- 資料 4-24 CAMPUS MANUAL 「保健師養成課程履修申請者選考実施要領」
- 資料 4-25 福岡看護大学学位規程施行規則
- 資料 4-26 福岡看護大学大学院履修規程
- 資料 4-27 大学院生卒業後アンケート
- 資料 4-28 福岡看護大学大学院案内パンフレット p.6（修了生 Interview）
- 資料 4-29 学位論文、学位授与数、学生の進路
- 資料 4-30 卒業生アンケート
- 資料 4-31 卒業アンケート結果
- 資料 4-32 令和5年度科目評定の分布状況
- 資料 4-33 HP ポートフォリオ
- 資料 4-34 アセスメントブック（GPS アカデミック）
- 資料 4-35 アセスメントブック（ALCS 学修行動比較調査）
- 資料 4-36 アセスメントブック（学修成果の記録（ディプロマサプリメント））
- 資料 4-37 学校法人福岡学園 福岡看護大学 年報 2023（学位論文一覧（看護学研究科/
修士課程））

- 資料 4-38 (教授会・常任役員会用) 第 113 回看護師第 110 回保健師国家試験結果等
- 資料 4-39 4 年間のロードマップ (看護師)
- 資料 4-40 4 年間のロードマップ (保健師)

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状分析

【点検評価項目】

- ①学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。

評価の視点1：学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定しているか。

評価の視点2：学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。

評価の視点3：学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか。

評価の視点4：入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。

評価の視点5：すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。

本学は、看護学部、看護学研究科において、それぞれ学生の受け入れ方針を設定している。以下のように、学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施している。

○看護学部

「入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）」は、「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」及び「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」を踏まえ、本学が卒業時に求める看護専門職を目指した教育課程を学修できる資質について示し、以下のとおり、定めている（資料1-5）。

看護学部 入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）

1. 看護学の修得に必要な基礎学力のある人。
2. 看護をはじめとする保健・医療・福祉分野に広く関心を持ち、社会への貢献が期待できる人。
3. 相手の個性を尊重して協調しようとする気持ちを持つ人。
4. 物事に対する柔軟な発想を持ち、問題解決への意欲を有する人。
5. 自分の考えを適切に表現することができ、他者に対して的確に伝えられる人。

学生募集要項に、「入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）」とともに「入学者選抜の基本方針」を併記し、入学希望者に求める資質・能力、学力水準とその評価項目及び判定方法を示している。「入学者選抜の基本方針」については、以下のとおりである（資

料 1-10)。

・提出書類

提出書類によって、基礎学力（知識・理解）及び学習意欲（主体性）を評価する。また、生活態度、課外活動や社会貢献及び社会人としての経験（態度）についても評価する。

・学力試験

〈外国語（英語）〉基本的な語彙力・文法力を備え、標準的な読解能力や英作文能力を有しているかを評価する。

〈国語〉基本的な語彙力・文法力を備え、標準的な読解能力や文章力、論理的な思考力等を有しているかを評価する。

〈数学〉基本的な概念や原理・法則を理解し、事象を論理的に考察し数学的に処理する能力を有しているかを評価する。

〈理科〉基本的な概念や原理・法則を理解し、自然科学の現象を論理的に説明する能力を有しているかを評価する。

・大学入試共通テスト

指定した科目によって、高等学校等での学習達成度を評価する。

・小論文

文章作成・表現能力、課題探求能力、柔軟かつ論理的な思考力、問題提示及び問題解決能力を備えているかを評価する。

・個人面接

質疑応答を通じて総合的な思考力、判断力、表現力を判断するとともに、本学で学ぶ意欲、看護師としての志、医療に対する意欲や関心、自然科学に対する探究心、コミュニケーション能力、人間性等を評価する。

「入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）」は、大学ホームページに掲載することで、広く公表している（資料 1-5、資料 2-7）。さらに、以下のような方法で公表し、すべての志願者に対して分かりやすく情報提供している。志願者である高校生、保護者、高校の教員に、直接の説明や資料を配布することで理解が深まるように取り組んでいる。

1) 学生募集要項への掲載（資料 1-10）

2) 大学案内パンフレットへの掲載（資料 1-9）

3) 教職員による高校訪問（2022 年度 2 回実施延べ 336 校、2023 年度 1 回実施 237 校）

訪問時には、大学案内パンフレット、学生募集要項などを持参し、本学の「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」、教育課程、就職・進学状況などを説明し高校教員と意見交換を行っている。また、訪問校出身学生の動向を情報提供しながら、本学に対する教育の希望、要望などの情報を収集している。

4) 高校教員説明会（2023 年度 年間 1 回）

本学で開催し、高校の教員に「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」、教育課程、就職・進学状況などを説明する。2023 年度の参加校は 21 校であった。

5) 高校生や保護者への説明会

オープンキャンパスを2023年度は3回実施した。参加者の年間延べ人数は、384名であった。オープンキャンパスでは、本学の説明会とともに個別進路相談を行っている。2023年度の2回目と3回目は、広報活動と教育の目的で、学生の責任者を決めオープンキャンパスの運営に関わらせた。学生が司会を務め、学生の立場で大学説明や入試説明を行った。また、毎年10回程度の進路ガイダンス等に参加した。

入学資格については、学則第32条に明確に示している（資料1-4）。また、出願資格等は、学校推薦選抜（指定校推薦・公募推薦）の水準を学生募集要項や大学ホームページに掲載し、高等学校校長宛ての公文書などで告知している。

学生の受け入れ方針に沿い入学者選抜は、学則第34条2項に「入学者の選考は、別に定めるところにより入学試験委員会が行う」と規定し、「入学者選抜規則」を制定している（資料5-1）。

毎年、入学者選抜制度について、入学試験委員会で検討及び検証を行っている（資料5-2、資料5-3）。

「入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）」に基づく入学者選抜の区分は、学校推薦型選抜（指定校推薦・公募推薦）、一般選抜、社会人選抜、大学入学共通テスト利用選抜がある。入試区分及び選抜方法については表5-1の通りである。

表 5-1 入試区分及び選考方法

入試区分	選抜方法			
学校推薦型選抜（指定校推薦・公募推薦）	学校長の推薦書 出身学校調査書	小論文	個人面接	
一般選抜前期日程	出身学校調査書※ 高等学校卒業程度認定試験（大学入学資格検定）合格（見込）成績証明書※			学力試験
一般選抜後期日程	出身学校調査書※ 高等学校卒業程度認定試験（大学入学資格検定）合格（見込）成績証明書※	小論文	個人面接	
社会人選抜	志望理由書 調査書	小論文	個人面接	
大学入学共通テスト利用選抜Ⅰ期	大学入学共通テスト成績請求票（私立大学用）添付用紙 出身学校調査書※ 高等学校卒業程度認定試験（大学入学資格検定）合格（見込）成績証明書※			大学入学共通テスト

大学入学共通 テスト利用選 抜Ⅱ期	大学入学共通テスト成績請求票（私立 大学用）添付用紙 出身学校調査書※ 高等学校卒業程度認定試験（大学入学 資格検定）合格（見込）成績証明書※			大学入学 共通テス ト
-------------------------	---	--	--	-------------------

※いずれかひとつを提出

本学の入学者選抜実施の体制は、「入学者選抜規則」によって規定している。大学長を委員長とする入学試験委員会について規定し、責任所在を明確にした体制の適切な整備を行っている（資料 5-1）。入学試験委員会が入学試験の実施及び入学者の選考等に関する次の事項を処理する体制をとっている。最終責任は入学試験委員会であり、責任者は入学試験委員会委員長の学長である。

また、公正な入学者選抜実施の視点では、入学者選抜試験毎に出題採点委員、入試面接委員を学長が選任している。入学者選抜試験における学力試験においては、質を担保するため、2023 年度は外部機関に委託した試験問題を出題採点委員で事前に問題の質と解答について複数回チェックを行った。

小論文の問題作成については、入学試験委員会で検証し問題を決定している。

採点の公正性を期すため、小論文の採点に当たっては採点基準を設け、3 名の採点委員の平均点数を採用している。さらに、受験生の氏名、受験番号が採点者に分からないように対応している。面接試験においても、面接項目と評価点数を設定し、受験生 1 名につき 3 名の面接委員で判定した平均点数を採用し、受験生の公平性を担保している。

入学試験の公正性を保つために、可否の判定については、入学試験委員会で検討後に教授会を経て、学長が合格者を決定している。

入学を希望する者への特別な配慮に基づく公平な入学者選抜のために、事前の申し出を行うことを学生募集要項に記載し体制を整えている。2023 年度に実施した入試で、ハンディキャップ等がある受験生はいなかった。今後、受験生の申し出があれば入学試験の別室受験等、不利のないよう特別の配慮を検討し実施していく予定である。

○看護学研究科

「入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）」は、「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」及び「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」を踏まえ設定した（資料 4-7）。看護学研究科では、今後、ますます複雑化かつ多様化する医療を取り巻く問題や課題の解決に対応しうる専門知識や応用能力等を併せ持つ、高度な専門性を備えた人材の養成を目指す（資料 1-3）。以下のように、「入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）」を示した。

大学院看護学研究科 入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）

1. 保健医療福祉に対する興味と関心並びに学習意欲を有している。
2. 保健医療福祉に関する基礎的な知識及び基本的な技術と態度を有している。

3. 物事を多面的かつ論理的に考察し、適切に判断することができる。
4. 自分の考えを的確に表現し、相手に確実に伝達することができる。

看護学研究科では、大学院への入学者の受入れと入学後の教育に有機的なつながりを持たせることから、学部段階で看護学分野に関する基礎的、基本的な知識や能力を修得した者を受入れることとしている。入学受入れの対象者としては、本学の看護学部看護学科を卒業した者及び他大学で看護学分野の教育を修めた者とするとともに、既に医療現場等において看護実践や多職種で医療に携わる職業人を対象とし、教育機会の拡大と多様な学生の受入れに対応している（資料 1-3）。

「入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）」は、大学ホームページに掲載し公表することで周知を図るとともに、大学院案内パンフレットや大学院学生募集要項に記載している。また、進学希望者を対象とした大学院進学説明会を開催する等の方法で周知している（資料 4-7、資料 5-4、資料 1-11、資料 5-5）。

看護学研究科における入学資格については、大学院学則第 29 条に定めている（資料 1-12）。入学希望者に求める水準等の判定方法は、看護学研究科の目的や入学者受入れ方針を踏まえ、出願前相談後に一般入試及び社会人入試で行い、入学者選抜の定員数は、前期 3 名、後期 2 名を原則としている。一般入試の実施方法は、研究計画書・研究業績等に基づく書類審査に加えて、学力試験として英語、看護専門分野に関する小論文を課すとともに、面接試験を実施している。社会人入試の実施方法は、成績証明書及び研究計画書・研究業績等に基づく書類審査に加えて、小論文と面接試験により実施している。なお、社会人入試の受験資格については、医療機関等において 3 年以上の勤務経験を有する者を対象とする。出願前相談に対応するために、大学院学生募集要項と大学院案内パンフレットに特別研究の研究指導教員を明示している（資料 1-11、資料 5-4）。

研究指導教員の研究分野、研究分野のキーワード、著書、学術論文、教育方法の実践例、作成した教科書・教材等の情報は、本学ホームページで公開している（資料 1-11）。

大学院学生募集要項には、全受験者が出願前に専攻する研究指導教員と事前相談を行うことを明記している。受験者は、以下の内容を相談する。

- ① 受験者が希望する研究テーマと研究指導教員の研究分野との適合性
- ② 修了後の希望する進路
- ③ 受験者が希望する修業年数

受験者の希望、実務経験、関連資格取得状況を尊重しつつ助言を与え、十分な検討の上、出願書類上で希望する研究指導教員を申告させるようにしている。

看護学研究科における入学者受入れ方針に対する判定については、次のようにしている（資料 1-3）。

1. 「看護学分野、口腔医療に対する興味と関心並びに学習意欲を有している」ことについては、面接試験により判定する。
2. 「看護学分野の基礎的な知識及び基本的な技術と態度を有している」ことについては、成績証明書、英語筆記試験、面接試験により判定する。
3. 「物事を多面的かつ論理的に考察し、適切に判断することができる」ことについては、

面接試験、小論文により判定する。

4. 「自分の考えを的確に表現し、相手に確実に伝達することができる」ことについては、面接試験、小論文により判定する。

試験科目及び選抜方法として、「入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）」に基づき、看護学研究科の教育を受けるにふさわしい能力と適性を備えた人材であるかの判断を以下のように行う（資料 1-3）。

1. 一般入試では、看護学分野の知識、論理的思考力、興味・関心、学習意欲を評価するため看護専門分野に関する小論文と面接試験、英語力を評価するための学力試験、および研究計画書を重視して判定する。
2. 社会人入試では、看護学分野の知識、論理的思考力、興味・関心、学習意欲を評価するため看護専門分野に関する小論文（英語含む）と面接試験、および成績証明書と研究計画書を重視して判定する。

以上のことから、看護学部、看護学研究科において、それぞれに「入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）」を適切に設定している。学生の受け入れ方針として、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく公表し示している。

「入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）」に基づき、学生募集方法及び入学者選抜制度を設定している（資料 1-11）。

大学ホームページや大学院案内パンフレット等には、入試情報とともに教育課程、出願前相談に必要なデータ（看護特別研究の研究指導教員とその教員が持つ研究テーマ）、経済的支援等としての長期履修制度やティーチング・アシスタント制度を掲載している（資料 5-6、資料 5-4）。研究指導教員については、研究分野、研究分野のキーワード、著書、学術論文、教育方法の実践例、作成した教科書・教材等の情報について、大学ホームページで公開している（資料 5-7）。

看護学研究科の入学者選抜制度は「大学院学則」に規定し、看護学部とともに「入学者選抜規則」で定めている（資料 1-12、資料 5-1）。また、「大学院研究科専門委員会細則」で研究科運営委員会が入学者選抜を行うことを規定している（資料 5-8）。看護学研究科は2021年に開学したため、4年間の入学者選抜について検討及び検証を行っている。「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」に基づく入学者選抜の区分には一般入試と社会人入試がある。受験生は、入学試験前に志望する専門分野の研究指導教員に事前相談し、受験生が希望する研究テーマと研究指導教員の研究分野との適合性、大学院修了後に希望する進路、受験生が希望する修業年数（長期履修制度利用の有無）について話し合う。一般入試は、英語試験、小論文、面接である。社会人入試は、英語読解の問題を含む小論文、面接である。

入試問題については、適正であるか研究科運営委員会で検討し決定している。面接試験の選抜については、各面接者が一貫した評価基準を持てるように、面接項目と評価点数を設定するとともに、正当性について検証し改善しながら、入試を実施している。

入学試験の公正性は、これまでの入試について、研究科運営委員会で入試種別、入学基準、入試日程、学生募集要項、学生募集活動の広報活動などを検討し改善点を出している

ところである。その結果は、今後、研究科委員会で承認され、入試方法を改善していく予定である。可否の判定については、公正性確保のため研究科運営委員会で検討後に研究科委員会を経て、学長が合格者を決定している。

入学を希望する者への特別な配慮に基づく公平な入学者選抜のために、事前の申し出を行うことを学生募集要項に記載し体制を整えている。これまでの入試で、ハンディキャップ等がある受験生はいなかった。今後、受験生の申し出があれば入学試験の別室受験等、不利のないよう特別の配慮を検討し実施していく予定である。

以上のことから、学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していると判断できる。

【点検評価項目】

- ②学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

評価の視点1：学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
評価の視点2：点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。

学生の受け入れは、入学試験委員会及び研究科運営委員会において、入学試験が適切なものであったか、問題点や改善策について、実際に業務に関わった担当者（出題、試験監督、面接などの担当）から意見や改善策を聴取している。また、定期的に実際の面接で使用した採点表の確認などを含み、入学試験の区分や募集人員数、試験方法についての妥当性を検討するなど、定期的に点検・評価を行っている。

入学試験委員会及び研究科運営委員会では、適切な入学試験業務実施の検証だけでなく、教育支援・教学 IR 室と連携し、試験区分毎に入学者における入学後の修学状況等の追跡調査を行い、その結果を募集人員の変更に反映させる等、点検・評価結果に基づく改善・向上への対策を実施している（資料 5-9）。

検討した改善策などは、次回の入試に反映できるよう入学試験委員会及び研究科運営委員会の案として教授会及び研究科委員会に提案し、意見を聞いた後、理事会の承認を得て、学生募集要項等に反映している（資料 1-10、資料 1-11）。

また、公開されている他大学入学者の動向等から本学への入学希望者の動向を解析するとともに、高校訪問やオープンキャンパス日程や内容、入試日程、入試の実施方法などの検討を行っている。

学生の受け入れについては、大学全体として、中期構想に基づき、年度事業計画の達成状況を毎年点検・評価している。次年度の計画に反映する PDCA サイクル（1年周期）及び大学基準協会の評価項目に則り、隔年に行う自己点検・評価による課題抽出とその後の改善状況を取りまとめ、翌年に実施する改善報告により PDCA サイクル（2年周期）を機能させている。この二つの PDCA サイクルを回すことで、自己点検・評価から改善・向上につながるシステムを構築している。

以上のことから、学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいると判断できる。

(2) 分析を踏まえた長所と問題点

2023年度は、これまで同様に、看護学部及び看護学研究科のそれぞれ学生の受け入れ方針（アドミッションポリシー）を公表するとともに、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し公正に実施した。また、定員も確保し管理も行っている。

本学の長所は、充実した看護学教育設備を擁するコアコンピテンシーを備えた看護学士育成可能な施設を基盤として教育を実施できることである。また、模擬実習型シミュレーション教育、口腔を起点とした全身の健康支援学習のようなカリキュラム運用上の工夫に加え、グローバル社会に向けた国際性豊かな看護学士育成研修の機会等の合わせた高い教育を提供できた。福岡歯科大学、福岡医療短期大学との共同組織である口腔医学研究センターなど、法人全体として口腔医療研究推進が整備され、口腔に対する看護実践の質の向上を目指す研究体制が整いやすいことも長所であり、2023年度は長所を生かし教育ができた。

看護学部では、高大連携プログラムとして福岡市内の筑紫女学園高等学校、福岡市立の高校と協定を締結している。看護学の演習授業に同校生徒が参加し、本学学生と交流することで、本学の強みを効果的に伝える取り組みを開始した。看護学研究科では、研究体制を生かし、学士相当の能力のある歯科衛生士の入学者の受け入れ教育している。また、本学における看護学部独自の経済的支援として、授業料免除を行う特待生制度、奨学金の貸与を行う看護職育成奨学金制度があることも長所である。

問題点は以下の通りである。

看護学部においては、少子化の加速による志願者数の減少とともに、近隣の看護系大学の更なる設置によって志願者数の減少が予測される。学生受け入れを維持するためには、看護学部における教育の質を担保することがまず肝要であるが、2023年度は、国家試験合格率、就職・進学率などの状況により適切な運営ができていると判断できた。しかし、今後の志願者減少の影響を考慮すれば、さらに教育力や研究力向上、学生支援の強化、国家試験合格率の向上、就職・進学支援を行い、卒後支援までの体制整備を検討することが必要である。

教育の質確保と同時に、入学者確保に向け効果的な広報活動や入学試験方法など、社会情勢の変化に適した学生募集の見直しを行い、大学のブランド力向上に向けた取り組みとその適切な広報が必要である。2020年から2022年まではコロナ禍で十分な広報活動が適わなかったが、2023年度からは高校生やその保護者の意識や社会情勢の変化を的確にとらえた広報戦略も必要となってくると考える。

2021年度に開設の看護学研究科では、「研究科運営委員会」において、学生の受け入れ方針から入学試験までの点検・評価を行っている。その上で、検討結果を研究科委員会に提案し検討した後、理事会の承認を得て学生募集要項等に反映させている。大学基準協会からの意見として、今後は、このような点検・評価、改善・向上に係るプロセスや経緯等を明確にすることが望まれるということであった。

看護学研究科においても、他大学では定員割れが恒常的である。学部同様、入学した大学院生の教育の質を担保し、満足度を維持することや、本学大学院教育の特徴を的確に広報することが必要である。2023年度から開始した歯科衛生士への門戸拡大に関して多様な背景を持つ学生の教育体制の整備とその広報が課題である。

(3) 改善・発展方策と全体のまとめ

2017年の大学開学、および2021年の大学院開設以来、それぞれ学生の受け入れ方針（アドミッションポリシー）は明確に定め、公表するとともに、学生募集及び入学者選抜の制度整備の下、学力試験、小論文、面接といった入学資格及び選抜方法を適切に公表してきた。また、入学者選抜運営体制を適切に整備し、公正に実施し、これまで適切に定員を確保してきた。看護学部の入学者数比率1.01～1.19及び在籍学生数比率1.01～1.19、看護学研究科が入学者数比率在籍学生数比率1.00～1.20（長期履修含む）のため、入学定員及び収容定員は適切な設定と考えられ在籍学生数の管理も適正である。

学生の受け入れについては、入学試験委員会及び研究科運営委員会において定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っており、入学者確保に向け効果的な広報活動や入学試験方法など、少子化加速と近隣の看護系大学新設の社会情勢の変化に適した学生募集の見直しを行い、大学のブランド力向上に向けた取り組みとその適切な広報が方策として必要である。

2021年度に開設の看護学研究科では、大学基準協会からの意見として、今後は、入学者選抜に関する点検・評価、改善・向上に係る経緯等の明確化の指示を受け、2023年度は委員会運営や議事録改善を行った。看護学研究科においても、定員確保のため学部同様、入学した大学院生の教育の質を担保し、満足度を維持することや、本学大学院教育の特徴を的確に広報すること、歯科衛生士への門戸拡大に関して多様な背景を持つ学生の教育体制の整備とその広報が方策として必要である。

【根拠資料】

- 資料 5-1 入学者選抜規則
- 資料 5-2 入学試験委員会議事録
- 資料 5-3 募集人数変更案内時の学生募集要項
- 資料 5-4 大学院パンフレット
- 資料 5-5 大学院進路説明会実施結果報告書
- 資料 5-6 大学等の設置に係る設置計画履行状況の開示について
- 資料 5-7 大学院担当教員
- 資料 5-8 研究科専門委員会細則
- 資料 5-9 I R 資料分析レポート概要と前提条件、入試区分別の成績評価、入試区分別国家試験合格率及び得点差

第6章 教員・教員組織

(1) 現状分析

【点検評価項目】

- ①教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。

評価の視点1：大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。

※ 具体的な例

- ・教員が担う責任の明確性。
- ・法令で必要とされる数の充足。
- ・科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成。
- ・各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理。
- ・複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況や教育効果の面での適切性。

評価の視点2：クロスアポイントメントなどによって、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。

評価の視点3：教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。

評価の視点4：授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。

大学として求める教員像として、「求める教員像及び教員組織の編制方針」を定めている。その方針において、優れた人格と見識を有し、かつ健康で、また、優れた教育研究指導上の能力と教育研究業績及び豊富な臨床経験を有し、教育及び研究に対して熱心に取り組む者、「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）」を十分に理解し、本学の理念・目的の実現のため教育及び研究に専念する者、更に本学の建学の精神を理解し、看護学の発展及び口腔から全身への健康支援の推進に寄与できる者と定めている（資料6-1）。

教員組織の編制及び人事の立案並びに教育研究活動については、学長が統括し、関連法案により定められた基準に基づき、適切な教員数を配置している。

2021年4月設置の看護学研究科においては、大学院設置計画に基づき、適正に教員を配置している。

教員が担う責任の明確性や、必要とされる数の充足、および科目適合性を含め、学習成

果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成をするために、本学では、客観的な教員の人員ポイント一覧を作成し、領域ごとの偏りなく配置できるように工夫している（資料 6-2）。

クロスアポイントメントなどによる、他大学又は企業等の人材を教員として任用する可能性は低いと考える。

教員と職員の役割分担、それぞれの責任を明確に可視化された文書等客観的なものが、今後の協働・連携において必要となると考える。組織的かつ効果的な教育研究活動を実現のために、今後検討していく。

新入職者や、指導補助となる助手など、授業(演習・実習)の一部を担当させる場合は多くあるが、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定めていないため、今後は明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせることができるようにしていく必要がある。

以上のことから、教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制しており、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につながっていると判断できる。

【点検評価項目】

②教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。

評価の視点 1：教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。

評価の視点 2：年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。

教員の募集、採用、昇任等に際しては、明確な基準及び手続に沿って行えている（資料 6-3）。募集に当たっては、看護大学運営会議の議を経て教授会にて「福岡看護大学教員選考規程」に基づき福岡看護大学教育研究業績審査委員会を設置し、応募者の教育研究業績等について、公正・公平な審査を行っている（資料 6-4、資料 6-5）。その後、最終教員候補者について教授会で意見を聴き、大学長が選考し、教授及び准教授については理事会での承認を得る（資料 6-4、資料 6-5）。

採用及び承認に関しては、学部および研究科ともに設置計画に基づいて適正な人数を配置している。年齢構成に著しい偏りが生じないように、また、性別など教員の多様性に配慮するように、方針に沿って編成している（資料 6-6、資料 6-1）。

以上のことから、教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていると判断できる。

【点検評価項目】

③教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。

評価の視点 1：教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。

評価の視点 2：教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、

組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。

評価の視点3：大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。

評価の視点4：教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っているか。

ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を計画的に実施しており、教員の教育・研究に関する質の担保と多面的な教員の資質向上を目指して取り組んでいる（資料6-7）。

本学の教員は、本学の特徴である口腔から全身の健康に関する看護教育を実践しており、開学当初から、看護の対象となる地域住民および近隣の看護職者への教育を通じた貢献を目指してきた。開学当初から、地域住民への教育、研究は実践できており、その役割を果たしてきていたが、2023年度は、近隣看護師を対象とした口腔教育研修を実施することができた（資料6-8）。健康長寿社会の実現を目指し、社会に開かれた大学として、口腔から全身への健康支援に関する教育研究成果を多くの人々へ継続的に発信するという使命を果たすことができている。

研究業績については、ホームページ上での研究業績データベースを毎年更新しており、広く公開している（資料6-9）。

教育活動のみならず研究活動の強化に向けてのFD研修はされており、2023年度も、12回実施されている。

本学は、教員の研究力強化という意味において、外部研究資金の獲得に向けて、積極的に取り組んでおり、毎年度、科学研究費申請者にはアドバイザーを決めて助言を行っている。

2021年以降は、各種教員教育の取り組みについては、教育支援・教学IR室の設置に伴って、データ分析を強化し、現状の評価及び課題提示に向けた取り組みが可能となっている。

教員以外が指導補助者となる可能性は少ないが、教育に関わる可能性がある場合は、必要な研修などの措置を検討する必要がある。

以上のことから、教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につながっていると判断できる。

【点検評価項目】

- ④教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

評価の視点1：教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

評価の視点2：点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。

教員の個人毎の点検・評価は、人事考課制度によって、教育、研究、診療（医師のみ）、

管理・運営、社会活動の項目について、各教員が中期構想に関連した重点目標を設定し、その到達度を実績、意欲・態度、能力別に毎年1月に一次考課と二次考課の二段階のシステムにより厳正に評価している。(資料6-10)。教員組織の適切性については、学長等が各部門・分野の教育・研究等の実績や理事長等との教授面接等を通じて課題を把握し、協議の上評価している(資料6-11)。

学長および学部長は、教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価している。当該事項における現状や成果が上がっている取り組みなどを客観的に評価し教員へフィードバックできていない点は課題であると考え。点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげていくことを今後検討していく必要がある。

以上のことから、教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けた取り組みを進めることは重要な課題であると判断できる。

(2) 分析を踏まえた長所と問題点

客観的な教員の人員ポイント制を導入している点は長所であるが、具体的な、教員と職員の役割分担、助手業務や指導計画については今後の課題であると考え。

また、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていくための具体的な教員と職員の役割分担、助手業務や指導計画についても今後の課題であると考え。

(3) 改善・発展方策と全体のまとめ

規程や大学設置・学校法人審議会による教員資格審査に基づいて採用・昇任等の実施を適切に行っている。大学として求める教員像及び教員組織の編制方針については、大学の理念・目的に基づき「福岡看護大学 求める教員像及び教員組織の編制方針」を策定し、公表している。これによって、「well-being」を推進する看護職を育成するための教育組織のあり方は明確となっている。

教員組織の編制方針に基づき、教員数及び教員組織の適切性については、適切に運営されているが、教員と職員による話し合いや、若手教員の指導計画を、役職者会議によって検討する必要がある。

【根拠資料】

- 資料 6-1 福岡看護大学 求める教員像及び教員組織の編制方針
- 資料 6-2 人員ポイント一覧
- 資料 6-3 就業規則
- 資料 6-4 教員選考規程
- 資料 6-5 教育研究業績審査委員会規則
- 資料 6-6 教員組織 2023
- 資料 6-7 FD 研修 2023
- 資料 6-8 看護に活かせる口腔教育研修(基礎編)

- 資料 6-9 研究業績データベース
- 資料 6-10 人事考課マニュアル
- 資料 6-11 人事考課

第7章 学生支援

(1) 現状分析

【点検評価項目】

- ① 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。

評価の視点1：学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。

評価の視点2：各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。

評価の視点3：学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。

[修学支援（学習面）]

- ・学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか（補習教育、補充教育、学習に関わる相談等）。
- ・障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。
- ・学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）に対し、その実態に応じて対応しているか。
- ・遠隔授業をはじめ教育等でICTを活用する場合は、ICT機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないよう、必要に応じて対応しているか（機器貸与、通信環境確保のための支援等）。
- ・ICTを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応（授業動画の再視聴機会の確保等）を必要に応じて行っているか。

[修学支援（経済面）]

- ・学生に対する経済的支援（授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等）を、学生の実態等に応じて行っているか。

[生活支援]

- ・学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談を、学生の実態に応じて行っているか。
- ・学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置（学生の交流機会の確保等）を必要に応じて行っているか。とりわけICTを利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。

[進路支援]

- ・各学位課程（学士課程、修士課程や博士課程など）や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。

[その他支援]

- ・上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。

[学生の基本的人権の保障]

・ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取り組みを行っているか。

本学では、「建学の精神」及び「中期構想」に基づき、すべての学生が学業に専念し、充実した学生生活を通して看護専門職者として成長することを目的として、「福岡看護大学学生支援の方針」を定め、具体的な内容を明示している（資料 7-1）。

また、大学における内部質保証の重要性についての理解を深める目的で、2021年9月に開催したFD・SD研修において教職員に周知した（資料 7-2）。

方針では、すべての学生が学業に専念し、充実した学生生活を通して看護専門職者として成長することを目的として、学修支援、生活支援、進路支援について以下のとおり定めている。

この方針の実現のため、学長の指示のもと、学生部長及び学生支援委員長を担当とし、学生支援委員会、学生キャリア支援委員会、教務委員会、実習委員会、社会貢献推進委員会、国際交流推進委員会で役割分担しながら、教育支援・教学IR室、保健管理センター、キャリア支援室、チューター教員をはじめとした学内の教員、職員が連携し学生を支援している。

学生支援体制については、学生部長のもと、学生支援を所管する学生支援委員会、学生キャリア支援委員会、キャリア支援室、健康管理センターが中心となり、教務委員会、実習委員会、社会貢献推進委員会、国際交流推進委員会、教育支援・教学IR室及び危機管理対策室、事務課等の専門的な知識・能力や経験を有する担当者が連携し、教職協働によって学生支援を行うスタッフを配置している（資料 7-3、資料 7-4、資料 7-5）。

この体制の下で、集団、個別学生の修学支援、生活支援、進路支援、その他支援を総体的に実施するため、チューター教員制度、ハラスメント防止ガイドライン、学生相談室、健康診断及びワクチン接種支援体制、感染症に関する行動のガイドライン、災害対策マニュアル、交通安全教室及び薬物乱用防止講習会、性犯罪防止講習会等を活用して、学生支援を適切に実施している（資料 7-6、資料 7-8、資料 7-9、資料 7-10、資料 7-11）。

各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置していると判断できる。

学生の修学（学習面）に関する支援については、学生の能力に応じた補習教育、補充教育として、入学生が、これまで学んできた基本的な知識を再確認し、医療従事者を志す意味を考える機会を作り、学習のモチベーションを高めることを目的として、プレイスメントテスト結果に基づいて、看護師に必要な基礎知識を習得するための自由科目（看護のための生物・化学、数学、物理学）の開講、および、入学前教育（サキドリプログラム）、入学直後教育（社会生活に役立つスキル、GPAアカデミック）を行っている。

入学試験委員会からの受講結果のフィードバックをもとに、チューター教員は、個人指導に活用している。また入学後は、自由科目として「看護のための生物・化学」「看護のための数学」「看護のための物理学」を開講し、看護師となるために必要な基礎知識を習得するために補習教育・補充教育を実施している（資料 7-12、資料 7-13、資料 7-14）。

全学年対象の補習・補充教育として、教務委員会および学生キャリア支援委員会が中心となり、各学年の進行に合わせて、学年ごとにガイダンスの実施や、ロードマップ、実施要領、目標シート等、学生支援プログラムの作成を行い、学生への学習支援を実施している（資料 7-15、資料 7-16、資料 7-17、資料 7-18）。

- ① 入学前教育（サキドリプログラム）の実施と個別データ解析（資料 7-19）
- ② 入学直後教育（社会生活に役立つスキル、GPA アカデミック）の実施
- ③ 個別データ解析結果による学生の傾向と対策（チューター教員向け）（資料 7-20）
- ④ プレイメントテスト結果に基づいて、看護師に必要な基礎知識を習得するための自由科目の開講
- ⑤ 学期始めの国家試験対策・キャリア支援を目的としたガイダンスの実施。
- ⑥ 各学年の進行に合わせた補習教育、補充教育の実施。
- ⑦ 1 学年から国家試験対策のためのグループ学習や対策ノート作成の支援。
- ⑧ 教育支援・教学 IR 室と連携し、国試合格者と不合格者の違いを、4 学年の国試模試成績をもとに傾向分析・可視化し、今年度の国試対策へ活用。
- ⑨ 教育支援・教学 IR 室と連携し、個人別に国試模試（3 業者、計 7 回）の成績推移を点数だけでなく偏差値も使用して作成し、全国総受験者レベルでの相対的水準との自覚と行動変容。
- ⑩ 適正な成績評価に向けての年度科目評定分析の実施（資料 7-21）
- ⑪ 学生及び担当チューター教員にフィードバックし、学習状況や不得意分野の把握、教員による指導等に活用。

学生の能力に応じた補習教育、補充教育の課題として、入学前個別データ解析結果による学生の対策と 1 学年から学習支援を各学年でロードマップに基づき計画的に実施し、合同学習会やグループ学習会では、グループダイナミクスを活用し、一定の効果があつたと考える。きめ細かい指導として、チューター制度の見直しと改善により、チューター班が固定化されたため、班内で交流ができ、上位学生が下位学生の学修面を含めた相談を受け、チューター教員と共に指導を行っている。

正課外教育については、社会貢献推進委員会が中心となり、2018 年度にボランティア部を創立し、規約を基に活動を開始し、ボランティア部を含む学生によるボランティア活動を実施している（資料 7-22、資料 7-23）。具体的には、野芥学習支援「作って食べよう土曜昼」、福岡ラブ・アース・クリーンアップ、本学関連施設（サンシャインシティ）、学而会（サンシャインセンター、サンシャインプラザ）主催の、運動会、夏祭り、納涼会、などのイベント、近隣地区の運動会、夏祭り、社会医療法人喜悦会 那珂川病院の夏祭り、日常の介助ボランティアや災害後の災害復旧活動等に 303 名参加している。しかし、2020 年から 2022 年度は、COVID-19 感染拡大のため一時停止していたが、2023 年度より再開した（資料 7-24）。

本学の社会連携・社会貢献は、教育の目的を踏まえ、看護の対象となる人々の住む地域に貢献するとともに、健康長寿社会の実現を目指し、社会に開かれた大学として、口腔から全身への健康支援に関する教育研究成果を多くの人々へ継続的に発信するといった点である。また、本学の特色を生かして社会連携・社会貢献は継続的、効果的に実施されてお

り、地域住民、他大学といった社会との良好な関係性を維持することができている点も特色の1つである。

本学は、「口腔医学」を取り入れた「看護学」を学び“well-being”を実現する」という一貫した教育の姿勢の下、看護の対象である全ての人々に、ボランティアや公開講座などで口腔から全身の健康を守るための様々な取り組みを、教員だけでなく、学生個々の活動として実践してきている。これらは、同一キャンパス内の福岡歯科大学、福岡歯科大学医科歯科総合病院、福岡医療短期大学、および介護保健施設との協力体制が基盤となり推進されているものであり、今後もこの協力体制の下で、本学独自の社会連携・地域貢献活動を継続していくことができると考えている。

学生の修学に関する支援及び成績不振者、留級者の対応については、開学時年度から発足したチューター教員制度を活用し、2021年より学期始めの定期面談のみならず、修学状況に応じて適宜面談を行い、学習面での躓きや心身に渡る健康問題への相談・解決への取り組み体制を充実させてきた（資料7-17）。しかし、チューターは、教員1名に各学年4名の16名程度の構成になっており、学生は毎年入れ替わるため、年度初めは、担当学生との関係構築や学生に関する情報量が少ないという問題などがあり、学生に対するきめ細かな指導を行うには、支援体制が十分とは言いがたく、学業不振者や休学・退学希望者の要因となっているメンタル不調に対応できるチューター制度の再構築が求められた（資料7-25）。

そこで、学生および教員にアンケート調査を行い、学業不振者やメンタル不調を含めた多様な学生に対応するため2022年4月より、チューター制度の変更をおこなった。

多様な学生に対応するため、チューター教員規則を遵守し、チューター教員学生支援マニュアルの作成を行い、チューター支援体制の質向上ときめ細かい助言指導を行うことを目的として、「学生に対して、入学時から卒業までの継続支援」「担当教員に対して、横断的支援」の体制をとり助言指導を実施している（資料7-6）。

チューター教員一人では解決が難しい案件や、生活・就学状況に問題がある学生、対人関係に何らかの問題がある学生については、分野教員で対応し、さらに難しい場合は、部門全体、または部門を超えて支援を行っている。必要に応じ、学生部長や学部長、学生支援委員長が補助に入り保護者と三者面談を行うなど、様々な解決策を講じている。

学生情報は、学内ネットワークポータルサイトより指導学生情報（学生カルテ、学籍情報、成績情報、出欠情報、履修情報、申し送り事項）及び出席情報通知システムを活用し適宜、適切に支援を実施している（資料7-26、資料7-27）。

また、「GPA（全履修科目中1単位当たりの成績平均値）に関する実施要項」を2019年4月に制定し、第6条に基づき各学期において成績不良学生に関しては、GPA値に応じて本人もしくは保護者も交えた面談をおこない、学習方法、生活態度の改善などを含め、きめ細かい助言指導にあたり学修支援を行っている。開学当初より、学生支援記録を個人情報保護に配慮した上で作成して事務課で暦年保存しており、チューター教員が代わるタイミングでその閲覧を可能にして、継続した学修指導及び生活指導ができるような体制を取ってきた。また、学生支援記録様式の改善や運用の見直しなどをこれまで毎年継続的に行っている（資料7-28）。

今後は、一部紙運用の記録があるため、学生の個人情報に適正に保管・管理することを目的として、改正電子帳簿保存法に基づいて、学生支援に関連する活動記録等を、教育支援・教学 IR 室と連携して電子化を進めていく。

更に、講師以上の全教員別のオフィスアワーを設けて、週 1 日、一定の曜日及び時間帯を設定し、学生が教員に修学上の問題などについて容易に相談できるよう機会を設けている。実際には、こうした定時だけでなく、いつでもチューター教員と学生がコミュニケーションをとれる意識が教員と学生に醸成している（資料 7-29）。

休学・退学希望者の状況把握と対応については、教育支援・教学 IR 室と連携し、2017-2023 年中途退学者の学年・性別・理由ごとに可視化し、傾向を分析した。教務委員会や教授会等にてそれらの状況を説明し、学業不振への支援対策やメンタル不調での退学・休学者傾向分析に基づき防止策の検討を行い対応している（資料 7-30、資料 7-31）。

入学年度別退学者数は、卒業生の 1 期生～3 期生は特に退学率が高く、退学率は 9.1% となっており、大学退学率 7%、私立大学退学率 8%（文科省 2021 年度調査）と比較しても、高い数値となっていた。履修学年別でみると、1 学年後期より欠席率が増加し、進路変更の理由で退学に至っている。また、2 学年に進級の可否が決まることから、留級することを契機に、それを嫌って別大学の受験を考える場合や学力不足を感じて別の選択（就職や専門学校など）をする場合、また、奨学金一時停止措置への対応ができないなどの経済的理由から退学を考える等々が背景にあることが考えられた。

在籍する 4 期生以降は、退学率が低くなってきており、4 期生（4 学年）2.8%・5 期生（3 学年）6.9%は、現在の退学率で留まる可能性が高い。しかし、1 学年の退学は後期に集中する（1 学年退学 13 名、前期退学 3 名、後期退学 10 名）傾向があり、2 学年も退学者が多いため、6 期生（2 学年）6.0%・7 期生（1 学年）0%の注視と介入が必要である。

男女比較をみると、1 期生～3 期生は、特に男性の退学率が高い傾向にあり、本学の退学率の高さに影響していた。男子学生の母数が少ないため、その傾向は 4 期生以降も多少続いてはいるが、1 期生～3 期生ほど顕著ではなく、徐々に差はなくなっている。

退学理由は様々であるが、2021 年前期までは、総数に占める割合が最も多いのは、病気療養 27%（8 名）であったが、2022 年 9 月保健管理センターが開設し、精神保健を含めた介入とチューター制度の見直しによる横断的なフォローで、2022 年以降は 1 名で減少傾向である。

2017 年～2023 年の退学理由別の退学者割合で、低学年では「進路変更」の退学理由が一番多く、学年があがるにつれて「病気療養（多くがメンタル不調）」が多くなっている。

退学理由別の推移では、病気療養での退学はここ数年減少傾向にあるものの、病気療養での休学者は発生しており、休学からそのまま退学につながらないようなサポートが必要である。また、学力・意欲低迷の退学者は毎年一定数みられる。進路変更理由の多くには学業不振が背景にあることから、メンタル対策と並行して、出席情報通知システムとポータルサイトを活用し、早期にチューター教員が面接を行い、領域及び部門で横断的サポート体制をとり学生を支援している。さらに学生部長と学生キャリア委員会、教務委員会、学生支援委員会、保健管理センターが連携し、組織的な支援体制を整備し学生の能力に応じた支援を実施している（資料 7-25、資料 7-32）。

看護師としての適性に疑問・不安を感じる学生の対策として、1 学年・2 学年対象に、個々のキャリアデザインを考察するために看護職として国内外でグローバルに活動している看護師と ICT を活用した web 講義形式で直接繋ぎ、学生時代の失敗談を交え成功体験等の講話や上級生と交流を通して、学生が未来を建設的に考える事ができる一助になることを目的として学生交流会を実施している（資料 7-33）。また、チューター体制の変更により、4 年間を通したチューター班となったことで、学生間の交流ができ、上学年の学生から下位学年の学生に学習面や生活面等のアドバイスをを行い学生間の支援も始まり、チューター教員と共に相互支援を行っている。

休学者については、履修年度別での推移より、1%前後で推移しているが、2022 年度に倫理的な問題により、一時的に増加（2.4%）したが、2023 年は 0.5%と減少した（資料 7-31）。

休学後の進路は、留級による休学の場合、90%以上が復学しているが、病気療養であれば 50%、経済的理由・進路変更の場合は 100%退学となっている。休学から退学になる割合は年々減ってきているが、留級による休学が多いことが影響しており、学習意欲の低下を抑制するため、復学後の履修に関連する科目の聴講や経済対策として、授業料半期の減額等を実施している。また病気療養の場合は、保健管理センターと連携し、休学中の定期的なカウンセリングやチューター教員の見守り等を行っている。

障がいのある学生に対する修学支援について、障害のある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、社会的障壁の除去のために行う必要かつ適当な変更および調整するため、「障害学生支援規則」および「障害学生に対する入学後の修学支援の流れ」（資料 7-34）を規定し、保健管理センター、学生支援委員会、教務委員会、学生部長が連携し、2023 年より合理的配慮への対応を行っている。申請者に基づく協議の結果、合理的配慮対象者は 2 名で、いずれも別室にて ICT を利用した遠隔授業を実施し、実施期間は定期的に保健管理センターが症状等の評価をおこない必要に応じ学生部長および学生支援委員長、チューター教員が調整した。

身体的な障害の問題を抱える学生については、入学試験の出願手続き時より個別的配慮の申し入れにより、個別的配慮を行っている（資料 7-35）。また、発達障害等、発達上の問題を抱える学生に対しては、学生及び保護者との面談を実施し、円滑に学修が進められるように学修環境の整備を行い、実習や演習等、特に安全上の配慮が必要な場面では、医療施設と協議し、対象学生に実習配置教員とは別に専属の教員を 1 名配置するなどの措置を取っている（資料 7-36）。

精神疾患等の修学上の問題を抱える学生については、保健管理センター、学校医、チューター教員、学生部長、学生支援委員長と当該学生及び保護者との面談を行い、本学と福岡歯科大学、福岡医療短期大学共有の学生相談室への紹介や専門医療施設、支援団体等についての情報提供を行っている。また必要時、学校医より専門医への紹介を行っている（資料 7-37）。

学生の多様性への対応として、2021 年までは、LGBT の特性を持つと思われる学生は在籍していないが、2021 年 8 月実施の SD 研修会「学生の多様性（LGBT）について～教育現場のための性的少数者の人権入門～」を教員が受講している。多目的トイレの利用や健康診

断時の更衣場所や診察時間を工夫する等、学生が学生生活を送りやすくなるよう環境を整える検討を行った（資料 7-38、資料 7-39）。

2022 年に該当する学生の入学があり、当該学生と保健管理センター、チューター教員で学生生活や学修についての要望や不安などを傾聴し対応を伴って考えた。また、情報共有についても当該学生の許可範囲にとどめ「学校法人福岡学園個人情報保護規程」に従って対応している。現在まで良好な学生生活を送っており、学修や生活に支障はなく経過している。

社会貢献委員会と SDG s 推進室、学生支援委員会が連携し、性別、障がい、性的指向、性自認、国籍、人種等、多様な背景をもつ学生が、個々の能力を存分に発揮し、平等に学修その他の活動を営むことができるキャンパス整備のため検討と対応を継続している（資料 7-40、資料 7-41）。

奨学金、その他の経済支援と授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供については、日本学生支援機構奨学金及び、地方自治体の奨学金、民間団体の奨学金、国教育ローン（日本政策金融公庫）、提携教育ローン、その他奨学金制度について、学生便覧及び、学内 web 情報システム、事務課にて閲覧等により「奨学金制度の種類と概要」「申込みに関する手続き」「在学中の手続き」「卒業後の返還」について、学生に周知し申請の支援を行っている（資料 7-42）。

また、福岡看護大学看護職育成奨学金制度として、就学態度及び成績が優れ、かつ健康であり、看護師資格を取得後、福岡歯科大学医科歯科総合病院へ就業意思を有する奨学金希望者を対象とした奨学金制度を有している（資料 7-43）。

奨学金制度を希望する学生の選定は、各制度が規定した対応規定に沿って行い、福岡看護大学奨学金等運用に沿って、給付手続き等の支援を行っている（資料 7-44）。2023 年度の奨学金推薦数は、日本学生支援機構奨学金：第一種貸与型（7 名）・第二種貸与型（8 名）・給付型（17 名）、看護職育成奨学金（2 名）となっている（資料 7-45）。また、既存の減免要領を一部改正し、入学予定者及び新入学生に対する入学試験料、入学金及び入学後の授業料減免の特例措置制度等に関わる経済的支援の環境を整備した（資料 7-46）。

2021 年 6 月に特待生制度の見直しを行い、対象人数を第 1 学年のみ 4 名から 10 名に拡大し、免除額を 10 割免除、5 割免除、3 割免除の 3 区分を設定し、2022 年度 4 月入学生より実施している（資料 7-42、資料 7-47、資料 7-48、資料 7-44）。

学生後援会との連携については、学生の保護者（原則として学費負担者）で組織する学生後援会会員へ大学の近況（学業、学生生活の様子、学内行事等）の報告等のため、年に 1 回程度学生後援会理事会を開催している（資料 7-49）。

学生後援会の予算から、学生の学業及び課外活動を助成する事業（芸術祭・学園祭費用等）、福利厚生を増進する事業（総合補償制度「Will」保険料、チューター教員との班別懇談会費用、インフルエンザワクチン接種費用等）、卒業時積立金等の支援を行った。

大学運営において、学生後援会と大学学友会の連携は重要であり、これまでのところ特段の問題も無く、連携の在り方は適正であると考えている（資料 7-50、資料 7-51）。

同窓会組織の設立については、卒業生との連携を図り、大学の発展に寄与することを目的として、2021 年度に 1 期生が卒業すると同時に、同窓会組織を設立した。

1期生の卒業式と同日に発足式を実施し、同窓会会則の承認、同窓会役員(会長・副会長・監事)の選任等を行った(資料7-52)。

学生の生活に関する適切な支援については、健康診断及び抗体検査(麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎・B型肝炎)を実施している。保健管理センターと連携し、学生全員が遅滞なく健康診断の受診ができるよう学内通知システムによって通知している。また、事務課においても窓口にて、個別に説明を行っている(資料7-53)。学生に、健康診断結果及びワクチン抗体価情報等を基に自己の健康状態を把握できるよう大学で作成した「健康管理帳」を配布し、使用方法や記録方法の周知を行い、日々の健康管理に活用している(資料7-54)。また、健康管理帳は、医療施設から提示される臨地実習受入要件等に対する健康証明としても活用しており、学生が安全に臨地実習を履行できるよう健康管理支援を実施している。

ワクチン接種に関しては、健康管理帳を基に、各種抗体価がガイドラインにある基準値未満の学生の接種を計画的に実施できるよう年間計画に沿って実施している。また、インフルエンザワクチン接種は、1学年から3学年は実習前までに学内で計画的に実施し、4年は近医で、実施としていたが、経済的負担を考慮し、2023年より全学年学内で実施できるように変更した(資料7-55、資料7-56)。

感染症対策として、危機管理室と連携し、「感染症に関する行動ガイドライン(福岡看護大学)」に従い、感染防止に関する注意喚起、感染制御に必要な消毒薬の配置及び環境維持を実施している(資料7-8、資料7-57)。臨地実習における感染対策に関して「感染症(COVID-19を含む)影響下における臨地実習に関する大学方針」、「医療環境の維持と安全な実習遂行のため確認事項」を定め、学生の安全と医療施設での環境維持のため支援を実施している(資料7-58、資料7-59)。

何らかの健康状態に問題がある学生の健康面の配慮として、保健管理センターと学生支援委員会が連携して、年度初めに「健康状態スクリーニング」を実施している(資料7-60)。スクリーニング結果より個人別の「健康調査票」を作成している(資料7-61)。健康調査票は、「学校法人福岡学園個人情報保護規程」に従い保健管理センターで保管されている(資料7-62)。健康配慮のための教員への情報の提供は、健康調査票の取扱い規定に沿って、学生の許可範囲において、情報共有が許可される。許可後に、教員間や実習施設と情報を共有し、学生個別の健康に配慮した支援を実施している(資料7-63)。

学生の精神健康度の評価は、2022年まで精神面に特化したモニタリング「こころの調査」を行っていたが、2023年に福岡学園(福岡歯科大学、福岡看護大学、福岡医療短期大学)を対象に心身の健康の維持および増進を目的とした保健管理センターが設置され、定期的に学生の「精神健康度調査」を実施し、評価・介入を行っている。保健管理センターの評価と当該学生の開示の意向により、チューター面談や学生相談室、必要に応じ専門医等の受診を促し、早期に対応を行っている(資料3-16)。

ハラスメント(アカデミック、セクシュアル等)防止については、福岡学園が1999年1月に制定した「学校法人福岡学園ハラスメント防止規則」でハラスメント防止ガイドラインを定め、キャンパスマニュアルに提示し、教職員及び学生に周知している(資料7-7)。また、ハラスメント防止等に適切に対応するため、ハラスメント防止等対策委員会、ハラ

スメント相談員、統括相談員、ハラスメント調査班、ハラスメント調停班の設置などにより、ハラスメント防止及び相談等に対応している。しかし、「2022年学生生活実態調査：健康に関する事項」から、8名（約4%）がハラスメントの被害の経験があり、加害者は学生同士や大学教員となっている。学生から正式にハラスメント相談が行なわれてなく、特に教員からのハラスメントは表には出てこないが実態としてあると推測する（資料7-64）。また、学生への相談窓口の案内掲示を既存のキャンパスマニュアルや事務課、学生ラウンジに加え、各講義室入口に掲示し、併せて全学生に学内ネットワークを通じてWeb通知を行っていたが、学内にハラスメント相談窓口があることの周知が進んでいない結果であった。

学園の教職員は、福岡学園ハラスメント研修会（管理職編・一般職編）を受講し、適切にハラスメント防止に努めている。また、学生への周知と合わせて、社会貢献委員会・SGDs推進室と連携し、ハラスメント対策を課題とし対策を講じる必要がある（資料7-64）。

学生の心身の健康等への配慮については、まず、学生の心の面での対応として、本学と福岡歯科大学、福岡医療短期大学共同の学生相談室を設置している。毎週特定の曜日・時間帯に、心療内科学の教授等2名が学生のプライバシー保護に十分注意を払って、学業、課外活動、対人関係、心と身体の健康などのカウンセリングに当たっている。また、特定時間以外でも学生の申し出により、随時相談に応じており、福岡歯科大学医科歯科総合病院心療内科とも連携をとっている。申し込み方法は、学生のプライバシーを配慮し、案内に掲示されたQRコードをスマートフォンやタブレットを読み込むことで、24時間予約が可能なシステムとしている（資料7-65、資料7-66）。

安全管理に関しては、学校法人福岡学園において発生する様々な危機に、迅速かつ的確に対処するため、学園における危機管理体制及び対処方法を定めることにより、学園の教職員、学生、患者等の安全確保を図るとともに、学園の社会的な責任を果たすことを目的として、福岡学園危機管理規程を定めている（資料7-67）。

対象とするリスク及び危機の範囲は、大学が直面するリスク及び危機は多様であり、各種事象における危機発生を未然に防止するため、学長を長とし、対策室及び関連委員会が、リスクマネジメントを行っている。危機管理は全学的な見地からリスク及び危機対応の方向性を示すとともに、自然災害等の事象については、対応策の決定、訓練の実施などの具体的なリスクマネジメント及び危機管理を行っている。（資料7-68）

大学外での安全な学生生活を送るための支援としては、交通安全対策、薬剤乱用防止対策、インターネットに関連する被害（マルチ商法を含む）対策として、新入生オリエンテーションや夏季休暇前に福岡県警ならびに福岡市消費生活センターの協力により、研修会を実施し、学生に注意を呼び掛けている（資料7-10、資料7-69）。2021年度より、全学年に対し、性犯罪防止について対面形式やIOTを利用して教育を実施している（資料7-11、資料7-70）。

学生の進路に関する適切な支援については、学生キャリア支援委員会とチューター教員が連携し、学生が自分のキャリアイメージを持つことができるよう進路目標の明確化の推進と、その対策の充実を図るため、1学年よりのキャリア支援計画に基づいた就職・進路

支援を行っている。支援体制の強化として、学生ニーズにそった就職・進学支援の充実を図ることを目的として、キャリア支援室を設置しており、学生は積極的に活用している。

4年間を通じたキャリア支援計画に基づいた就職・進路支援活動として、基本的な進路に関する情報を適宜確認できる「キャリア支援ハンドブック」や就職・進学活動のルールを含めた就職・進路活動に活用できる「就職支援の手引き」、「就職支援に関する指導 Q&A」を、学生の就職・進学を支援するチューター教員と学生に対して配布することにより適切な指導の援助を含め支援している（資料 7-71、資料 7-72、資料 7-73、資料 7-74）。

学年別の段階的な支援活動として、1 学年には、看護師・保健師・助産師の役割や具体的な仕事について、2 学年には、国内外でグローバルに医療施設や企業で活動している看護師、助産師、保健師を招き、将来に向けたキャリアイメージを持てるような企画を実施している（資料 7-75、資料 7-76）。また、支援の一環として、タイムマネジメント講座、トークン能力向上講座、就職活動スタート講座を実施している（資料 7-77、資料 7-78、資料 7-79）。3 学年は、就職・職業イメージを明確なものにし、自己の進路を考える機会にすることを目的として、インターシップ講座、病院選考対策講座を実施している（資料 7-80、資料 7-81）。

また、3 学年を対象とした実習病院及び施設、福岡・佐賀県の大規模病院 21 施設による就職合同説明会を学内で開催している。2020 年度は COVID-19 感染拡大につき一時中止となったが、2021 年度より、対面、遠隔形式、プロモーションビデオ、資料参加など感染状況を踏まえてハイブリット形式を計画した。2022 年からは、参加施設の要望により対面形式を中心に 20 施設の参加で就職合同説明会を大学内で開催している（資料 7-82）。

4 学年の就職・進学支援に関する対策として、キャリア支援室と連携し、就職活動のルールや具体的な履歴書作成、面接のポイントや小論文を作成するための講座を開催し、病院面接試験対策は、受験先病院・施設別に個別体験型指導を実施した。求人情報及び選考試験情報（過去問題等）に関しては、キャリア支援室及び図書館で公開し必要時に利用できるように設置した。また、卒業前に下級生に対し就職・進学への姿勢や学習方法等について、経験談を基に情報伝達交流会を実施している（資料 7-83）。

COVID-19 禍を機に社会機能が変化しており、就職説明会や選考方法をオンラインに変更する施設が増加した。その状況に対応できない学生がみられたため、学生の Web 環境調査をおこない、安定した Web 環境を保持できない学生に対しては、学内施設を利用した対応をおこなっている（資料 7-84）。ICT を活用した進路支援を併用し状況に応じた進路支援を実施していくため、全学生に配布しているキャリア支援ハンドブックに Web 環境設定および Web 面接試験について追記している。

卒業生の就職率は 100% を維持しており、85% 以上の学生が第一あるいは第二希望の就職先に就職している。また、大学院等への進学希望者は年度による差はみられるが 3~5 名の間で推移している。進学合格率はほぼ 100% となっている（資料 7-85）。

進路支援の評価の一環として、本学の卒業生 2 期生が就職して 2 年目を迎える段階で、開学以来の教育や就職支援体制を検証・評価し、今後の改善に資することを目的として就職先アンケートおよび卒業生アンケートを実施している（資料 4-30、資料 7-86）。

学生の正課外活動を充実させるための支援については、サークル活動の支援として、教員が各サークルの顧問となり、その活動を支援する体制をとっている。本学は保健医療系大学であるため学生の自由時間が比較的少ないが、少ない自由時間を最大限に生かして多くのサークル活動が行われている（資料 7-87）。COVID-19 の影響により 77%が、一時活動を停止していたが、2022 年より「クラブ及びサークル活動実施の判断」を提示し、安全な指導体制のもと再開している（資料 7-88）。

学園 3 大学学友会が主催する大きな行事として、11 月の学園祭があり、当日の事故等に備え、救護や危機管理担当者として教職員を配置して学生の安全への配慮を行っている。

本学では、学生の国際交流の経験が、進路決定や自己の成長につながるという考えに基づき、学生の海外短期研修を正課外活動として位置づけて支援している。国際交流の機会を学生に提供するため、看護国際交流委員会が中心となり、学術交流協定の提携拡大を推進している（資料 7-89、資料 7-90）。

その他、学生の要望に対応した学生支援については、学生の自立的・主体的な学修を促進・支援し、学生の意見を大学運営に反映させるため、学生生活実態アンケートを実施している。生活環境、授業・学習、課外活動、ボランティア・社会貢献、アルバイト、健康（睡眠・食事、悩み・不安、ハラスメント）、情報入手とトラブル、入学、施設・サービス等を調査し、教育支援・教学 IR 室で集計・分析をおこない調査結果の内容を本学ホームページに掲示している（資料 7-63）。改善を要する事項については、学部長、学生部長と要望内容に該当した教務委員会、実習委員会、学生キャリア委員会、情報図書委員会、学生支援委員会、危機管理室、教育支援・教学 IR 室、事務課等で検討し、改善に取り組んだ結果を、学生支援委員会・学生代表参画会議でフィードバックを行っている（資料 7-91）。

以上のことから、学生支援に関する方針に基づき、学生支援の体制は整備し、適切に実施していると判断できる。

【点検評価項目】

- ②学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

評価の視点 1：学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

評価の視点 2：点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

中期構想に基づき、すべての学生が学業に専念し、充実した学生生活を通して看護専門職者として成長することを目的として、学生支援の方針を定め、学修支援、生活支援、進路支援について、年度計画を立案し、計画に沿って学生支援を行っている。年度実績の評価は、自己点検・評価委員会で点検・評価を行っている。年度実績の評価を受け、次年度の目標、計画に反映する PDCA サイクルを機能させている。本学は、大学基準協会の評価項目に則り、隔年に行う自己点検・評価による課題抽出とその後の改善状況を取りまとめ、

翌年に実施する改善報告により PDCA サイクルを機能させている。この 2 つの PDCA サイクルを回すことで、自己点検・評価から改善・向上につながるシステムを構築している。

学習支援に関する点検・評価について、年度末に 4 学年卒業時アンケートを実施している（資料 4-31）。

大学で受けた教育全体について「どちらかと言えば満足」もしくは「満足」と答えた卒業生の割合は 97%、本学での大学生生活に対しては 96%であり、COVID-19 の影響で対面授業や病院実習があまり実施できなかったことが影響しながらも卒業生が概ね本学の教育や学生生活に対して満足していたことが示された。

学生が学修や学生生活にとって良かったことについては、臨地実習 52%、友人関係 51%、チューター制度 46%、就職・進学支援・キャリア教育 41%であり、COVID-19 環境下の安全な実習環境整備と対策によって臨地での充実した学びと大学生活で良い人間関係が得られたことや生活を含めたきめ細やかなチューター教員の支援がうかがえる。チューター制度について、チューター教員への相談しやすさや学修支援になっていたかについては 93%、94%とそれぞれ肯定的な回答が得られ、チューター教員からの良い支援と感じたことについては、就職・キャリア支援で 74%、次いで国家試験対策を挙げた学生が 56%となっていた。続いて、学期初めの定期面談 36%、進級関係 30%であった。改正した横断的なチューター制度について、一定の評価があったと考える。

就職・キャリア支援体制が就職や進学の支援になっていたかについては 99%の学生が、「はい」、「どちらかと言えばはい」と回答していた。良い支援としてキャリア支援室を挙げた学生は 78%、ついで教員からの支援と回答した学生が 55%、キャリア支援ハンドブック 47%となっていた。学生とチューター教員間の不足するキャリア情報を補うサブシステムが有効に活用されていることが評価できる。

生活支援に関する点検・評価について、学生生活実態アンケートを実施している。生活環境、授業・学習、課外活動、ボランティア・社会貢献、アルバイト、健康（睡眠・食事、悩み・不安、ハラスメント）、情報入手とトラブル、入学、施設・サービス等を調査し、教育支援・教学 IR 室で集計・分析をおこない調査結果の内容を本学ホームページに掲示している（資料 7-64）。

大学施設（図書館利用時間、売店、更衣室、他）通学方法、授業時間の変更と連絡、アンケート等に関する要望があり、改善を要する事項については、学部長、学生部長と要望内容に該当した教務委員会、実習委員会、学生キャリア委員会、情報図書委員会、学生支援委員会、危機管理室、教育支援・教学 IR 室、事務課等で検討した結果を、学生支援委員会・学生代表参画会議でフィードバックを行い継続して改善に取り組んでいる（資料 7-91）。

生活・健康面のアルバイト項目で、約 60%の学生が 22 時までの時間帯であるが、防犯上の懸念がある深夜に及ぶ学生の割合が 25%と高い。また学業への支障が特でない学生は過半数を占めるが、約 30%の学生は睡眠不足、身体症状や学修への影響を感じている。経済的な問題を抱えてアルバイトを行う学生は多くいるため、指導は慎重にするべきだが、健康や学業への支障をきたさないよう経済支援情報の発信や防犯対策など検討する必要がある。

生活・健康面のハラスメント項目で、8名(約4%)がハラスメントの被害の経験があり、加害者は学生同士や大学教員となっている。学生から正式にハラスメント相談は行なわれてなく、特に教員からのハラスメントは表には出てきていないが、自由記述にも記載があり、実態としてあると推測する(資料 7-64)。また、学生への相談窓口の案内掲示を既存のキャンパスマニュアルや事務課、学生ラウンジに加え、各講義室入口に掲示し、併せて全学生に学内ネットワークを通じて Web 通知を行っていたが、学内にハラスメント相談窓口があることの周知が進んでいない結果であった。

学園の教職員は、福岡学園ハラスメント研修会(管理職編・一般職編)を受講し、適切にハラスメント防止に努めている。また、学生への周知と合わせて、社会貢献委員会・SGDs推進室と連携し、ハラスメント対策を課題とし、優先的に着手している

以上のことから、本学では学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいると判断できる。

(2) 分析を踏まえた長所と問題点

1. 学修支援

学生部長のもと、学生支援を所管する学生支援委員会、学生キャリア支援委員会、キャリア支援室、保健管理センターが中心となり、教務委員会、実習委員会、社会貢献推進委員会、看護国際交流推進委員会、教育支援・教学 IR 室及び危機管理室、事務課等が連携し、教職協働によって学生支援を行う体制が整備されている。

- 1) 学生の能力に応じた補習教育、補充教育として入学前教育(サキドリプログラム)、入学直後教育(社会生活に役立つスキル、GPA アカデミック)の実施。
- 2) 学生個別の受講結果および入試情報を加えフィードバックすることにより、チューター教員による学生の個人指導に活用している。
- 3) プレイスメントテスト結果に基づいて、看護師に必要な基礎知識を習得するための自由科目(看護のための生物・化学、数学、物理学)の開講とチューター教員より受講への推進。
- 4) 成績不振者、留級生に対して、GPA が低い学生と保護者を交えた面接の実施。
- 5) 学内ネットワークポータルサイトより指導学生情報(学生カルテ、学籍情報、成績情報、出欠情報、履修情報、申し送り事項)、出席情報通知システムの活用。
- 6) オフィスアワーの設定。
- 7) 横断的チューター体制と早期のチューター面接および指導の実施。
- 8) 各学年の進行に合わせたガイダンスの実施や、ロードマップ、実施要領、目標シート等、学生支援プログラムの作成による学習支援。

2. 生活支援

- 1) 心身の健康等への対応のため、同一法人に設置している福岡歯科大学、福岡医療短期大学と共同の保健管理センターおよび学生相談室の設置
- 2) 保健管理センターと連携して健康診断、抗体検査、各種予防接種を実施
- 3) 保健管理センターと学生支援委員会が連携して、健康状態に問題のある学生の配慮

について、個人情報保護を行いながら、健康状態スクリーニングを実施。

- 4) 健康調査票の作成により、学生と保護者の同意のもと、教員等と情報共有をおこない個別支援を実施。

3. 進路支援

- 1) 学生ニーズに沿った就職・進学支援の充実を図るため、「キャリア支援室」の活用。
 - (1) 4年間を通じた就職・進路支援活動の実施。
 - (2) 基本的な進路に関する情報を集めた「キャリア支援ハンドブック」、就職活動等のルールを含めた「就職支援の手引き」「就職支援に関する指導Q & A」の作成。
 - (3) 学生の就職・進学を支援するチューター教員と学生に対して配付。
- 2) 学年に応じた支援の実施
 - (1) キャリアイメージを持たせるための企画の実施。
 - (2) タイムマネジメント講座、トーキング能力向上講座、就職活動スタート講座、インターンシップ講座、病院選考対策講座等、きめ細かい指導とICTを活用した進路支援。
 - (3) 履歴書作成、面接のポイントや小論文を作成するための講座を開催。
 - (4) 病院面接試験対策として、受験先の病院・施設別に個別体験型指導の実施。
 - (5) 求人情報及び選考試験情報（過去問題等）の公開。
 - (6) 学生支援の指標となる就職率は100%、希望する医療施設への就職率は85%、進学希望者の進学率は100%と高い割合を維持している。

4. 正課外活動

- (1) 2018年度に開設したボランティア部が継続的に活動している。
- (2) 「口腔医学」を取り入れた「看護学」を学び“well-being”を実現する」という一貫した教育の姿勢の下、看護の対象である全ての人々に、ボランティアや公開講座などで口腔から全身の健康を守るための様々な取り組みを、教員だけでなく、学生個々の活動として実践している。

5. 学生要望に対応した学生支援

学生生活実態調査を実施し、生活環境、授業・学習、課外活動、ボランティア・社会貢献、アルバイト、健康（睡眠・食事、悩み・不安、ハラスメント）、情報入手とトラブル、入学、施設・サービス等を調査し、教育支援・教学IR室で集計・分析をおこない調査結果の内容を本学ホームページに掲示している。

問題点

休学・退学希望者の状況把握と対応については、教育支援・教学IR室と連携し、2017-2023年中途退学者の学年・性別・理由ごとに可視化し、傾向を分析した。教務委員会や教授会等にてそれらの状況を説明し、学業不振への支援対策やメンタル不調での退学・休学者傾向分析に基づき防止策の検討を行い対応している（資料7-30、資料7-31）。

入学年度別退学者数は、卒業生の1期生～3期生退学率は9.1%で、大学退学率7%、私立大学退学率8%（文科省2021年度調査）と比較しても、高い数値となっていた。

2022年より横断的チューター体制導入後、在籍する4期生以降は、退学率が低くなってきており、4期生（4学年）2.8%・5期生（3学年）6.9%は、現在の退学率で留まる可能性が高い。しかし、1学年の退学は後期に集中する傾向があり、2学年も退学者が多いため、6期生（2学年）6.0%・7期生（1学年）0%の注視と介入が必要である。

男女比較をみると2021年以前は、特に男性の退学率が高い傾向にあったが、その傾向は多少続いてはいるが、顕著ではなく、徐々に差はなくなっている。しかし、本学の退学率の高さに影響するため、対策を継続する必要がある。

2021年前期までは、総数に占める割合が最も多いのは、病気療養27%（8名）であったが、2022年9月保健管理センターが開設し、精神保健を含めた介入とチューター制度の見直しによる横断的なフォローで、2022年以降は1名で減少傾向である。

2023年までの退学理由別の退学者割合で、低学年では「進路変更」の退学理由が一番多く、学年があがるにつれて「病気療養（多くがメンタル不調）」が多くなっている。

退学理由別の推移では、病気療養での退学はここ数年減少傾向にあるものの、病気療養での休学者は発生しており、休学からそのまま退学につながらないようなサポートが必要である。また、学力・意欲低迷の退学者は毎年一定数みられる。進路変更理由の多くには学業不振が背景にあることから、メンタル対策と並行して、対策を継続的に実施する事が課題である。

学生8名（約4%）がハラスメントの被害の経験があり、加害者は学生同士や大学教員となっている。学生から正式にハラスメント相談が行なわれていないが、実態としてあると推測できる（資料7-64）。また、学生への相談窓口の案内掲示を既存のキャンパスマニュアルや事務課、学生ラウンジに加え、各講義室入口に掲示し、併せて全学生に学内ネットワークを通じてWeb通知を行っていたが、学内にハラスメント相談窓口があることの周知が進んでいない結果であった。

学園の教職員は、福岡学園ハラスメント研修会（管理職編・一般職編）を受講し、適切にハラスメント防止に努めている。また、学生への周知と合わせて、社会貢献委員会・SGDs推進室と連携し、ハラスメント対策を課題とし、優先的な課題である。

（3）改善・発展方策と全体のまとめ

本学では、「建学の精神」及び「中期構想」に基づき、すべての学生が学業に専念し、充実した学生生活を通して看護専門職者として成長することを目的として、「福岡看護大学 学生支援の方針」を定め、学修支援、生活支援、進路支援等の支援体制に関する方針を明示している。

学生支援体制について、学生支援委員会、学生キャリア委員会、教務委員会、実習委員会、保健管理センター、キャリア支援室、教育支援・教学IR室及び新型コロナ対策室、事務課等が連携し、教職協働によって学生支援を行う体制が整備されている。この体制の下で、集団・個別の学生の修学支援、生活支援、進路支援、その他支援を総体的に実施する

ため、チューター教員制度、健康管理、安全管理対策、危機管理を実施している。

修学支援に関しては、学内ネットワークポータルサイトより指導学生情報を活用できるシステムにより、全教職員が学生の修学状況を継続的に把握・共有できる環境を整備・運営している。しかし、成績不振者及び休学や退学希望者への支援に関して、更なる分析と支援体制の再構築が必要である。

学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制が整備され学生支援は適切に行われており、また、定期的な点検・評価による改善・向上への取り組みも実施されている。

以上のことから、学生支援について、大学基準に照らして良好な状態にあるといえる。

【根拠資料】

- 資料 7-1 学生支援の方針
- 資料 7-2 F D・S D研修会資料「内部質保証が大半の未来を創造する」
- 資料 7-3 学生支援委員会規則
- 資料 7-4 学生キャリア支援委員会規則
- 資料 7-5 キャリア支援室の役割
- 資料 7-6 チューター教員規則
- 資料 7-7 ハラスメント防止ガイドライン
- 資料 7-8 新型コロナウイルス感染症に関する行動ガイドライン
- 資料 7-9 防災訓練計画・報告・学生用災害対策マニュアル
- 資料 7-10 交通安全、接遇、薬物乱用防止講習会
- 資料 7-11 性犯罪防止研修テキスト
- 資料 7-12 サキドリプログラム概要
- 資料 7-13 入学前教育について
- 資料 7-14 シラバス（看護のための生物学・化学、看護のための数学、看護のための物理学）
- 資料 7-15 学生キャリア支援年間計画
- 資料 7-16 4年間ロードマップ
- 資料 7-17 キャリア支援室ガイダンス等ロードマップ
- 資料 7-18 国家試験対策指導要領
- 資料 7-19 サキドリプログラム解析結果
- 資料 7-20 個別データ解析結果による学生の傾向と対策結果
- 資料 7-21 適正な成績評価に向けての年度科目評定分析の実施結果
- 資料 7-22 ボランティア部規約
- 資料 7-23 ボランティア部活動計画と記録
- 資料 7-24 地域社会貢献活動
- 資料 7-25 チューター制度における体制見直しについて
- 資料 7-26 学生支援ポータルサイト
- 資料 7-27 出席情報通知システム

- 資料 7-28 学生支援記録及びメールによる面談通知
- 資料 7-29 オフィスアワー設定票
- 資料 7-30 中途退学者の分析資料
- 資料 7-31 休学者の分析資料
- 資料 7-32 チューター教員マニュアル
- 資料 7-33 学生交流会
- 資料 7-34 福岡看護大学障害学生支援規則
- 資料 7-35 学生募集要項の受験上の配慮
- 資料 7-36 発達障害等の問題を抱える学生の配慮(面接記録等)
- 資料 7-37 精神疾患等の修学上の問題を抱える学生の対応(面接記録)
- 資料 7-38 SD 研修会「学生の多様性」
- 資料 7-39 看護大配置図(多目的トイレ)
- 資料 7-40 学生支援年間計画
- 資料 7-41 SDGs 差別のない平等な活動
- 資料 7-42 特待生制度・奨学制度等の運用について
- 資料 7-43 福岡看護大学看護職育成奨学金制度
- 資料 7-44 入学案内 奨学金 奨学制度等 HP
- 資料 7-45 2017年～2023年実績数
- 資料 7-46 入学時学納金納付猶予申請書
- 資料 7-47 特待生規程
- 資料 7-48 特待生選考細則
- 資料 7-49 学生後援会会則
- 資料 7-50 学友会会則
- 資料 7-51 議事録 2023年
- 資料 7-52 同窓会会則
- 資料 7-53 定期健康診断について
- 資料 7-54 健康管理帳
- 資料 7-55 学生保険年間計画(健康診断・ワクチン、その他)
- 資料 7-56 インフルエンザワクチン接種
- 資料 7-57 対面授業の開始に向けた感染対策の基準
- 資料 7-58 新型コロナウイルス感染症影響下における臨地実習に関する大学方針
- 資料 7-59 医療環境の維持と安全な実習遂行のため確認事項
- 資料 7-60 学生支援委員会スケジュール
- 資料 7-61 健康状態調査票
- 資料 7-62 個人情報保護規程
- 資料 7-63 健康状態調査票取扱いについて
- 資料 7-64 学生生活実態調査の結果概要
- 資料 7-65 学生支援一覧
- 資料 7-66 学生相談室案内ポスター

- 資料 7-67 危機管理規程
- 資料 7-68 災害対策マニュアル
- 資料 7-69 消費者教育出前講座
- 資料 7-70 安全研修 web
- 資料 7-71 学生キャリア支援委員会スケジュール
- 資料 7-72 キャリア支援ハンドブック
- 資料 7-73 進路支援の手引き
- 資料 7-74 就職活動支援に関する指導について
- 資料 7-75 学生進路ガイダンス 1～2 年実施報告
- 資料 7-76 看護の仕事を知る！産業看護師編
- 資料 7-77 看護学生のためのタイムマネジメント講座
- 資料 7-78 トーキング能力向上講座
- 資料 7-79 就職活動スタート講座
- 資料 7-80 インターシップ講座
- 資料 7-81 病院選考対策講座
- 資料 7-82 病院合同就職説明会
- 資料 7-83 就職・進学への情報伝達交流会
- 資料 7-84 学生の web 環境調査
- 資料 7-85 内定病院一覧
- 資料 7-86 就職先アンケート
- 資料 7-87 部活動について（クラブ・サークルリストと顧問）
- 資料 7-88 クラブ及びサークル活動実施の判断
- 資料 7-89 モナッシュ大学第 1 回海外研修報告書
- 資料 7-90 リバプール大学交際交流協定
- 資料 7-91 学生代表参画会議記録

第8章 教育研究等環境

(1) 現状分析

【点検評価項目】

- ① 教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。

評価の視点1：教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。

評価の視点2：学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境やICT機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。

評価の視点3：学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。

施設設備の整備に関しては、「教育研究等環境の整備に関する方針」のひとつである「学生及び教職員が、安全・安心な環境において学修及び教育研究を進められるキャンパス整備を推進する」に基づき実施している（資料8-1）。

本学は、キャンパス内に設置された福岡歯科大学及び福岡医療短期大学をはじめ、福岡歯科大学医科歯科総合病院、介護老人保健施設の各施設・設備を共用し、教育研究環境の充実を図っている。また、グループ法人が運営する2つの特別養護老人ホームを福岡学園関連施設として有しており、当該介護施設とも連携のうえ、地域の保健・医療・福祉の拠点としての役割を担うとともに、学生の教育・実習の場として活用している。なお、前第三次中期構想に基づくキャンパス整備の一環として、学園の創立50周年を記念して2022年に約550名収容の講堂と食堂、並びに全学生・教職員を対象とする保健管理センターを有する50周年記念講堂を建設し、現在は主に福岡歯科大学及び福岡医療短期大学の校舎となる本館を建設中で、その後、体育館、アニマルセンターを新設予定であり、新たなキャンパスづくりに向けた計画を推進している。

2023年5月1日現在、本学の校地面積は86,822㎡（設置基準面積4,000㎡）、校舎面積は18,034㎡（同4,958㎡）であり、大学設置基準を大きく上回り恵まれた教育環境にある。校舎は耐震基準を満たしており、講義室4室、情報処理実習室1室、実習室4室、教員研究室27室、助教室1室、助手室1室、共同研究室1室、教員ミーティング室1室の他、図書館、非常勤講師室、学長室、副学長室、会議室、事務室、キャリア支援室1室、保健管理センター1室、学生相談室2室を整備している。また、学生の学修促進に資するため、1階にラウンジ、学習室、2階に学生ホール、ラウンジを整備するとともに、情報図書館内にはグループ学習室4室、2階にセミナー室5室、3階にセミナー室3室を設置し、授業の空き時間には自由に使用できるように開放している。学生ホールはオープンスペース化するとともに、無線LANのほか可動式で自由に移動できるテーブル、椅子等を整備した。セミナー室には可動式テーブル、椅子、ホワイトボード等を整備し、小人数から大人数まで様々なグループにも対応可能で自主学修に最適な環境となっている。また、キャンパス・アメニティの向上のため、自動販売機などを設置している。

なお、学年進行により授業や学生数が増えたことで実習室の稼働率も高くなり、学生が実習室を使用する自己学修を行う機会がとりにくい状況が発生したことから、2019年度に校舎の増築を行った。2階にあった更衣室を増築棟に移設させ、更衣室(209.16㎡)を実習室に改修した。併せて、1階にあった売店跡を学習室(57.41㎡)として、机、椅子等を新規に配置し、授業や自己学修のできるスペースの拡充を行った。増築棟に移設した売店は、その後病院内にコンビニエンスストアを設けたことから廃止し、自習室として転用している。

また、2021年4月からの大学院看護学研究科の開設にあたり、講義室の使用時間が学部と重複することのないよう当初の計画を変更し、看護大学校舎内から福岡歯科大学及び福岡医療短期大学が共同で使用を予定していた別棟である研究棟の既設セミナー室109.09㎡を用途変更し、大学院生専用の研究室及び講義室とした。

バリアフリーへの対応については、福岡市福祉のまちづくり条例に基づき、玄関・情報図書館・事務課の出入口自動化、校舎・敷地内の段差解消、各室出入口・廊下・エレベーター等の有効幅員確保及び手摺・多目的トイレの設置など、すべての人が安心して快適に利用できるよう整備している(資料8-2)。

正課の体育実習及び課外活動等に必要な施設としては、学園の共用施設となるグラウンド、体育館や同館内のトレーニング施設をはじめ、テニスコート、射場等を設置するとともにラグビー場、サッカー場、野球場、テニスコートには夜間照明装置を設けている。なお、キャンパス整備に伴い、一時的に体育館及びテニスコートは解体撤去し、グラウンドも縮小のうえ使用している。

学園の施設・設備等の維持管理については、土地・建物及び附属設備は「施設管理規程」、運動場や体育館は「体育施設管理運営規則」、固定資産及び物品は「固定資産及び物品管理規程」、図書は「情報図書館規程」、「情報図書館図書管理規則」に基づき維持管理を行っている(資料8-3、資料8-4、資料8-5、資料3-9、資料8-6)。

ネットワーク環境やICT機器の整備に関しては、開学当初より学内LANは有線LANのほか無線LANについても整備し、各教室・研究室への有線LANは1Gbpsでのサービスを提供している。学外(SINET)との接続については、2022年度に初めてクラウドサービス(Microsoft365)を導入したことで、通信量が増加することを見込み、2023年に1Gbpsから10Gbpsに増速しインターネットの高速化を図った。学生は自分の所有するパソコンやスマートフォンなどの情報端末を、学内無線LANに安全に接続できる。また、学生が自由にパソコンを使えるように情報図書館内に4台設置している。自然災害などの不測の事態に備えて、学内LANデータを学外にバックアップするシステムを備えている。文部科学省(事務連絡令和3年12月23日付)において公募のあった『ウィズコロナ時代の新たな医療に対応できる医療人材養成事業』に本学の事業が採択され、教室及び実習室の双方向性リモートシステムとwebカメラ設備を導入したことで、コロナ禍における効果的な学修環境の整備を行った。

ICT環境整備のため、Microsoft 365を導入し2022年から教職員を対象に、2023年から学生を対象にサービスの提供を開始した。学生は在学期間中Officeの利用が無料になり、経済的負担が減った。Microsoft 365導入に際し、ブルートフォースアタックやパスワードスプレー攻撃等による不正アクセス防止対策として、多要素認証を必須とした。さらに、昨

今ウイルス検知の妨げとなるPPAP（パスワード付きファイルを送信した後に別メールでパスワードを送付する方法）について、怪しいメールを学外に出さないようにメール送信時は禁止することとした。

学生自身による成績や出欠席の確認、実習や演習における経験を記録するシステムについて、それまではSSL-VPNを介さなければならなかったが、SSL-VPNを介さず学外から利用できるように改善した。

学内ネットワークやシステムの運用管理は情報図書館課情報係（通称LAN管理室）で行っている。各種システムの活用を促進するため、LAN管理室のWebページを開設し、各種マニュアルを整備している（資料8-7）。さらに年度の初めに、新入生を対象としてMicrosoft 365の説明を行うとともに、スマートフォンでメール送受信ができる設定を支援している。

情報倫理の確立として、「情報セキュリティポリシー」、「情報端末等の取り扱いに関するガイドライン」、「重要情報漏洩等対応マニュアル」「コンピュータウイルス対策等情報セキュリティに関するマニュアル」を制定している（資料8-8、資料8-9、資料8-10、資料8-11）。また、時代に即した内容になるよう適宜見直しを行い、2022年には「情報端末等の取り扱いに関するガイドライン」及び「コンピュータウイルス対策等情報セキュリティに関するマニュアル」について改版した。教職員を対象とした安全・安心な情報環境を維持するための情報セキュリティ講習について初級と中級を設け、新規採用者は採用時の初級受講を徹底し、初級受講の翌年度には中級受講を徹底している（資料8-12）。学生への情報倫理教育は、1学年の「情報リテラシー」及び2学年の「医療における情報通信技術科」の授業で行っている（資料1-8）。

以上のことから「福岡看護大学 教育研究環境整備の方針」に基づき、同方針の「1. 学生及び教職員が、安全・安心な環境において学修及び教育研究を進められるキャンパス整備を推進する」及び「4. 教育研究環境の基盤となる安全・安心な学内 LAN の構築と維持管理を実施する」について適切に実施しており、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備していると判断できる。

【点検評価項目】

- ② 図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。

評価の視点1：教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。

評価の視点2：図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。

図書館サービス及び学術情報サービスに関しては、「教育研究等環境の整備に関する方針」のひとつである「教育研究活動を促進するため、図書施設及び学術情報サービスを充実させる。」に基づき実施している（資料8-1）。本学図書館は開設当初から看護学に関する書籍の積極的な収集を続けており、2023年度末現在で11,751冊の蔵書を保有している（資

料8-13)。図書及び学術雑誌の購入・収集は、情報図書委員会において選書方針等を策定し実施している。図書館に来館できない場合でもいつでもどこでも閲覧できる電子図書を収集するため、2021年度から電子図書の区分を選書方針に新たに設け計画的に収集している。学生や教職員が気軽に所蔵していない資料をリクエストできるよう、それまでの紙による申請からMicrosoft Formsによる電子申請を2023年に開始した。

学術情報資料としては、看護系医療データベースであるCINAHL with Full Text（「British Journal of Nursing」、「Journal of Nursing Education」など洋雑誌約5,500タイトル収録）メディカルオンライン（和雑誌約1,400タイトル収録）、医中誌WEBを整備しており、多くの国内外の文献をフルテキストで閲覧することが可能となっている。看護系論文に特化したデータベース最新看護索引Webについては、看護課題研究において引用率が高い「日本看護学会論文集（42回以降）」が全文閲覧可能で、リモートアクセスで自宅からも文献検索が可能であるため、2021年度に導入した。医中誌WEBについては、それまでは同時アクセス4であったが、2023年からはアクセス制限なしの契約に変更し、さらに利便性が向上した。

他の教育研究機関とは、国立情報学研究所が運営する相互貸借システム(NACSIS-ILL)の利用、2017年度に日本図書館協会、2018年度には日本看護図書館協会へ加入することにより、メーリングリストでの情報共有や研修での交流を通して得た他大学での事例を学内での検討事項に反映させ、サービス改善を行っている。国内外への研究業績情報の公開は「研究業績データベース」を公開している(資料6-9)。

情報図書館課図書係員は3名で全員が司書資格取得者であり、利用者に適切な各サービスを提供している。

本学図書館の規模は、閲覧室面積396.37㎡、座席数111席、グループ学習室4室、パソコン4台と無線LANのアクセスポイントを設置し、学内情報ネットワークや、インターネットの利用を可能にしている。開館時間は、平日9時から20時まで、土曜日9時から12時30分までとしている(資料8-14)。学内システム利用時に必要な無線LANやリモートアクセスの学生向け端末設定は、図書係員が支援し、学生サービス向上に努めている。

図書館のホームページでは、学園全蔵書の検索(OPAC)等を可能とするとともに新着資料雑誌タイトル索引、Online Journal、利用状況照会、文献依頼、お知らせ、外部データベースリンク等の機能により利用者に対して迅速かつ的確な資料収集機能を提供している。また、図書館のホームページはそれまでは簡易版のみ学外から利用可能であったが、2022年度からすべてのサービスを学外から利用可能とした。図書システムの正確性を保つことで利用者サービスの向上を実現するために、開学当初から現在までの学園の全所蔵図書約150,000冊の点検整備を3年かけて各年度約5万冊を実施することとしている。直近では2022年度に福岡看護大学保存書庫の製本学術雑誌と福岡歯科大学1階保存書庫の点検整備、2023年度には各大学の研究室の点検を実施した(資料8-15)。

図書の装備について、図書カバーを外した装備を実施していたが、資料検索(OPAC)の検索結果として図書の表紙が表示されるにもかかわらず、書架から図書を探す際に支障となっていたため、図書カバーをつけての装備を2019年から開始した。電子図書について、冊

子資料と区別なくたどり着けるよう、該当する分類の書架内に電子図書の書影と電子図書URLのバーコードを印刷したものを配置している。利用者が図書館に来館したくなる試みとして、図書館入り口から見えるように展示資料コーナーを2023年度から設置した。図書システムは、TOPページに新着資料、資料検索(OPAC)、雑誌タイトル索引、Online journal、利用状況紹介、文献依頼、お知らせ、外部データベースリンク等の項目を設定し、利用者に対して迅速かつ的確な資料収集機能を提供し、教育研究活動に大きく貢献している。

紀要を広く学外に公開するため、福岡看護大学学術リポジトリを構築している。

学術情報へのアクセスに関する対応については、学生教育支援に係る図書システムを学内LAN及び無線LANを介して各研究室及び各講義室等から利用でき、Webによる文献検索、外部データベース(医中誌WEB等)のアクセスが可能であり利便性が高い。

以上のことから「福岡看護大学 教育研究環境整備の方針」に基づき、同方針の「2. 教育研究活動を促進するため、図書施設及び学術情報サービスを充実させる。」について適切に実施しており、図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えており、それらを適切に機能させていると判断できる。

【点検評価項目】

- ③ 研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。

評価の視点1：研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか（教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等）。

評価の視点2：研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。

研究環境に関しては、教員の研究室として教授、准教授及び講師に個人の研究室がある。教員研究室の総面積は734㎡、専任教員一人当たりの平均面積は22.9㎡であり、教員の研究室は十分に確保されている。教員の研究費については、教員の職位に応じた教員積算額及び部門配分費の合算額を部門予算として各部門に配分している。その他、学長の裁量で執行できる予算として、2023年度は学長重点配分経費に200万円、共同研究費に300万円を配分した。これに科学研究費等の外部資金を加えると、研究費は十分に確保されている。なお、部門予算の年度末残額は、翌年度に繰り越すことができるため、高額な機器備品の整備等についても計画的に購入することが可能となっている(資料8-16)。なお、研究を行うに当たっては、学長の許可を得て、あらかじめ定めた曜日毎に学外で研修できる制度を有している。また、教員が海外での学会発表、国内での長期にわたる研究出張等を希望する場合には長期及び短期研修派遣制度を整備している(資料8-17)。この他、若手研究者育成のため、福岡歯科大学教員による「科学研究費補助金制度と研究計画調書作成時の注意点」のFD及び文部科学研究費採択のためのブラッシュアップ、本学において「文部科学

研究費採択のための研修会」、「研究チームづくり」に関するFDを開催した(資料8-18)。研究成果報告の手段の1つとして、情報図書委員会が中心となって、開学年度から紀要「看護と口腔医療」を発刊している。2023年度は2024年1号を発刊し、6編の研究論文を掲載した(資料8-19)。

研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組みについては、「福岡看護大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針」を定め、文部科学省が定める「公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、「競争的資金等の取扱いに関する規則」、「研究活動における不正行為への対応等に関する規則」、「研究データの保存期間等に関する細則」を制定し、学内の執行要領説明会等において、紙媒体で配布するとともに、ホームページで公開している(資料8-20、資料8-21、資料8-22、資料8-23、資料8-24)。

また、前項の規則等に基づき、競争的資金の管理体制として「最高管理責任者」、「統括管理責任者」、「コンプライアンス推進責任者」と「研究倫理教育責任者」を設置しており、最高管理責任者を学長とし、統括管理責任者を事務局長、コンプライアンス推進責任者に「危機管理推進室長」、研究倫理教育責任者に「副研究科長」を任命している(資料8-25)。

その他、文部科学省が定めるガイドライン及び本学規則に基づき、コンプライアンス教育及び研究倫理教育を定期的実施することとし、公的研究費に関与する研究者及び事務職員に受講を義務付け、毎年度実施している。

2023年度のコンプライアンス教育については、研究関連業務支援会社が提供するコンプライアンス研修を、「全研究者」及び「公的研究費に関与する事務職員(非常勤職員を含む。)」を対象者として実施し、最近の研究機関における不正使用事案、特徴的な不正事案、不正に対するペナルティ、不正使用事例の背景と心理等により不正使用の防止について研修を行い、受講率は100%であった(資料8-26)。

また、研究倫理教育についても、研究関連業務支援会社が提供する研究倫理教育を、「全研究者」及び「公的研究費に関与する事務職員(非常勤職員を含む。)」を対象者として実施し、最近の研究機関における研究不正事案、研究不正の発生状況、捏造、改ざんの例、盗用(剽窃)の例、研究不正事例の背景と心理等により不正行為の防止について研修を行い、受講率は100%だった(資料8-27)。

臨床研究に関しては、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に該当する臨床研究を実施する研究者を対象として、同指針に関する講習会の受講を義務付け、受講者へ認定番号を付与し、認定番号を付与された研究者のみ倫理審査申請書を提出することができることとしている。なお、治療的研究以外の臨床研究を対象とする「倫理審査委員会規則」を制定し、それに基づき設置している倫理審査委員会において適切な審査を行っている(資料8-28)。

その他、遺伝子組換え実験、動物実験、感染実験等を実施する際に必要となる学内審査機関の整備については、文部科学省、厚生労働省及び学術団体の各種法令、指針及び勧告に準拠して学内規程・規則・細則を整備し、各種委員会を設置している(資料8-29、資料8-30、資料8-31、資料8-32、資料8-33、資料8-34、資料8-35、資料8-36)。

なお、本学には認定臨床研究審査委員会は設置されていない。

このように、学内規程及び規則に基づき、適切に委員会を設置し、委員会は研究計画の審査等、必要に応じて適切に活動している。

以上のことから、「福岡看護大学 教育研究環境整備の方針」に基づき、同方針の「5. 研究の適正化を目的として、研究マネジメント体制を充実させる」について適切に取り組んでおり、研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っており、健全な研究活動のために必要な措置を講じていると判断できる。

【点検評価項目】

- ④ 教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

評価の視点1：研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

評価の視点2：点検・評価の結果を活用して、研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。

学部教育で使用している情報処理実習室のパソコン等については、今後、保守契約が満了し新規整備に要する費用も高額となるため、現在建設中の新本館に設置予定の情報処理実習室を共用することを検討中である。また、看護学研究科の大学院生研究室についても距離の離れた福岡歯科大学、福岡看護大学及び福岡医療短期大学の共用施設である研究棟に設置しているため、大学院生及び教員の双方にとって不便な点が生じていることから、看護大学増築棟への移設を検討することとしている。

自己点検・評価委員会では、中期構想に基づく、年度事業計画の達成状況を毎年点検・評価し、次年度の計画に反映するためのPDCAサイクル(1年周期)を機能させている(資料8-37)。これに加えて、開学から完成年度まで各種委員会が策定した目標及び活動内容、その活動内容を点検・評価した結果により抽出した課題及び問題点を改善するための活動内容を策定するPDCAサイクルにより、点検・評価を毎年、実施していた。この点検・評価結果を2021年8月に「福岡看護大学《現状と課題》—開学から完成年度を迎えて—2017年度～2020年度」として取りまとめた(資料8-37)。

今後は、PDCAサイクル(2年周期)として、大学基準協会の評価項目に準拠して、1年目は根拠資料を基に自己点検・評価を実施し、その結果や課題等を「現状と課題」として取り纏める。翌年度は、どのように改善されたかを点検評価し、「改善報告書」を作成することとし、自己点検・評価を改革・改善につなげるシステムとして確立させることとしている。

また、公的研究費の不正使用防止への対応については、毎年度、文部科学省へ提出が義務付けられている「公的研究費の管理・監査に関するガイドライン」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」により、体制に不備がある場合には必要な改善を行うこととしている(資料8-38)。また、研究活動における不正行為への対応についても、同様に毎年度文部科学省へ提出が義務付けられている「研究活動における不正行為への対応等に関

するガイドライン」に基づく「取り組み状況にかかるチェックリスト」により、必要な改善を行うこととしている(資料8-39)。

以上のことから、教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っており、また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているものと判断できる。

(2) 分析を踏まえた長所と問題点

ネットワーク環境については、有線 LAN と無線 LAN を備えている。ICT 環境整備改善としては Microsoft 365 を導入し、メールやクラウドストレージ、Office 等を提供している。昨今の大学を狙った標的型攻撃やサイバー攻撃が高度化・深刻化しているため、セキュリティ対策について定期的に見直しを行っている。クラウドサービスを導入したことにより、さらにネットワークの安定的な運用が重要となるが、学外の接続がダークファイバーによる SINET との接続 1 点のみであり、SINET との接続に障害が発生した場合に、復旧までクラウドサービスが使えない問題点がある。

図書館の学術情報サービスにおいては、情報図書委員会で年度ごとに目標と結果を取りまとめ、改善・向上につなげている。学術雑誌についても看護系に特化した医療データベースを和雑誌・洋雑誌とも整備している。また、国立情報学研究所が運営する相互貸借システムの利用や、日本図書館協会、日本看護図書館協会に加入し、学生の学修、教員の教育研究活動等に資する施設として機能させている。

研究面においては、2019 年 1 月に福岡歯科大学及び福岡医療短期大学並びに本学における「口腔医学」に関する共同研究組織として設置した口腔医学研究センターにおいて、「常態系」、「病態系」、「再生系」、「臨床歯学系」、「医学系」を構築し、それぞれの口腔医学プラットフォームにおいて、口腔の健康は全身の健康を守るという「口腔医学」のコンセプトに基づいた共通目標のもと、独自の先駆的研究に取り組むとともに相互の連携研究にも取り組み、2023 年 12 月に「第 5 回口腔医学研究センターシンポジウム」を開催し、4 つの口腔医学プラットフォームの中から選ばれた代表者計 7 名が研究成果を発表したほか、令和 5 年の同センターを活用した業績の取りまとめを行った。

また、「看護分野における口腔ケア・口腔ケア教育」に関する臨床看護研究を継続的に推進し、日本看護科学学会において、口腔ケアに関するテーマの交流集会に 6 年連続で採択された。

研究倫理、研究活動の不正行為に関する取り組みについては、内部監査室と連携し、任意で抽出した研究室を対象として研究データの保存・管理状況の適切性に監査を実施するとともに、毎年度実施する講習会の全員受講を義務付けている(資料 8-23)。

(3) 改善・発展方策と全体のまとめ

校地及び耐震化、バリアフリー化された校舎は大学設置基準を上回る面積を有しており、また教育研究活動に必要な施設、設備を整備している。

ネットワーク環境については、有線 LAN と無線 LAN を備えており、学生は自分の所有するパソコンやスマートフォンなどの情報端末を、学内無線 LAN に安全に接続できる。学内 ICT 環境の改善のため、クラウドサービスとして Microsoft 365 を導入している。クラウ

ドサービス導入により、さらに学内ネットワークの安定的な運用が重要となるが、学外の接続がダークファイバーによる SINET との接続 1 点のみであり、SINET との接続に障害が発生した場合に、復旧までクラウドサービスが使えない問題点があるため、2024 年度から商用回線を契約し、バックアップ回線として利用することを決定した。2024 年度前期から看護学部の一部科目で電子教科書を導入し、2025 年度新入生より本格的に電子教科書へ切り替える予定である。学生のメリットとしてモバイル PC 等に複数の教科書をまとめることができ、紙の教科書を何冊も持ち歩く必要がなく、通学中の空いた時間などに予習復習ができ、学生の事前学習・自己学習の時間確保が可能となる。また、電子教科書は直接メモを書き込むことができ、ノートの機能も兼ねており、紙の使用量が減ることで森林の伐採量の削減、二酸化炭素排出量の抑制ができるため SDGs への貢献につながるものと期待される。

図書館サービスについては、情報図書委員会で決定した選書方針に従い、口腔医学を取り入れた看護学を学び“well-being”を実現するスペシャリストを養成します」の理念のもと、看護学に関する書籍、口腔医学に関する書籍の積極的な収集を続けている。学術雑誌についても看護系に特化した医療データベースを和雑誌・洋雑誌とも整備している。国内外への研究業績情報の公開は「研究業績データベース」を公開しているが、内製によるシステムであるため、2024 年度から科学技術振興機構が運営する researchmap と連携が取れる新システムの導入を決定した。

研究倫理及び研究活動における不正使用及び不正行為の防止に関しては、文部科学省等のガイドライン等に基づき、本学の規則等を定め、ホームページで公表するとともに、毎年度実施する講習会の全員受講を義務付けている。

今後も引続き「福岡看護大学 教育研究環境の整備の方針」に基づき、本学の教育研究成果の更なる向上を実現するため、教育研究環境の整備と検証を実施し、改善を図りたい。

【根拠資料】

- 資料 8-1 教育研究等環境の整備に関する方針
- 資料 8-2 福岡まちづくり条例適合証
- 資料 8-3 施設管理規程
- 資料 8-4 体育施設管理運営規則
- 資料 8-5 固定資産及び物品管理規程
- 資料 8-6 福岡看護大学情報図書館図書管理規則
- 資料 8-7 福岡学園 LAN 管理室【ウェブ】
- 資料 8-8 情報セキュリティポリシー
- 資料 8-9 情報端末等の取り扱いに関するガイドライン
- 資料 8-10 重要情報漏洩等対応マニュアル
- 資料 8-11 コンピュータウイルス対策等情報セキュリティに関するマニュアル
- 資料 8-12 情報セキュリティ講習受講状況
- 資料 8-13 蔵書状況
- 資料 8-14 図書館利用案内

- 資料 8-15 蔵書点検結果
- 資料 8-16 令和 5 年度看護大学部門等予算
- 資料 8-17 研修派遣規程
- 資料 8-18 FD 研修案内
- 資料 8-19 紀要表紙
- 資料 8-20 福岡看護大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針
- 資料 8-21 競争的資金等の取扱いに関する規則
- 資料 8-22 研究活動における不正行為への対応等に関する規則
- 資料 8-23 研究データの保存期間等に関する細則
- 資料 8-24 執行要領説明会開催案内
- 資料 8-25 競争的資金等の取扱いにおける責任体系
- 資料 8-26 コンプライアンス教育 SD 講習会実施報告書
- 資料 8-27 研究倫理 FD 講習会実施報告書
- 資料 8-28 倫理審査委員会規則
- 資料 8-29 遺伝子組換え生物使用の安全確保に関する規則
- 資料 8-30 遺伝子組換え生物等の使用に関する管理規則
- 資料 8-31 遺伝子組換え生物等の使用細則
- 資料 8-32 アニマルセンター規程
- 資料 8-33 動物実験規則
- 資料 8-34 動物実験委員会規則
- 資料 8-35 バイオセーフティー委員会規則
- 資料 8-36 研究用微生物等安全管理規則
- 資料 8-37 情報公開 自己点検評価／認証評価 HP
- 資料 8-38 R5 年度提出体制整備チェックリスト
- 資料 8-39 R5 年度提出不正防止体制整備チェックリスト

第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状分析

【点検評価項目】

- ①社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施していること。また、教育研究成果を適切に社会に還元していること。

評価の視点1：社会連携・社会貢献に関する方針のもと、学外機関、地域社会等との連携、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組みを行っているか。

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する取り組みにより、地域や社会の課題解決等に貢献し、大学の存在価値を高めることにつながっているか。

本学の教育の目的を踏まえ、看護の対象となる人々の住む地域に貢献するとともに、健康長寿社会の実現を目指し、社会に開かれた大学として、口腔から全身への健康支援に関する教育研究成果を多くの人々へ継続的に発信することを含め、社会連携・社会貢献の方針を「福岡看護大学 社会連携・社会貢献の方針」に明示している（資料9-1）。また2023年よりSDGs推進室を設置し、SDGsに関する規定を定めている。「福岡看護大学 社会連携・社会貢献の方針」の、方針1.及び方針2.に示されている地域連携センターは、2013年に福岡歯科大学が設置し、積極的に社会連携・社会貢献活動を継続している附置組織であり、2017年度から本学を含め、福岡歯科大学・福岡医療短期大学のセンターである（資料3-14）。

本学は、建学の精神及び教育理念を踏まえ、看護学部の教育の目的を「豊かな人間性と倫理観の涵養を図り、看護分野の知識・技術・態度を教授研究し、他職種と協調・協働しながら個別性に応じた最適な生活（well-being）を目指した看護実践能力の育成及び口腔を起点とした全身の健康支援が可能な看護実践能力を備えた看護専門職を育成する。」としている（資料9-2）。また、その特色を「高齢者の住み慣れた地域での生活を支援できる実践能力」、「他職種と協調・協働できる実践能力」、「口腔から全身への健康支援ができる実践能力」として掲げている。看護学研究科の教育研究の目的は、「多様に発展する医療分野で活躍するための高度で知的な素養を養うことを目的とし、看護学の専門知識や能力を基礎として、より高度な看護実践と看護教育活動を行うために、専門知識を応用する能力と課題に対する柔軟な思考力や深い洞察に基づく主体的な行動力を身に付けるための教育を行う。また、学部段階の教育で養成された看護学分野の基礎的な資質能力の修得を前提として、口腔から全身への健康支援に資する看護実践力を備え、看護の研究活動を遂行する能力を培う教育を行う。」と定めており、看護学部、看護学研究科ともに、その特色に、「口腔から全身への健康支援ができる実践能力」を育成すると示している（資料5-4）。

本学は、2017年度の開学以降、現在まで、社会貢献推進委員会が中心となり、看護・福祉・保健分野における地域に対する貢献活動を計画・実施することを目標に、毎年度の評価を行いながら公開講座、学園祭活動、及び県内中学校、高校の職業体験・大学訪問を通して地域貢献活動を継続し実践している（資料9-3、資料9-4）。公開講座は、近

隣地域及び大学の公開講座の開催実績を調査、分析し、地域社会等からのニーズを把握した上で、社会的要請に応える看護大学の特色を活かした講演テーマを策定し、実施しているため、本学の教員の教育研究活動成果や実績を基にした教育を広く地域住民へ周知することができている。2020年から2021年までCOVID-19感染拡大の影響で実施できなかったが、2023年度は健康のための改善方法として、食事、体操、睡眠テーマとして、地域住民のニーズに沿った公開講座を実施した（資料9-3）。

本学は、福岡歯科大学、福岡医療短期大学とともに、学園祭（まるごと福岡学園・田の歯科祭）へ参加し、看護大企画として「看護のせかい」と題して、健康体操や感染予防、元気を測る体験などの健康増進イベントを実施した。これらの取り組みを通して、地域住民へ本学の特色と大学が生み出す知識、技術等を社会に還元し、周知することができている（資料9-5）。また、本学は、福岡歯科大学、福岡医療短期大学とともに、依頼のあった県内の中学校、高校の職業体験、大学訪問を継続して受け入れている。2023年度は、年間約187名を受け入れ、歯科口腔専門職、看護職といった職業としての理解と大学で行う学習内容や大学生活への理解を深める活動を継続している。本学の教育研究成果を中学生、高校生の若い年代に伝えることによって、医療職へ関心を寄せ、口腔から全身の健康について広く伝えることができている（資料9-4）。

本学は、近隣施設の看護職をはじめ医療職者を対象とした口腔から全身の健康支援について広く知識技術を広めるための口腔から全身への健康支援に関する教育研究成果を継続的に発信する活動の一つとして、口腔ケアに関する医療専門職に必要な知識・技術に関して、本学教員が執筆した口腔ケア教育書籍（「看護で教える最新の口腔ケア—授業・演習、臨床・在宅現場でも、すぐに使える！」）の販売を続けている。本学の教育の集大成となるこの著書を広く周知することによって本学の教育研究活動の推進に繋がると考える（資料9-6）。

次に、口腔教育研修を、看護師をはじめとした医療職及び患者を対象として実施するとともに、他看護大学教員と連携し、より質の高い口腔ケア教育の成果を得ることに貢献している。

口腔ケア研修は、看護師および医療職を対象として、口腔ケアの実践を研修会によって教授するとともに、看護師や医療職が、病院、施設等でリーダーシップを発揮し、全身と口腔ケアの実践について広げていけるような、基礎から応用まで幅広い、効果的な研修を行うことができた（資料9-7）。

また研修後に口腔ケア実践のためのエビデンスに基づいた知識・技術の活用の状況を調査している（資料9-8）。

社会貢献推進委員会の今後の課題としては、COVID-19感染拡大のため延期となっている、地域住民を対象とする健康増進を目的とした教育・研修プログラム開発を実施することである（資料9-9）。

本学が目指す「口腔医学を取り入れた看護学」における教育研究の成果を広く周知し継続して拡散されることが、地域包括ケアシステムの拡充へ貢献するものと考えられる。

本学の附置組織である地域連携センターと連携し、近郊大学、職能団体、地方自治体、及び地域の自治会組織・社会福祉協議会組織と協力的に活動を展開している。開学当初

から本学は地域との連携や交流を積極的に行ってきたが、2018年度にボランティア部を創立してからは、ボランティア部の活動も含め、学生の社会連携・社会貢献活動が継続的に行われている（資料 7-22、資料 7-23）。

- a. 附置組織（介護老人保健施設：サンシャインシティ）、学会（介護老人福祉施設：サンシャインセンター、サンシャインプラザ）主催の、運動会、夏祭り、納涼会などのイベントへは、2020年より2023年度は、中止となっているが、2018年度と2019年度で計103名（2018年度58名、2019年度45名）の学生が参加した。介護保健施設への学生の参加、協力によって、高齢者のよりその人らしい日常生活に向けた取り組みに貢献することができている。また、地域貢献活動：コミュニティカフェ「かふえもりのいえ」の活動には、教員3名、学生51名が参加した。関連施設及び地域との連携を深める活動を継続している（資料 9-10）。
- b. 本学を含む近隣地区の運動会、夏祭りに、2023年度は、計178名の学生が参加した。本学学生や教員の協力や支援は、近隣地域住民より期待されている。地域のイベントへ継続的に参加し、地域との円滑な連携が継続できている（資料 7-23）。
- c. 福岡市で開催された世界水泳について、大学に依頼があり、学生が計26名参加した。国際的な大会において、大会事務局、行政とともに一丸となって大会を成功させるべく、学生が担当する役割を果たし、大会が素晴らしいものとして開催された。地域社会、国際社会への貢献となった。（資料 9-11）。
- d. 日本看護教育学会の第33回学術集会へのボランティアについて、大学に依頼があり、学生42名、教員が10名参加した。看護学会として多くの来場者があり、近隣の病院、看護大学を含む多くの方との連携・協働をする機会となった。
- e. 福岡県看護協会主催の看護フェスタ福岡の開催が2023年度より再開し、学生4名が、企画会議から関わり、看護専門職の職能団体との連携・協働を実施した。

2023年度のボランティア総数は、計305名であった（資料 7-23）。2020年度以降 COVID-19 感染拡大のために実施はほとんど不可能であったが、関係各所と連携を継続し、活動が再開となったことで、大きな社会貢献につなげることができた。

また学生ボランティア部員を中心とした学生及び教員の活動は、校区行事や、学園内施設の行事だけでなく地域におけるボランティア活動へ数多く参加し、地域貢献活動を実践できている。本学を含む校区での活動に参加し継続することによって、コミュニティの中でも開かれた大学として認知され、大学を活用しようという住民の意識にもつながり、良好な関係性が築けていると考える。

本学の1学年に実施する講義「地域活動と社会貢献」では、大学が地域社会のニーズに応え、地域と積極的に関わることを通して、地域の活性化に貢献、連携することの重要性について教授している。この講義は、地域貢献の意識を高め、実際の活動に寄与する活動を実施しており、1学年学生はボランティア活動を実施できている（資料 7-23）。

社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進として、本学は、口腔から全身への健康支援に関する教育研究成果を多くの人々へ継続的に発信することを使命

として、開学時から数々の活動を実施してきた。大学が研究で得た成果を教育によって伝達すること、及び社会にその成果を応用することは大学の使命であり、本学のこれまでの社会連携・社会貢献活動は意義があると考えられる。

- a. 看護大学教員の口腔ケア教育、口腔ケアに関する調査・研究は、数多く実施しており、公表している。
- b. 口腔ケア研究の継続と大学間連携として、本学は、日本看護科学学会学術集会の交流集会企画に継続的に参加している。2022年度「看護学士課程における口腔ケア教育・研究の深化・発展を考える」、2023年度「口腔ケアのOSCE教育・多職種連携教育を考える」と題して、口腔ケア研究に関する知見を発信するとともに、広く本学の教育研究を通して、他大学との連携を深めている（資料9-12）。

社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進の一環として、本学は、地域志向教育・研究を展開する目的で、附置組織である地域連携センターと協働し、校区行事をはじめとした地域貢献活動に教員・学生が参加し、活動を支援している。

本学教員それぞれの能力を活かした社会連携・社会貢献としては、他大学やその他の教育機関、医療・福祉施設などからの依頼に応じた外部講師としての派遣や、教育及び研究における看護教員としての協力や支援といった活動がある。外部からの依頼内容は、看護に関連する各専門領域の教育研究内容及び本学の特徴を活かした口腔から全身の健康支援に関連した内容が主である。その他にも、日本看護協会の委員、行政からの委託事業への参画、日本看護協会や病院施設が開催する看護教育や研究に関する研修会講師としての派遣など、多岐に渡る社会貢献活動を実践している。

本学では、福岡市と2022年4月より福岡市 Well-being&SDGs 登録事業者として登録し、活動を続けている（資料9-13）。地域社会に向けた取り組み、公正な事業、組織体制の強化に対する取り組み、看護職のキャリア支援、教育・労働環境に向けた取り組み、エネルギー効率・サイクルに向けた取り組みなど、口腔医学を取り入れた看護学を学び、その人らしい最適な暮らし well-being を実現できるように社会貢献するための活動の目標を掲げ、他職種と協調・協働できる実践力、口腔から全身への健康支援ができる実践能力、高齢者の住み慣れた地域での生活を支援できる実践能力を備えたスペシャリストの育成と産・官・学・民の協働・連携、大学での教育、活動、研究のすべてが福岡看護大学におけるSDGs活動につながるように、社会貢献委員会を中心となって活動している（資料9-14）。

以上のことから、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しており、教育研究成果を適切に社会に還元していると判断できる。

【点検評価項目】

- ②社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

評価の視点1：社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

評価の視点 2：点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

本学が実践してきた、社会連携、社会貢献活動において、福岡歯科大学の活動と連動して実践しているイベントに関しては、附置組織である地域連携センター運営会議において内容を評価、報告し、次の活動に活かすことができている。また、本学で実践してきた、公開講座やまるごと学園、口腔研修といった学外や地域社会に対するイベントに関しては、参加者アンケートによる客観的評価を実施している（資料 9-15、資料 9-16）。また、社会貢献委員会・SDGs 推進室ですべての活動を計画、実施、把握している。社会貢献委員会にて、役割を分担し、各委員がそれぞれの社会貢献について定期的に点検し、評価している（資料 9-17）。役割は、大学での実施状況を確認する役割として「地域住民対象の健康増進教育・研修」、「高大連携」「看護協会看護の日」「学生奨学金等の支援」「教職員、学生の多様性を尊重した支援」「働きやすい職場環境、産業技術との連携」「公正な事業慣行・組織体制の強化」「災害での連携協力」「教員研究・業績・社会貢献」であり、この役割の教員が大学全体での活動を各委員会とも協働し、把握しまとめている。

社会貢献委員会が中心となって企画、運営、実施する役割としては「公開講座」「健康まるごと学園」「かふえのもりのいえ」「学生ボランティア」「口腔ケア等に関する近隣施設の看護職への教育・研修」「エネルギー効率、リサイクル等の改善」がある。この役割では委員会にて企画、運営し、実施後は、必ず実施した結果のまとめ、アンケート調査等を実施し、次年度に向けた課題を委員会にて会議し検討している（資料 9-17）。

これら委員会による点検・評価結果の報告を通して大学基準協会の基準に準じて適切な評価が行われ、中期構想に基づく年度事業計画についても、PDCA サイクルにより、達成状況を毎年点検・評価し、次年度の計画に反映させるサイクルが稼働している。

社会連携・社会貢献の適切性については、以上のような根拠に基づいて点検・評価されており、常にその結果を基に改善・向上に向けた取り組みを行っていると判断できる。

なお、社会連携・社会貢献においては、COVID-19 の感染拡大防止の観点から全ての活動が中止、延期されるなどの影響を受けたが、本学の知識・技術の還元が中断されることの無いよう、WEB 上での会議、メールでの連絡等を継続するなど、再開に向けての準備態勢を整え、対応・対策を講じていたことを活かし、現在活動を継続している。今後は、大きく活動を拡大していく予定である。

本学での社会貢献活動を各役割ごとに実施、まとめたものを点検・評価を委員会にて実施し、社会連携・社会貢献に関わる改善と向上に向けて、常に検討している。また大学全体での社会貢献推進活動を拡大するために、毎月のスタッフ会議、FD を実施するなど、周知徹底をし、効果的な取り組みにつなげている。

以上のことから、社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいると判断できる。

(2) 分析を踏まえた長所と問題点
長所

福岡看護大学の社会連携・社会貢献の長所は、教育の目的を踏まえ、看護の対象となる人々の住む地域に貢献するとともに、健康長寿社会の実現を目指し、社会に開かれた大学として、口腔から全身への健康支援に関する教育研究成果を多くの人々へ継続的に発信するといった点である。また、本学の特色を生かして社会連携・社会貢献は継続的、効果的に実施されており、地域住民、他大学といった社会との良好な関係性を維持することができている点も長所であると考ええる。

本学は、「口腔医学を取り入れた看護学」を学び“well-being”を実現する、という一貫した教育の姿勢の下、看護の対象である全ての人々に、ボランティアや公開講座などで口腔から全身の健康を守るための様々な取り組みを、教員だけでなく、学生個々の活動として実践してきている。これらは、同一キャンパス内の福岡歯科大学、福岡医療短期大学、福岡歯科大学医科歯科総合病院、及び介護保健施設との協力体制が基盤となり推進されているものであり、今後もこの協力体制の下で、本学独自の社会連携・地域貢献活動を継続していくことができると考える。

また福岡県、福岡市、高大連携、校区内小中学校などとの連携など多くの連携協定を結び役割を果たしながら実施している。今後もこの関係性を保ち社会貢献を拡大することができると思う。

問題点

今後の課題としては、COVID-19 感染拡大のため延期となっている、地域住民を対象とする健康増進を目的とした教育・研修プログラムを実施することである。本学の特色である「口腔医学」を取り入れた「看護学」に関する学びや経験やその人らしく生活できるようにという本学の well-being を活かし、地域住民にとって住みやすい地域づくり、健康づくりを支援できる社会貢献を目指すことである。そのためにも、地域住民と校区内行事や活動で連携を強化し、一緒に取り組むことができる生涯教育の立案、実施をしていくことが重要であると考ええる。

(3) 改善・発展方策と全体のまとめ

本学の社会連携・社会貢献に関する方針は、建学の精神に則り策定し、明示されている。この方針に基づいて、本学が有する教育研究成果を社会貢献活動として社会に還元することができる。また、社会貢献活動や公開講座などの取り組みを通して、地域住民との円滑な連携が継続していると考ええる。これらの取り組みは、大学の使命としての社会への知の還元という役割を全うしていると判断できる。

また、これまでの実践については、委員会で定期的に点検・評価を行っており、結果の改善・向上に向けた取り組みを行っている。

【根拠資料】

資料 9-1 社会連携・社会貢献の方針

資料 9-2 教育理念

資料 9-3 公開講座案内

- 資料 9-4 中学・高校からの職業体験・看護大学訪問
- 資料 9-5 まるごと campusnews
- 資料 9-6 教科書「授業・演習、臨床・在宅現場でも、すぐに使える！看護で教える最新の口腔ケア」
- 資料 9-7 近隣施設の多職種との生涯研修プログラム実施計画
- 資料 9-8 研修実施後のフォローアップアンケート
- 資料 9-9 生涯研修プログラム案
- 資料 9-10 かふえもりの家ボランティア参加実績
- 資料 9-11 世界水泳ボランティア実績
- 資料 9-12 日本看護科学学会交流集会 PP
- 資料 9-13 SDGs 登録事業者一覧
- 資料 9-14 SDG s 活動実績
- 資料 9-15 地域連携センター運営会議議事録(抜粋)
- 資料 9-16 参加者アンケート集計結果
- 資料 9-17 社会貢献委員会議事録(抜粋)

(1) 現状分析（大学運営）

【点検評価項目】

- ①大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示していること。また、それに基づいた適切な大学運営を行っていること。加えて、大学を設置・管理する法人の運営が適切であること。

評価の視点 1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を教職員で共有しているか。

評価の視点 2：関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っているか。また、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定めているか。さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っているか。

評価の視点 3：法人はその組織及び役職者の権限と責任を明確化し、大学を適切に管理しているか。また、関係法令に基づき定めた規程に従い役職者の選任及び運営を適切に行い、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能を働かせているか。

本学の管理運営方針は、2021年6月17日開催の自己点検・評価委員会で原案を作成し、教授会で意見を聴取した後、理事長、常務理事（短大学長を兼務）、歯科大学長、看護大学長、病院長及び事務局長といった学内理事で組織される法人の会議である「常任役員会」及び理事長、常務理事（短大学長を兼務）、歯科大学長、看護大学長、病院長、事務局長、各大学役職教職員、教育職の理事及び評議員をもって組織する「学園連絡協議会」を経て、2021年7月13日開催の第564回理事会で承認されたものであり、この方針については、大学における内部質保証の重要性についての理解を深める目的で開催したSDにおいて説明したほか、学内掲示板、広報誌及びホームページへの掲載等を通して広く周知を図っている（資料10-1、資料10-2、資料10-3、資料10-4）。

また、中長期計画である第四次中期構想については、2023年度から8年間の計画を、法人ビジョンである「安定的な財政基盤を構築し、学生ファーストの学修環境を整備するとともに、最先端の医療・福祉サービスの提供により地域社会に貢献する。」を基に、「教育の質の向上」「研究の質の向上」「学生の受け入れ・支援」「社会との連携・貢献」「組織運営」「財務・施設整備」の6つを柱として制定しており、策定プロセスにおいては、経営企画委員会の下に大学内に部会を組織し原案を作成するとともに、検討段階から教職員の意見聴取を行い、評議員会を経て、2023年3月20日開催の第587回理事会で最終決定した。なお、制定後は教職員へ理解を深めるためSDを開催のうえ具体的な説明を行ったほか、広報誌及びホームページへの掲載等を通して教職員を含め対外的にも広く周知している（資料1-18、資料10-5、資料10-6、資料10-7）。

大学運営については、「管理運営方針」のひとつである「学長は、教職員を統督し、本学の校務に関する事項について決定する。」に基づき、学長のリーダーシップのもと、教育研究目標の達成と教育研究活動を通じたブランド化の推進を目指して積極的な運営に努めており、「学則」第 67 条第 1 項第 1 号においても学長の職務として「理事長の命を受け、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。」ことと規定している（資料 1-4）。また、学長は「学校法人福岡学園寄附行為」（以下、「寄附行為」という。）第 6 条第 1 項第 1 号の規定により 1 号理事となり、教学代表の一人として学校法人の運営に重要な役割を担っている（資料 10-8）。学長の選任は、「福岡看護大学長選考規程」に基づき行っている（資料 10-9）。理事長を委員長とし、常務理事、理事会において選任した学外理事、学長が推薦する教授で組織される学長候補者選考委員会において、理事、専任講師以上の教員及び課長以上の職員の投票により推薦された学長候補者の中から最終学長候補者を選考し、理事会に推薦することになっており、その後、理事会の承認を経て決定する。なお、選考に当たっては、当該候補者から提出される履歴・業績書のほか、所信表明書（大学の将来構想等）及びヒアリング等を通して、リーダーとしての資質、能力、統率力、目標設定等を総合的に判断することになっている。

学長がリーダーシップを十分に発揮できる環境整備としては、学長を補佐する役職教職員として「学則」第 66 条に基づき、学部長、情報図書館長、学生部長、教員配置部門毎に部門長等を置いている。役職教員の選考は「役職教員選考規程」に基づき、学長が教授のうちから選考のうえ、理事長に推薦し、常任役員会等の審議を経て、理事会で決定されており、学長の意向を反映しやすい選任方法になっている（資料 10-10）。なお、役職教員は上司である学長の命をうけ、「学則」第 67 条で各々明示している職務を執行している。また、2021 年度より新たに教育支援・教学 IR 室を設置のうえ当該室長を役職教員とし、学長の命により教育に関する情報収集、分析並びに中長期的な企画立案等を行い、教育の推進並びに学生の学士力向上につなげている。

財務面でも、学長のリーダーシップを資金面で担保するために学長裁量枠として学長重点配分経費を設け、教育研究の活性化に向けた各種取り組みに要する経費を重点的・戦略的に支出している。2023 年度の予算額は 200 万円である。

この他、教員人事においても、「福岡看護大学教員選考規程」に基づき、学長を中心とした教育研究業績等審査委員会で教育研究業績等に関する審査を行った後、学長は教授会の意見を聴取のうえ最終教員候補者を決定することになっている（資料 6-4、資料 6-5）。

教授会の役割については、「学則」第 69 条及び「学長裁定」において、①学生の入学、卒業及び課程の修了、②学位の授与のほか、③教育課程の編成に関する事項、教員の教育研究業績の審査等に関する事項、キャンパスの移転に関する事項で学長が必要と認めたもの、組織再編等に関する事項で学長が必要と認めたもの等について意見を述べることと規定されており、決定権者である学長に対して、意見を述べる関係となっている（資料 10-11、資料 10-12）。看護学研究科においても、「大学院学則」第 27 条及び「学長裁定」において、学部同様の関係となっている。学長の権限及び教授会の役割は前述のとおりであり、教学組織は、学内規定に基づき、教育研究の充実・向上を図っている（資料 1-12、資料 10-13）。

一方、法人組織（理事会等）である理事会は、「寄附行為」第16条第2項で「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と規定されており、教育研究活動等に関する計画、学則や諸規定の制改定、学長や役職教員等の任免及び教育環境の整備並びに経営方針等の法人運営に関わる基本的な重要事項を決定するとともに、理事である学長の職務の執行を監督している。

なお、教学組織の意思決定・業務執行に関する主な事項については、常任役員会（月2回開催）のほか、理事会、評議員会で提案・報告している。また、理事11人のうち8人が教育関係者であり、教育に対する理事会の造詣は深い。

本学の危機管理については、火災や地震等の大規模災害に備え「危機管理規程」「消防計画」「防火・防災管理規程」及び「災害対策マニュアル」を制定し、管理体制及び対処方法等を明確にするとともに、教職員・学生等に防火・防災に関する教育・訓練を実施している（資料7-67、資料10-14、資料10-15、資料7-68）。情報資産のセキュリティ確保については「情報セキュリティポリシー」として情報セキュリティの基本方針等を定め、適切に管理しており、万一、学生の成績、診療情報等の重要情報が漏洩した場合に備え「重要情報漏洩等対応マニュアル」等を定めている（資料8-8、資料8-10）。その他、危機管理対応として「公益通報に関する規程」、「個人情報保護規程」、「倫理審査委員会規則」等を制定しており、ハード面についても、校舎及び実習施設である医科歯科総合病院等は、耐震機能を有している（資料10-16、資料7-62、資料8-28）。

以上のことから、方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示して適切な大学運営を行っており、加えて、大学を設置・管理する法人の運営が適切であると判断できる。

【点検評価項目】

② 予算編成及び予算執行を適切に行っていること。

評価の視点1：予算を適正な手続で編成し、予算執行においては透明性を確保しているか。

本学では、予算編成に際しては、財務計画を含めた中期構想を基に、予算基本方針及び事業計画を策定している（資料10-17、資料10-18）。これらに沿って各部署の予算作成責任者等（各事務課長等）から、「予算規則」に基づき作成された予算要求書が提出され、財務課で精査した後、常任役員会メンバーで構成される予算会議において、予算作成責任者等に直接のヒアリング（予算査定）が行われる（資料10-19）。予算査定において、事業計画との整合性及び重要性並びに費用対効果を勘案のうえ要求額を調整し、真に必要なとされる額を予算化する。このほか、看護大学部門等の教育研究経費予算は、財務課で教員数等を基準として予算配分原案を作成し、常任役員会等で協議のうえ予算化する。これらを基に学園全体の予算原案を財務課が作成し、常任役員会での審議を経て最終的な予算案となる。理事長は予算案について、学外理事を加えた財務委員会で意見を聞くほか、あらかじめ評議員会の意見を聞いた後、理事会に付議し、年度予算が決定する。このように学園の中期構想を基本として、事業計画に対応し、明確なルールに基づいて予算編成が行われて

いる（資料 10-20）。また、予算決定後、事業計画とともに学園ホームページにおいて公表し、予算編成の透明性を高めている。

予算執行は、各予算執行責任者の管理の下、「経理規程」、「経理規程施行規則」及び「学校法人会計基準」に則り、適正かつ効率的に執行することとしている（資料 10-21、資料 10-22）。配分された予算の執行に当たっては、各責任者から回付された支払要求書、証憑書類及び会計伝票を財務課において精査のうえ支出している。

予算執行状況については、財務課で月次試算表を作成して分析を行い、毎月理事長に報告している。各部署においては会計システムにより随時、予算執行状況が把握できる仕組みとなっており、次年度の予算要求書を作成する際も予算執行状況を踏まえ分析・検証を行っている。

なお、各部門に配当した予算に残額がある場合は翌年度に繰り越すことができるが、より有効に予算を執行することに鑑み、2024 年度からは全教員の同意を得て、部門予算内に新たに部門共通経費の項目を設け、個々の教員からの要望に加え、全学的に有益となり得る取組に対する支出については、部門長及び学長の承認を得て執行できるよう予算執行の取扱いを改めた。

以上のことから、予算編成及び予算執行を適切に行っていると判断できる。

【点検評価項目】

③法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置していること。また、その組織が適切に機能していること。

評価の視点 1：大学運営に必要な組織を整備し、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等の業務内容に応じた人員を配置しているか。

評価の視点 2：大学運営が円滑かつ効果的に行われるように、教員と職員の協働・連携を図っているか。

評価の視点 3：必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているか。

評価の視点 4：職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っているか。

評価の視点 5：大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、スタッフ・ディベロップメント（SD）活動を組織的に実施しているか。

本学の事務組織は、法人・大学運営が適切に行われるよう「組織規程」、「事務分掌規程」及び「管理運営方針」に基づき、組織構成と役割分担等が明確に定められている（資料 3-5、資料 10-23、資料 10-1）。なお、本法人は小規模法人であるため、法人本部は設けておらず、管理部門各課が法人業務を分担している。事務の遂行については、理事長の命を受け、事務局長が事務局を統轄しており、課長は上司の命を受けて当該事務課の業務を遂行している。なお、業務の管理及び運営を円滑にするとともに、法人及び教学並びに事務局

各課における業務の緊密な連絡調整を行い適正な事務処理を図るため、法人役員、各学長、病院長、事務局長及び事務局各課の課長、課長補佐で組織される「事務連絡会」を月1回開催している（資料10-24）。この他、事務局長及び事務局各課の課長で構成される「課長会」を月2回開催し、常任役員会で報告・審議される事項の確認、諸課題に関する協議、情報共有等を行っている（資料10-25）。

職員の任免その他人事に関する権限は、「就業規程」及び「組織規程」に基づき、任命権者である理事長にある（資料10-26、資料3-5）。採用については、「就業規程」及び「管理運営方針（職員の採用）」に基づき行っており、ホームページ、ハローワーク、新聞広告等で公募のうえ、事務局長及び課長等による面接に重点を置いて選考している。なお、業務内容の多様化、専門化に対応するため、有能な新卒者のみならず多様な経験や専門知識を有する者を、各事務課の専門性等に応じて採用・配置しており、具体的には、優秀な学生を確保するとともに就職活動を促進するため「看護大学事務課」に学生募集や就職支援に関する多様な経験を有する実務経験者を、情報化に対応するため「教育支援・教学IR室」及び「情報図書館課」に情報システムや情報処理に関する技術者をそれぞれ採用した。昇任・昇格については、「人事考課規程」及び「給与規程」に基づき行っている（資料10-27、資料10-28）。

本学の人事考課制度は2004年7月から導入しており、「中期構想」等をベースに各職員が設定した1年間（1～12月）の目標の達成度等を勘案し、その業績、意欲・態度、能力を評価し、給与等の処遇に適正に反映するとともに昇任等の任免に活用して、組織の活性化につなげている。評価に際しては、自己評価、一次評価を経て、全学的な調整を図りながら二次評価を行っている。なお、評価結果は所属長より本人にフィードバックされ、能力の育成・活用を図っている。2013年度に事務局管理職員の任用制度として導入した管理職任期制は、この人事考課制度を活用した事務職員対象の人事制度である（資料10-29）。

教職協働に関しては、教学運営及びその他大学運営に関わる委員会のほぼ全てに事務職員を委員として参画させ、教職員が協働して学生の教育、厚生補導等の支援に当たっている（資料10-30）。また、教育支援・教学IR室及び地域連携センターは、教員と事務職員で組織しており、教職員相互の理解の下、教育の推進及び学生の学士力向上並びに社会連携・社会貢献を目指し、その機能を果たしている。このほか、2021年4月から新たに公的研究費等の外部資金獲得及び管理並びに監査、教育研究用の遺体収集及び処理並びに実習補助等に関する業務を担当する教育研究支援課を設置のうえ専門的知識を有する職員を配置し、教員の教育研究活動支援に努めている。

教職員の研修については、「就業規程」第36条第1項で「教職員は、業務に関する必要な知識及び技能を向上させるため、絶えず自己啓発に努めなければならない。」としており、これに対し、同条第2項で、「学園は、教職員の研修機会の提供に努めるものとする。」とされ、組織的に研修を実施することになっている。具体的には、年度初めまでに総務課人事係にて素案を作成し、課長会及び常任役員会を経て決定される「教職員研修計画」に基づき、学内で階層別研修及び専門研修を実施するほか、私学関係団体及びその他の外部団体が主催する外部研修への参加についても促進している（資料10-31）。2023年度は2024年度から義務化される合理的配慮に関する基本的な考え方についての理解を図ったほか、

新たに策定された第四次中期構想の内容と財務状況に関する研修、管理職及びその他教職員を対象に各々の立場に応じたハラスメント研修を実施した。このほか、職員の資質向上を目的に業務上有用な資格等を取得した職員に対して支援を行う「資格取得支援規則」を2017年度から制定し、職員のスキルアップを推進している（資料10-32）。なお、研修方針については、前述の「教職員研修計画」に盛り込まれているが、2021年7月に「管理運営方針」における「スタッフ・ディベロップメント（SD）の実施」として改めて明確に定め、教職員に周知することとした。

このように、本学では法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置しており、その組織が適切に機能していると判断できる。

【点検評価項目】

④大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

評価の視点1：監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査等を適切なプロセスと内容で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。

評価の視点2：大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

評価の視点3：点検・評価の結果を活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

監査については、公認会計士（独立監査人）、監事、内部監査室による三様監査体制により、定期的に協議の場を設け、計画の摺合せや情報共有を行いながら、効果的に行われている。

「私立学校振興助成法」に基づく公認会計士による監査は、9月から翌年5月の間に、期中監査・決算監査が行われ、2023年度は延べ73名によって実施された（資料10-33）。

監事の監査は、「私立学校法」、「寄附行為」及び「監事監査規則」に基づき、監事2名により法人の業務及び財産の状況について監査が行われる（資料10-34）。監事は年度初めに監査の基本方針及び重点項目等を設定した監査計画を策定し、理事長に提出することになっている。なお、監査に当たっては、理事会及び評議員会に加え、常任役員会に出席して法人の運営状況の把握に努めているほか、学長をはじめ課長等へのヒアリングを適宜実施して業務の執行状況について確認している。また、11月と5月の年2回監事報告会を開催し、監査結果を理事長以下常任役員に報告し、意見を述べている（資料10-35）。この他、企画課長、総務課長、教育研究支援課長、財務課長及び内部監査室長と隔月監査連絡会を開催し、課題となっている事項の確認と対応状況等について情報共有を行っている。

内部監査は、大学運営体制の強化に向け 2023 年 6 月から専任の内部監査室長を配置し、「内部監査規則」に基づき、当該室長を中心に監査担当者により、年度毎の監査計画に従って適時・適切に業務監査及び財務監査を行い、その結果に基づき助言・提言を行っている（資料 10-36）。また、内部監査室は、監事及び会計監査人と連携を保ち、監査効率の向上に努めている。

なお、上記の公認会計士（独立監査人）、監事及び内部監査室による監査結果については、いずれも常任役員会、学園連絡協議会、評議員会及び理事会で報告している。

本学における点検・評価は、2 通りの方法で実施している。まず、中期構想に基づく、年度事業計画の達成状況を毎年点検・評価し、次年度の計画に反映するための PDCA サイクル①（1 年周期）を機能させている（資料 10-37）。もう一つは、2 年サイクルで実施しているもので、1 年目は大学基準協会の評価項目に準拠して、根拠資料を基に自己点検・評価を実施し、その結果や課題等を「現状と課題」として取り纏め、翌年度にはどのように改善されたかを改めて点検・評価し「改善報告書」を作成する PDCA サイクル②（2 年周期）を実施しており、自己点検・評価を改革・改善につなげるシステムとして確立させている（資料 10-38、資料 2-8）。

以上のことから、大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいると判断できる。

(2) 分析を踏まえた長所と問題点

事務組織に関しては、関連規定を整備のうえ、2023 年 6 月より看護大学の教務課と学生・入試課を統合することで指示命令系統の 1 本化を図り、柔軟で機動的な業務遂行を目指した。また、これまで兼務であった内部監査室長として専任の職員を配置し監査機能を強化した（資料 10-39）。

事務局の課題としては、職員の年齢構成及び男女構成に偏りがあることである（資料 10-40）。20 代の職員数が少ない状況にあり、また 30 代後半から 40 代にかけて男性に比し女性の職員数が多い構成になっている。18 歳人口が減少するなど私立大学を取り巻く環境は今後一層厳しくなる一方で、教員と協働し、将来に向けて大学改革や教育改善を推し進める重要な役割を果たすために必要な高度で専門的な知識の獲得が求められる。そのためには、有能で積極的な若手人材を採用のうえ将来の管理者として育成する必要がある。また性差を理解のうえ相互に尊重し、協力し合うことの出来る職場環境を整備する必要がある。

(3) 改善・発展方策と全体のまとめ

大学運営については、2021 年 7 月に「福岡看護大学 管理運営方針」を定めて明示し、全教職員の共通理解のもと、改善・充実に向けて取り組んでいる。

管理運営体制については、法人組織、学長及び教授会等の権限と役割を明確にするとともに、学長が選考を行う役職教員の配置、エビデンスに基づく教育改革を実践するための教育支援・教学 IR 室の設置並びに学長裁量枠として学長重点配分経費の配分など、学長がリーダーシップを発揮しやすい環境を整備しているほか、事務局を含めた教学組織と法人

組織間の情報共有、教職協働を踏まえた適切かつ機能的な事務組織の構築、計画的な教職員の資質向上研修の実施及び諸規定の整備等についても積極的に取り組んでいる。

予算配分・執行については方針・関連規定に基づき良好に管理されており、監査体制についても三様監査により強化を図っている。

また、中長期計画である中期構想の実現に向けて策定した年度ごとの事業計画とその進捗状況及び実施結果である事業報告書を根拠として点検・評価し、その結果を踏まえて改善を図っているほか、隔年ごとに大学基準協会の評価項目に準拠して、点検・評価を実施し、その結果や課題等を取り纏め、翌年度にはどのように改善されたかを改めて点検・評価を実施しており、不断に大学運営の適正化に努めている。

このように、本学の大学運営は、大学基準に照らして概ね良好な状態にあり、適切であると考え、今後は、自己点検・評価委員会による PDCA サイクルを一層効果的・効率的に回して改善策を講じながら、更なる整備・充実を図りたい。

【根拠資料】

- 資料 10-1 管理運営方針
- 資料 10-2 常任役員会規則
- 資料 10-3 学園連絡協議会規則
- 資料 10-4 周知内容（管理運営方針）
- 資料 10-5 経営企画委員会規則
- 資料 10-6 教職員への意見聴取揭示内容
- 資料 10-7 周知内容（第四次中期構想）
- 資料 10-8 寄附行為
- 資料 10-9 学長選考規程
- 資料 10-10 役職教員選考規程
- 資料 10-11 教授会運営規則
- 資料 10-12 学長裁定
- 資料 10-13 研究科学長裁定
- 資料 10-14 消防計画
- 資料 10-15 防火・防災管理規程
- 資料 10-16 公益通報に関する規程
- 資料 10-17 予算基本方針
- 資料 10-18 事業計画
- 資料 10-19 予算規則
- 資料 10-20 学園委員会規則
- 資料 10-21 経理規程
- 資料 10-22 経理規程施行規則
- 資料 10-23 事務分掌規程
- 資料 10-24 事務連絡会規則
- 資料 10-25 課長会規則

- 資料 10-26 就業規程
- 資料 10-27 人事考課規程
- 資料 10-28 給与規程
- 資料 10-29 事務局管理職任期規則
- 資料 10-30 各種委員会構成表
- 資料 10-31 研修計画
- 資料 10-32 資格取得支援規則
- 資料 10-33 監査日程
- 資料 10-34 監事監査規則
- 資料 10-35 監査報告会資料
- 資料 10-36 内部監査規則
- 資料 10-37 内部質保証体制図
- 資料 10-38 現状と課題
- 資料 10-39 事務組織の改組に伴う規程等の改正
- 資料 10-40 年齢男女別事務職員数

(1) 現状分析（財務）

【点検評価項目】

- ①教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していること。

評価の視点1：具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画を策定し、大学運営にあたっているか。

評価の視点2：財務関係比率に関する指標又は目標を設定し、健全な運営を確保しようとしているか。

本法人では、第四次中期構想の財政面に関する基本構想において、「財政基盤の安定化を図る」とし、次の項目を掲げている（資料1-7）。

- ・本学園が永続的に維持・発展し、安定した財政基盤を確立するため、借入返済金を除き、資金収支の均衡を図る。
- ・学園3大学及び設置する各施設の収支改善を図る。
- ・外部資金（補助金・寄付金等）の獲得及び資産運用による安定的な収入を確保する。

本学では、毎年度決算確定後に向こう10年間の財政シミュレーションを行い、中・長期的な財政状況を把握し、大学運営にあたっている。

財務関係比率に関する指標として、日本私立学校振興・共済事業団発行の「今日の私学財政 大学・短期大学編」のうち、大学部門においては「財務比率表（系統別）－大学部門－」の「保健系単一学部」の財務関係比率の各比率を、法人全体においては「事業活動収支計算書（系統別）－大学法人－」及び「貸借対照表（系統別）－大学法人－」の「医歯他複数学部」の数値をもとに算出した財務関係比率の各比率を指標としている。

本学の2023年度における事業活動収支計算書関係比率（大学部門）では、人件費比率は56.3%で同系統大学部門平均54.7%を若干上回っているものの、教育研究経費比率は31.3%で同平均31.1%と同程度、経常収支差額比率は9.2%で同平均2.1%を上回っている（表10-1）。

また、本法人の2023年度における貸借対照表関係比率では、特定資産構成比率49.5%（同系統大学法人平均29.8%）、純資産構成比率85.0%（同平均81.3%）、総負債比率15.0%（同平均18.7%）、積立率112.5%（同平均62.0%）で良好な数値を示している（表10-1）。

表10-1 財務関係比率

(1)事業活動収支計算書関係比率(大学部門)

比率	算式(×100)	評価	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2022年度 同系統大学 部門平均
人件費比率	$\frac{\text{人件費}}{\text{経常収入}}$	▼	85.3%	56.9%	57.9%	58.4%	56.3%	54.7%
教育研究経費比率	$\frac{\text{教育研究経費}}{\text{経常収入}}$	△	34.5%	31.2%	30.4%	32.1%	31.3%	31.1%
経常収支差額比率	$\frac{\text{経常収支差額}}{\text{経常収入}}$	△	△ 24.2%	9.0%	8.7%	5.9%	9.2%	2.1%

(注)評価：△高い値が良い ▼低い値が良い ～どちらともいえない

(2)事業活動収支計算書関係比率(法人全体)

比率	算式(×100)	評価	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2022年度 同系統大学 法人平均
人件費比率	$\frac{\text{人件費}}{\text{経常収入}}$	▼	62.4%	61.6%	57.5%	59.4%	62.4%	40.5%
教育研究経費比率	$\frac{\text{教育研究経費}}{\text{経常収入}}$	△	31.0%	49.0%	38.5%	43.3%	45.3%	48.9%
経常収支差額比率	$\frac{\text{経常収支差額}}{\text{経常収入}}$	△	0.9%	△ 17.2%	△ 2.8%	△ 11.8%	△ 15.7%	5.8%

(注)評価：△高い値が良い ▼低い値が良い ～どちらともいえない

(3)貸借対照表関係比率

比率	算式(×100)	評価	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2022年度 同系統大学 法人平均
特定資産構成比率	$\frac{\text{特定資産}}{\text{総資産}}$	△	65.0%	63.9%	62.4%	62.8%	49.5%	29.8%
純資産構成比率	$\frac{\text{純資産}}{\text{総負債+純資産}}$	△	87.0%	87.3%	85.0%	86.3%	85.0%	81.3%
総負債比率	$\frac{\text{総負債}}{\text{総資産}}$	▼	13.0%	12.7%	15.0%	13.7%	15.0%	18.7%
積立率	$\frac{\text{運用資産}}{\text{要積立額}}$	△	99.4%	102.2%	99.9%	94.7%	112.5%	62.0%

(注)評価：△高い値が良い ▼低い値が良い ～どちらともいえない

【点検評価項目】

②教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立していること。

評価の視点1：教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤を確保しているか。

評価の視点2：授業料収入への過度の依存を避けるため、学外から資金を受け入れ、収入の多様化を図っているか。また、それによってどの程度の財源が確保されているかが明らかであるか。

収入面では、入学定員充足による安定した学生納付金の確保、補助金・寄付金等の外部資金の積極的な導入など多様な財源の確保に努めている。一方、支出面では、人件費については、適正な人員配置、人事考課制度の活用及び人事計画に基づく予算措置を行い、その他の経常的な経費については、予算の効果的な執行、管理的な経費の縮減を図るとともに不要不急の支出は厳しく抑制している。

2023年度決算における大学部門の経常収入は、学生生徒等納付金6億5,900万円、経常費等補助金1億1,700万円など、合計8億1,700万円となった。一方、経常支出は、人件費4億6,000万円、教育研究経費2億5,500万円、管理経費2,700万円など、合計7億4,200万円となり、経常収支差額は7,500万円の収入超過となった(資料10-41)。

また、減価償却引当特定資産に71億1,000万円、退職給与引当特定資産に14億6,400万円、有価証券として83億2,900万円を積み立てており、安定的な財政基盤を確保している(資料10-42)。

外部資金の導入については、教育研究の活性化及び財政基盤の強化を図るため、教職協働体制で積極的な取り組みを行ってきた。2019年度から2023年度における科学研究費補助金及びその他の外部資金の受入れ状況は、3～7種目に亘り18～28件で、受入れ総額は2,400万円から4,700万円推移している(表10-2)。

科学研究費補助金については、2023年度の申請件数は36件で前年度比1件増となったが、採択件数は前年度比6件減、獲得額は620万円の減となった(表10-3)。また、科学研究費補助金の獲得に向けた取り組みとしては、申請予定者を対象とした説明会を毎年開催するほか、恒常的に研究助成金を獲得している福岡歯科大学教授及び本学の部門長、分野教授を中心として、研究計画の指導等を積極的に実施している。

受託研究費(共同研究含む)については、教員個人の対外的な活動や業績に頼らざるを得ない状況であるが、2023年度は3件で490万円を受入れた。

寄付金については、「特定公益増進法人」、「税額控除対象法人」及び「受配者指定寄付金制度」を活用し、税制上の優遇措置について、ホームページや広報誌等で周知するなど寄付金を受けやすい環境を整えており、教育及び研究活動振興に対する寄付金の増収を図っている。2023年度は個人からの寄付1件で10万円を受入れた。

表 10-2 外部資金導入の推移

(金額単位:千円)

分類	年 度 種 目	2019年度		2020年度		2021年度		2022年度		2023年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
科学研究費補助金	基盤研究(B)	0	0	1	5,200	1	5,070	2	12,220	2	5,720
	基盤研究(C)	12	16,510	15	16,770	17	22,100	15	13,650	12	14,300
	挑戦的研究(萌芽)	0	0	0	0	1	1,820	1	1,690	1	2,470
	若手研究	3	4,550	4	4,160	4	3,640	3	2,860	1	2,470
	研究活動スタート支援	0	0	0	0	1	650	1	780	0	0
	小 計	15	21,060	20	26,130	24	33,280	22	31,200	16	24,960
施設・設備補助金	私立大学等研究設備整備費等補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	私立学校施設整備費補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大学改革推進等補助金		0	0	0	0	1	9,861	0	0	0	0
受託研究費		3	3,040	3	3,040	3	3,490	2	4,030	3	4,940
奨学寄付金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計 ()内は施設・設備整備補助金を除く		24,100 (24,100)		29,170 (29,170)		46,631 (46,631)		35,230 (35,230)		29,900 (29,900)	
受入れ総件数		18		23		28		24		19	
受入れ種目数		3		4		7		6		5	

(注) 科学研究費補助金は間接経費を含む。

表 10-3 科学研究費補助金獲得額等の推移

(金額単位:千円)

種 目	2019年度			2020年度			2021年度			2022年度			2023年度		
	申請 件数	採択 件数	獲得額	申請 件数	採択 件数	獲得額	申請 件数	採択 件数	獲得額	申請 件数	採択 件数	獲得額	申請 件数	採択 件数	獲得額
基盤研究(B)	2	0	0	2	1	5,200	2	1	5,070	2	2	12,220	2	2	5,720
基盤研究(C)	30	12	16,510	26	15	16,770	26	17	22,100	25	15	13,650	30	12	14,300
挑戦的研究 (萌芽)	2	0	0	2	0	0	2	1	1,820	1	1	1,690	1	1	2,470
若手研究	5	3	4,550	6	4	4,160	4	4	3,640	3	3	2,860	2	1	2,470
研究活動 スタート支援	0	0	0	3	0	0	4	1	650	4	1	780	1	0	0
合計	39	15	21,060	39	20	26,130	38	24	33,280	35	22	31,200	36	16	24,960
研究者総数	40			41			42			41			43		
申請率(%)	97.5			95.1			90.5			85.4			83.7		
採択率(%)	38.5			51.3			63.2			62.9			44.4		
研究者1人当 たりの獲得額	527			637			792			761			580		

(注1) 申請率=申請件数/研究者総数 採択率=採択件数/申請件数

(注2) 科学研究費補助金は間接経費を含む。

(2) 分析を踏まえた長所と問題点

本学は 2017 年の開学以来、入学定員を確保し、開学 4 年目の 2020 年度決算以降、経常収支差額は収入超過で推移しており、教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政確保を確立している。

(3) 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は 2017 年の開学以来、入学定員を確保し、開学 4 年目の 2020 年度決算以降、経常収支差額は収入超過で推移している。今後も入学定員を確保できれば収入超過で推移する見込みであるが、授業料収入への過度の依存を避けるためにも、受託研究費、奨学寄付金等の外部資金の獲得に向けて対応策を講じる必要がある。

本学における財務関係比率は、同系統大学部門平均及び同系統大学法人平均と比較し、良好な数値を示しており、教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立していると言える。

【根拠資料】

資料 10-40 令和 5 年度決算書

資料 10-41 令和 5 年度決算書(第 3 号基本金の組入れに係る計画集計表)